

一つが即ち社會である。

個人の社會的結合には粗なるものがあり、密なるものがあつて、必ずしもその趣を一にせぬけれども、社會の有する全體的精神はこれが各員の結合がその密度を加へるに従つて、その強さを増して來る。名づけて社會精神といふべきである。單獨な個人としては精神の力の弱いものも、一度社會の一員となつてこの社會精神を分取すれば、忽ち強い精神力の所有者たることのあるのは、偶々以て社會精神の個人を支配する力のいかに大なるかを物語る事實である。

吾々がその人格内容を充實し、その理想とするところを實現しようと思へば、必ず社會を創作し、これが成員となつて、社會生活を遂げねばならぬのである。即ち吾々は社會を創作し、その中に生きその有するもろゝの力を受け入れて己が人格内容を充實し、一步は一步、その理想を實現することが出来るのである。人は自ら思想の主體となり、行爲の能動者たるところからして、やゝもすれば、己が道徳も信仰も自ら創作し自ら蓄積して何等外力の與かるところなしと思惟するのであるけれども、これは事實に反する。プラトーンが「人はエトスの乳を呑んで育つものである」といつたのは動し得ぬ眞理を道破するものである。こゝにエトスとは風俗、習慣といふほどの意味である。各自の有する精神的資産はその屬する社會から與へられた資料をば、己が思考形式を以てこれに一定の形を與へて己が所有となしたに過ぎぬのである。

八

人は發育の或る時期に達すれば、善惡を辨別し、正邪を是非する力を備へて來る。名づけて道徳意識といふべきである。この意識は人が社會を創作し、その中に生きつゝ、己れ以外に己れが意志と等しい意志があり、己れ以外に己が人格と等しい人格のあることを認識するところに生ずるものである。この故に各自の道徳意識はこれを個人の中に存する社會精神といふことが出来る。人にはこの意識があつて、己が要求を制限し、他人のそれを認め、自他の關係を緊密にして共同生活を遂げることが出来るのである。然るところ、この意識は専ら社會の有するもろゝの力を受け入れて發展するものであれば、個人の道徳意識と社會の有する力とは互に因となり果となるものである。即ち個人の道徳意識が社會的に働いて社會の力となり、社會の力は翻つて個人の人格内容を充實し、個人の道徳意識に培ふものである。個人の道徳意識はその生活の内的指導原理であつて、社會の力はその外的指導原理である。前者が發展すれば後者もまた發展し、後者が發展すれば前者もまた發展する。以て社會と個人との間にはいかに緊密な關係が存するかを見るべきである。これ人格所有者の反省的自我創作が社會内に於て成し遂げられるといふと、それがその儘で社會創作となる所以である。

斯やうに考へて來れば、人はその人格を完成することは、やがて己が屬する社會を完成する所以で

あつて、社會を完成することはまたやがて人格を完成する所以である。人格完成と社會完成とは畢竟同一事實を異つた立場から見たに過ぎないのである。各個人は機械的には人的物體であつて、一定の時空内に單獨に存在するけれども、精神的には他の同類と結合して社會を組立て、共同生活を遂ぐるものである。そして社會の力に支配せられつゝ、一方に己が對社會的本務を遂げ、他方に自己を完成するのである。然るに社會は一方にこれに屬する個人の人格内容を充實させると同時に他方に自らを完成するのである。即ち同じ條件によつて個人は自らを完成し、社會もまた自らを完成するのである。

以て人格完成を社會完成とはその實を一にする所以を知るべきである。
 個人格を完成する所以のものが眞に善であればそれは同時に社會の善であり、個人の道徳的活動が眞に己が社會の善たる底の行爲を成し遂ぐるものでなければ、決して己が人格を完成することは出来ない。社會は斯やうな個人をその構成要素とするのでなければ、決してまた自らを完成することは出来ない、社會善と一致する個人善を外にして世に個人善なく、社會完成と一致する人格完成を外にして世に人格完成はないのである。カントが『汝の意志の格律が同時に普汎的立法の原理たるやうに行動せよ』といつたことの、道徳律として極めて適切であることはまた疑を容れぬのである。

九

もろくの社會の中、その組織の最も堅く、その力の最も強きものは即ち國家である。この故に吾々は國家善と個人善との一致を圖ることが最も意義ある人格生活でなければならぬ。人は國家の一員として、その地位、境遇に應ずる本務を遂行して、始めて一方に己が人格を完成すると同時に、他方に國家を完成することが出来るのである。國民道徳の價値はこれをこの點に於て發見することが出来る。而して人は己れの善とするところが國家の善となることその確實性を加ふるに従つて、その國民道徳上の價値もまた増して來るのである。即ち人の生活の國民道徳的價値はその以て善とするところのものが、その儘、國家善となるところに始めて成立するのである、かの一舉手一投足が天下の則となる底の行爲と、あさましい主我心から出發して思慮なき行爲に出で、遂に己れを葬るべき墓穴を自ら穿つやうな場合とを比較するといふと、容易にこの理を知ることが出来る。私は少しの變更を以て上に述べた言葉を繰返さうと思ふ。人は己れの善とするところが同時に國家の善たる底の行爲をなすのでなければ決して己が人格を完成することは出来ない。また國家は斯やうな個人をその構成要素とするのでなければ決して自らを完成することは出来ない、國家善と一致する個人善を外にして世に個人善なく、國家完成と一致する人格完成を外にして世に人格完成はないと。

若し上來述べ來つたところに主義といふ名稱を與へることが許されるなれば國家的人格主義といふべきである。即ち國家的人格主義は人格をして個人に取つて最も本質的のものとなし、創作性を以てその根本的性質となし、この人格を中心として國家生活をなすべきことを主張するものである。更にいへば、個人の席に坐しながら國家創作の事に従ふべきことを主張するものである。別にいへば、事實としての個人は事實としての國家に一致するものであることを信じて、個人生活をしてその儘、國家生活たらしむる主張である。人は自我創作の人格生活によつて始めてよくその屬する國家の生命に培ふことが出来る。従つて明に人格的に目覺めて己が坐すべき席に着き、己がなすべきことをなせば、それは個人的には自我を創作する所以であつて、國家的には國家を創作する所以である。言ひ換ふれば、己が取るころの業務に己が使命を見出して、それに向つて全人格の力を傾ければ、それは自我を創作すると同時に國家を創作するのである。人は斯やうにして始めて一個獨自の存在を確立することが出来る。國家を背景とする個人の存在は國家のあらん限り確實である。國家的人格主義は三つの道德律を有する。

一 個人を人格に轉回せよ。

二 個人主義を人格主義に轉回せよ。

三 常に國家といふ全體の爲すある部分として生きよ。

第二章 社會

第一節 社會力

私は數ヶ年この方、我が同胞の社會生活の複雑化を倫理的に取扱つてゐる。自國の新しい道德的事實を研究することも、亦學徒の一義務と信せられるからである。爲に私の研究が絶えず社會學の領域に出入するやうになるのは自然のことである。この小論文はかやうな私の態度の所産の一に外ならぬ。社會學については少しも自信を有たぬ者の餘技に成つたものが、恐らく誤謬に陥つてゐるところのあることは、これを想像するに難しとせぬのである。伏して大方の叱正を乞ふ次第である。

凡そ個人には物力あり心力あつて、これ等を働かせてその生を遂げつゝ、あることは明かな事實である。然るところ、彼れをその一員とする社會にも亦一廉の力があつて彼れを統制して、自らの存立を可能ならしむることも亦事實である。一人の私的意志は社會の慣習や傳統の前にはその發動を制限することを餘儀なくせられることの如き、いかに凶惡の罪人と雖も、國法の課する刑罰はこれを免るゝに由なきことの如き、いづれもこれが明證であらねばならぬ。その他、道德といひ、宗教といひ、輿

論といひ、制度といひ、いづれも一種の力を有して個人に臨み、以て能く社會統制の機關たるのである。

如上の事實は果して如何なる理由に基づいて成立つものであらうか。私はこれを以て社會力の現はれであると考えたいのである。社會力の本義については學者の見るところが未だ一定せぬもの、如く、甲是乙非、今尙ほ定論とすべきものを見ぬのである。而かもこれは社會學の研究事項中最も重要なもの、一であつて、これが妥當なる解釋は社會學をして一個獨立の精神科學たらしむる上に極めて有力なる條件たるのである。ロツスが「社會學の隅石は健やかな社會力論であらねばならぬ」(「社會學の基礎」一八一頁)と斷じたのは、この邊の消息を物語るものといふべきである。

二

社會力には廣狹二種の解釋がある。その廣義の第一は社會のエネルギーである。例へばコムトはこれが代表的主張者であつて、社會力と社會のエネルギーとを全く同一視してゐる。スペンサーはこの説に據るもの、如く、いはゆる社會靜學を以てもろくの社會力の均衡を得た状態を研究するものとなした。

その第二は社會活動の主動力であつて、スタッケンベルグの如きこれが主張者の一人である。彼れは歴史なるものは社會力の作用の計算に外ならぬのであつて、人の有する歴史的意義は彼れがこの社會力の源頭たるところにあるとなした。

その第三は個人力である。例へばボールドウインは社會力を以て個人力と同一視し、個人を以て「特殊化する社會力」と呼び、社會を以て「一般化する社會力」と呼んでゐる。

その第四は對個人の方であつて、個人に向つて強制なり抑壓なりを加へるものである。ラッツェンホーフエルの如きこれが主張者の一人である。彼れは社會意志を以て社會力の持主となし、この意志の個人意志に臨むや社會的の道程を分取させ、個人の社會的衝動に社會的意義を與へると思惟した。

以上を社會力の廣義の解釋の主なるものとする。即ち社會のエネルギー、社會活動の主動力、個人力及び強制力である。第一説に向つてはワードこれに反對し、社會力を以てむしろ物理學的意義を有するものとなした。ボールドウイン亦社會力と社會のエネルギーとを區別し、後者は一定の單位を以てこれを測定することが出来るけれども、前者はこれを測定し難いとなした。第三説も亦同意を憚る外はない。社會力は衆個人の目的論的共同生活を成遂ぐるところに成立つ全體の力であつて個人の行動を統制する力であれば、何處迄もこれを個人力と區別せねばならぬ。まして或る種の個人力には反社會的作用さへ存して社會の存立と發展とに有害なるに於てをやである。

思ふに吾々の參酌に値ひするものは、第二、第四の兩説である。第二説のいはゆる社會活動の主動

力は社會をして一個儼然たる精神的存在たらしめ、第四説のいはゆる強制力は社會人の平生逢着するところであつて、能く彼等の行動なり生活そのものなりを整頓して社會をして秩序ある全一たらしめいづれも吾々の社會生活を合理的に解釋する上に少からず役立つところがあるのである。尤もポールドゥインが社會力と社會を創作する力とを區別すべきことを説くのは理由なしとせぬ。何となれば、已に社會生活をなすつゝある者をますゝ社會的ならしむる力と、未だ社交性を有たぬ個人活動を陶冶してこれを社會的ならしめる力とは、その間に看過すまじき相違があるからである。

三

社會力の狹義の把握も亦一樣でない。第一はこれを欲求となすものであつて、スモールの主張するところである。彼れは人の欲求の對象を以て健康、富、社交性、知識、美及び正の六種とする。私を以てこれを見るに、これ等がいづれも吾々の力強き欲求の對象となることは敢て異議なきところとするも、吾々の欲求對象は以上の六種に限るべき謂はれがない。これ等以外に吾々に向つて小ならぬ吸引力を有する欲求對象が思ひ當るのである。例へば權力の如き、名譽の如き、はたまた信仰の如き皆ありふれたものである。彼れはこれ等を以て或は第二義的のものとなすか知れぬけれども、これ等を上の六種に比ぶるに些の遜色を見ぬといはねばならぬ。この點については次に擧ぐるものの内に參考に値ひするところがある。

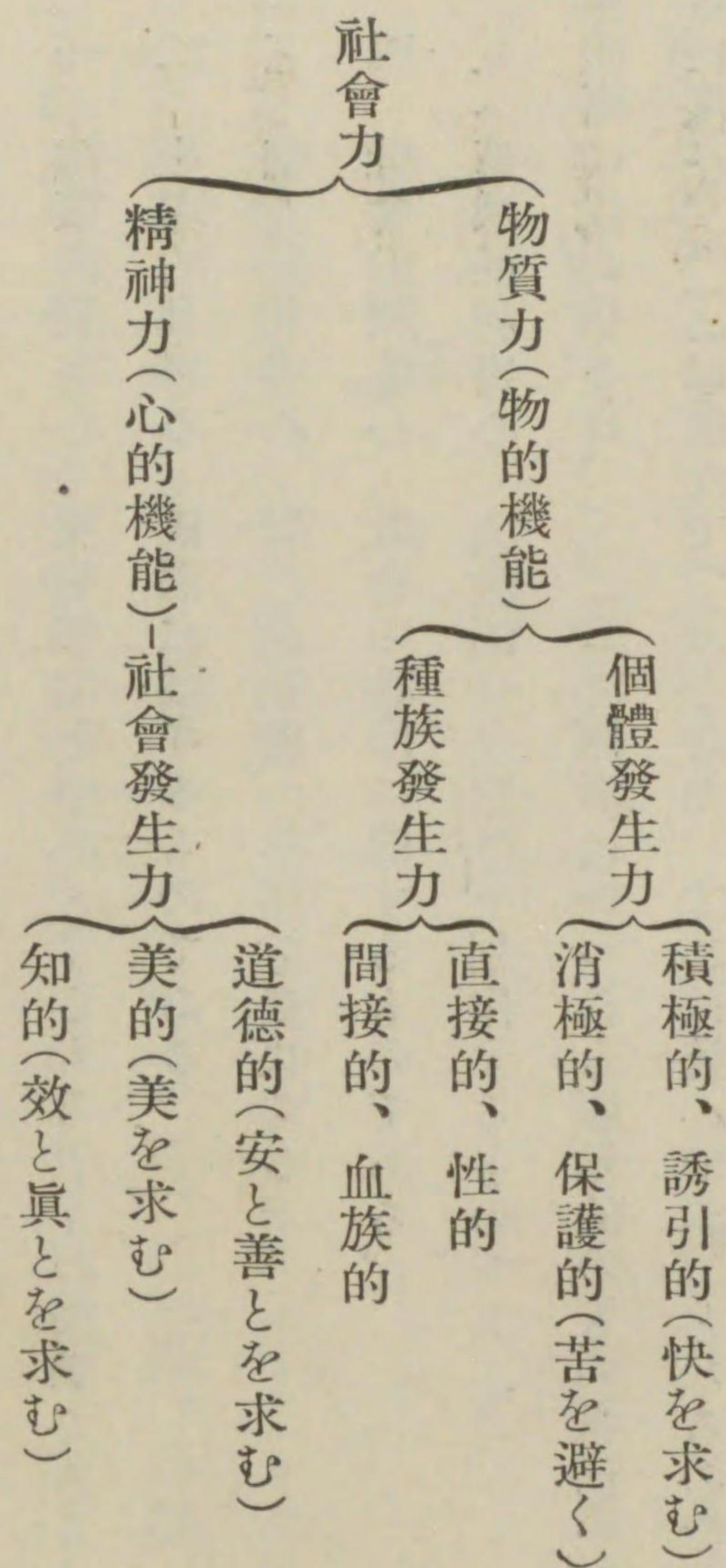
第二は利害心となすものであつてラッツェンホーフの主張にかゝるのである。彼は利害心を以て意識を形造る最初の經驗であるとなし、その中に機能、傾動、反射運動、盲目的衝動及び意識的欲求を含めて、これを左の五種に分けてゐる。

- 一 種族的利害心 生殖機能を中心とするもろゝの衝動である。
- 二 生理的利害心 飢渴に關するものである。
- 三 個人的利害心 對己的動機の全部を意味する。
- 四 社會的利害心 社會の秩序に關するものである。
- 五 超越的利害心 宗教的及び哲學を創作するものである。

主張者の説に依るに、(一)(二)兩者はいづれも原始的のもの自己中心のものであるが、心の發展するに従ひ、(一)は進んで(三)となり、(二)は進んで(四)となるのである。これ等四種の利害心が充足せらるゝに従ひ、漸く眼前の世界の不完全なるを知つて、無限、絶對なるものに歸向し(五)を成すのである。これ等もろゝの利害心は衝動として現はれるのであるが、衝動は缺乏を豫想して人をして内的不安を意識させ、彼れはこれを除去らうとして社會力が成立つのである。由つて見るに、主張者は社會力を以て個人意志に出發し、それが次第に發展して社會意志となると思惟するのである。

四

第三、直接、力といふ言葉を使つて社會力を言表はすものはワードである。そしてそれを左表を以て示してゐる。



これをラッツェンホーフェルの見解に比ぶるに、更に周到である。吾々はこれに依つて餘程、教へられるところがあるといはねばならぬ。たゞ注意すべきはこれが主張者が物質力を以て社會力の中に組入れてゐることである。この點スモールやロックスが社會力と自然力とをハッキリ區別したのと全く異つてゐる。思ふに彼はたとひ物質力といふと雖も、これを働かせこれを享受するものは心である、然

り、社會人の心であるとなすのであらう。

第四は個人の思想及び感情の、他の個人及び社會に向つて實際、影響を及ぼすものを社會力となすものであつてスタッケンベルグの主張するところである。その分類を見るに左の如くである。

- 一 基礎的
 - イ 經濟的
 - ロ 政治的
- 二 組織的
 - ハ 主我的
 - ニ 體慾的
 - ホ 感情的
 - ヘ 養氣的
- 三 文化的
 - ト 美的
 - チ 倫理的
 - リ 宗教的

金の味ヲ知レ
三錢

又知的

その一基礎的のものは社會の存立に必要な缺くまじきものである。少くとも社會發展の或る時期に於て存して、その存立に役立ち而して後の二三兩者に對して豫備的のものである。その二組織的のものは人の自然的状態に見られるものであつて、直接、人身の構造、組織より發し、自然人に取つても文化人に取つてもいづれも頗る優勢なものである。その三文化的のものは人の文化生活に關するものであつて、文化の發生と共に力強く働くものである。ロツスはこれを評して、「その基礎的なるものを除けばこの案は秀越なものであらう」といつた。

五

第五、ロツスはスモールと等しく欲求を以て社會力となし、これを左の如く分類してゐる。

一 自然的

イ 體慾的 飢、渴、性慾

ロ 快樂的 恐怖、避苦、溫き愛、易安、官能的快樂

ハ 主我的 羞恥、虚榮、恃負、猜疑、自由・權力及び名譽の愛、功名心

ニ 感情的 同情、社交性、愛、憎、怨、嫉妬、怒、復仇心

ホ 養氣的 遊戯心、自己表現心

二 文化的

ヘ 宗教的 宗教的忘我の熱求

ト 倫理的 公明心、正義感

チ 美的 美的享樂の欲求

リ 知的 探究心、知識・學習及び報道の愛

探究心

この案が上のスタッケンベルグのそれに負ふところのあるのは、一見して明瞭である。たゞロツスはスタッケンベルグの如く、社會力を思想及び感情とせないで、これを欲求としてゐる。スモールも亦欲求説を取つたけれども、ロツスはスモールよりもずつと詳細を極めて如何にも包括的である。ロツスは自然的欲求の研究を以て人類學に屬し、文化と共に文化的欲求の研究を以て社會學に屬するものとなした。彼はまた富、政治、宗教及び知識の四者を以て人の欲求を充足する主なる條件となし、社會力はこれ等四者に向つて烈しく働きかけて經濟的、政治的、宗教的及び知的利害心を惹起し以て人類の歴史を創作するとなした。この利害心をいふところは、ラツツェンホーフエルに基づくものと見るべきである。

諸家の社會力に關する主なる見解を論述すること概ね此の如くである。試にその廣狹兩義のものを

通覽し來れば、いはゆる多岐亡羊の歎なしとせぬ。今更にこれを列記して卑見を述べるの便に供した
い。

廣義のもの

- 第一社會のエネルギー(コムト)
- 第二社會活動の主動力(スタツケンベルグ)
- 第三個人力(ボールドウィン)
- 第四社會の強制力(ラツツェンホーフエル)

狹義のもの

- 第一欲求(スマール)
- 第二利害心(ラツツェンホーフエル)
- 第三力(ワード)
- 第四思想及び感情(スタツケンベルグ)
- 第五欲求(ロツス)

六

私はさきに廣義の社會力の内、第一社會エネルギー説と第三個人力説との同意し難くして、第二社會主動力説と第四社會強制力説との取るべき所以を述べた。然らば狹義のものは如何といふに。第三力説を除いては凡てこれを一元に歸せしめることが出来ると思ふ。何故ぞといふに、第一説及び第五説の欲求といひ、第二説の利害心といひ、而して第四説の思想及び感情といひ、これ等はいづれも心理學的のものであるからである。否々、第三力説と雖も、その一半は精神力であつて同じく心理學的のものである。然らばその一元とは果して如何なるものであらうか。

社會力の本質は物理學的のものでなくて、心理學的のものでなければならぬ。これそは精神的交通を有し、相互關係を有する衆個人の集團即ち社會に於て築かれて、それ等衆個人に向つて一定の統制力を揮ふものであるからである。

人は經驗の主體である。そのもろくの經驗は或は互に依屬し、或は互に反對し、或は互に矯正し、或は互に因果となり、その結果人の頭腦には一の精神的貯蓄が形造られる。一たびこの貯蓄が出来るといふと、それは或は感覺によつて刺戟せられ、或は反省によつて整頓せられて一定の形を備へ、以てその次いで來る經驗を支配し、同時に自らも該經驗の影響を受けて、その作用を組織立てるのである。これが個人の心である。この心は或は思惟し、或は感觸し、また或は意志して、こゝに人の精神生活が成立つて來る。

如上の心の所有者たる一人が、他のその所有者たる一人と交はるや、おのづからその心と心とが相觸れて、或は互に感化し或は互に反對して、その間に相互關係が生じ、相互作用が働き終に兩者の間に類似點現はれ一致點起つて、同じ事實に對しては相似た判斷を下し、同じ問題に向つては同様の興味を起し、更に進んでは思想も感情も欲求も接近し來り一致し來るのである。勿論、これ等二つの心は全然相一致するといふことは困難であつて、或る出來事については異つた見方をなし、異つた處置を取ることもある。けれどもその交はることが久しきに互れば、かやうな差異點も次第に減じて、以前は異つた見方をなし、異つた處置を取つた出來事についても、今は同じ様な見方、同じ様な處置を取ることに、なり。互に共鳴し互に同感するのである。彼の「一人同志。其利斷金。」といふ文字はこの邊の事實を言表はすものと見ることが出来る。

七

上述の事實は衆個人の心の觸合つた場合にも亦見出される。彼等が共同目的の下に共同運命に支配せられ共同經驗を重ねるときは、その心が交通し結合して、共通の出來事に向つては共通の興味を喚起し、これを處理するにはその方針、その態度を一にし、單なる自己中心の思想なり行動なりはおのづと淘汰せられてしまふのである。これは他でない。衆個人の共同經驗が彼等に共通な精神的貯蓄を形造り、各自がこれを分取するからである。かやうに社會の構成要素たる各個人に共通且つ普汎的な精神的貯蓄を社會意識と呼ぶのである。この意識は共同目的によつて結附けられた數多の心の交通し結合し及び集中して出来るものであつて、一の普汎性を有し、個人の心のこれを無視しようとするものに向つては嚴かな權威を以てこれに臨むのである。社會意識の權威はやがてこれが主體たる社會そのもの、權威である。社會力なるものはこの意識を動的に把握したものに外ならぬ。かくして、社會意識は社會各員を統制する力がある。これ、それが社會力たる所以である。ロツスは「吾々が社會的と呼ぶの權利を有する統制は實際その背後に社會の全重量を荷ふ」(「社會的統制」七七頁)といつてゐるが、この考へ方からすれば、社會力は正しく「社會の全重量」の動的表現である。

前に取扱つた諸家の社會力に關する見解を卑見の社會意識に關係つけて見る。廣義の社會力たる社會主動力と社會強制力とは、いづれも社會意識の意志的方面の姿相であると思はれてはどうか。狹義の社會力たる欲求は個人意識に於て働き出した社會意識に外ならぬと思ふ。利害心は個人中心の態度から出發して、次第に發展して社會中心のそれとなつた社會意識である。力(精神力)は特に社會意識の動的作用を高潮したものである。終りに、思想及び感情は人の社會生活に於て現はれて、その精神的影響を個人なり社會そのものなりに及ぼす社會意識の側面である。若しこの試みが幸にして大なる誤りがなからば、諸家の以て社會力となすものはこれを一元に歸せしめることが出來た譯で

ある。一元とはいふまでもなく社會意識である。

二 明暗兩様の生活

「希望——而して終りなきの更新」とは英國の詩人ワーズワースの言葉であるが、これは吾々の社會生活に取つても意義ある言葉でなければならぬ。吾々は年の始めに高らかにこの言葉を叫んで昭和三年のスタートを切りたい。

それ自らに於ける「時」には過去なく現在なく未來なしである。「始めなき始めに出立して終りなき終りへと進む進行が時である」。けれども年の始めにはおのづと心が改つていろ／＼のことが考へられる。考へるとはその対象をその眞の姿相に於てとらへることである。見たこと、聞いたこと、觸れたこと、感じたこと、行つたこと、これ等はいづれも考へることの対象となつて来る、否、考へたことそのことも亦その対象となるのである。要するに、内外の經驗の一切は吾々の思考の対象となるのである。

今、筆者の思考の対象としてその全意識を占領してゐるものは我が社會である。筆者は我が社會の

眞の姿相をとらへようとしてゐる。

二

眼前の我が社會はいかにも世智辛くなつて來た。いはゆる生活難は多くの同胞にひし／＼と迫つて、「不景氣」といふ言葉は殆んど凡ての人の合言葉となつてゐる。若し吾々が、日本全國の人々が一日の内果して何回不景氣といふ言葉を口にするかを數へることが出來たならば、それは恐らく驚くべき數にのぼることであらう。筆者は舊臘、神戸市にいつて山の手の某旅館に投じたが、その邊りは、殆んど毎戸、門の柱に「諸事節約」と書いた紙が張られてあつた。中にはこれに加へて「寄附行爲一切謝絶」と書いてあつた。或はその下に「勤儉力行」と書いて置くところもあつた。これは一寸、筆者の注意をひいた爲に主人に同市の經濟事情を聞いて見たところ、主人は、當今の神戸といふものは全く不景氣のドン底に落ち込んでゐる。當市には川崎造船所の破綻、鈴木商店の蹉跌及び十五銀行支店の閉鎖といふ三つの出來事があつてその影響の及ぶところ實に大である。今や當市は全く火の消えたやうであると答へるのであつた。平生この方面には左程注意を拂つてゐない筆者にも神戸の不景氣といふことが判り、同時に毎戸の張紙の理由もまた能く判つた。そして今更ながら實業家の經營上の責任といふものが如何に大なるものであるかを痛感させられた。

東京市だけで失業者の数が十萬以上にのぼつてゐるといふことである。彼等が絶えず生活苦の爲に虐げられてゐることは、その心ならずもろ／＼の犯罪行爲に出るので判る。紳士の早替る強盜、背廣服の追剥、氣丈な女性に生捕られる白面の強盜、誰れかこれ等を不景氣といふ狂瀾の爲に漂蕩せられてゐる憐むべき失業者の後身でないかと斷言することが出來よう。先月初め、警視廳の人事相談掛は「この頃、こゝで取扱つてゐる相談事はそのまゝ、放任して置けば、自殺となり、犯罪となり、一家離散となるやうな問題ばかりです」といつたと或る新聞は傳へた。

三

我が國では毎年人口が百萬以上増すといはれてゐる。然るところ、日本國民の基本食糧たる米の産額はこれに準じて増すかといふにさういかぬ。そして毎年七百萬石不足するといふのである。豊葦原の瑞穂の國に食糧問題が起るといふことは確に一の皮肉といふべきである。これについては商工政策を講ずべきであるといふ説があり、移民政策をといふ説があり、或は産兒制限をといふ説があるが、いづれも議論の割合に實行が掛取らぬものゝ如くである。今日我が國で望ましきは獨斷にして且つ獨善なる百の議論よりも有效なる一の實行である。

人口論を以て知られてゐるマルサスも社會の苦難を指摘した割合にこれが救済策を教へてゐない。

議論は比較的雑作ないが實行は案外六づかしい。我が國の社會事業の多くが計劃倒れになつてしまふのは深くあやしむに足らぬのである。この點に關して忘るまじきは一方に根本的研究にいそむると同時に、他方に勇敢なる實行に出づることである。根本的研究に立脚する實行でなければその効果の乏しいことを知らねばならぬ。己が責任を回避する爲の調査機關の如きは多くは實效を伴はない。彼のサンガーが産兒制限案を考へ出したのは、彼女が社會事業従業員としてニューヨーク市の貧民窟に出入し、彼等貧民が多産に苦しむのを目のあたり見た結果であつた。妻女を亡くした赤貧漢が赤子に珈琲を飲ますところを見せられては、苟くも木石でない限り何人も動かすには居られぬ筈である。

「政治の要諦は國民生活の安定を圖るにある」とは政治家甲の説である。「政治は明るくなければならぬ。明るい政治こそ吾々の目指すところである」とは政治家乙の論である。いづれも人をして首肯させる。筆者はこれ等政治家が特に救貧問題と人口問題とに關して十分にその言責を果たされんことを切望する。

四

如上の現社會に於て不健全な世相の現はれ、慘虐な事實の頻出し來るはおのづからの理數である。例へば近頃は自殺する者がなかく／＼多い。その中には高等な教育を受けた者もある。特に高等學校の

學生や大學生の情死に至つては沙汰の限りである。又文士某の自殺は少からず模倣者を出した。而して模倣の理由の中にはその方法が新規でもあり都合好くもあることが數へられるやうに思ふ。その他、家出人の多いことも社會觀察者の看過し得ぬところである。殆んど毎日の新聞は家出人呼戻しの廣告を載せてゐる。要するに今日の社會には暗い生活、陰慘な生活をなすつゝ、ある者がいかにも多いのである。

更に心ある者の長大息を禁じ得ぬはいふところの親子心中であり家族心中である。世に悲慘事といふ悲慘事は随分あるけれどもこれにまさる悲慘事は思ふに少ないであらう。父なり母なりは死なねばならぬ理由あつて死ぬるのであつて、その死は固より覺悟の前であるとするも、あの世への道伴れとなる頑是なき小兒は果してどうであるか。若し心中は當事者の自由意志に基いて行はれるものとするれば（多少例外はあるにしても）、親子心中、家族心中といふ言葉はあたつてゐない。それは明に殺人行爲である、然り、虐殺であり暗殺である。己れを父と呼んで愛し、己れを母と呼んで慕ふ無抵抗力者を欺いて然る後ち行ふところの虐殺である。己れ等を親と呼んで敬ふ清淨無垢の無防禦者に不意に襲ひかゝつて行ふところの暗殺である。如何に親なりと雖、かやうな權利がその子に對してあるべきものでない。勿論それは己が子女を以て己れの純所有とする舊き家族觀に立ち、己れの死後それ等子女の孤兒としての生活の不憫に思はれてならぬ親の愛に基づくであらうが、法律上は論なく、道徳上並に宗教上の罪である。たゞ自らも己が生命を絶つてしまふところから罰せられぬだけである。若し多くの宗教の教ふるが如く肉體の死後、魂の生活があるとすれば、殺兒犯者の魂は恐るべき審判の前に立たされるであらう。

五

以上は尊屬親の卑屬親に對する殺人行爲であるが、時としては卑屬親の尊屬親に對するそれがある。洵に恐ろしい世の中である。又兄弟間、夫婦間のそれや主従間のそれもある。今日は一人が一人を亡き者にするは別に珍しくないのであつて、一人が或は二人を或は三人、四人を亡き者にする。神戸市の場合六人、名古屋市の場合は八人、東京郊外田無町の場合は十五人を殺傷してゐる。その他、最近、痴漢の暴行が大層増して來てゐる。蓋し吾々は最も險惡なる人心をこのあたりの世相に見ることが出来るのであつて、この點から見た我が社會は頗る不健全であり、いかにも暗黒であるといはねばならぬ。畢竟、一人々々の暗い生活が社會に暗い影を投げるが爲である。

さて、これが理由を考ふるに、これには極めて複雑なものがあるのであつて、簡單にこれを形附けてしまふことはどうしても出来ない。けれどもこれを社會、個人、兩方面から考察して、始めてその真相を捉へ得ることは確かである。社會の側の理由には先づ冒頭に述べた不景氣が數へられる。この

不景氣と呼ぶ慘風は、特に社會の下層にある者を吹きまくつて、彼等をして深刻に生活苦を嘗めさせ、或はこれをもろ／＼の犯罪に導き、或はこれを自棄、自滅に導くのである。この點で銀行家、事業家、約めていへば實業家の凡てはその經營の上に細心の注意を拂はねばならぬ。利他と相容れぬ自利は一の罪惡である。又大小の政治家は論なく、直接人民の安泰に責任ある官公吏は、これを一般的にしては社會の改善することに勵精すべく、これを特殊にしては有效なる政策を決行して、一日も早く吾々の住んで住み心地よき社會を現前させようと努むべきである。口頭の國民生活安定策や無責任の「明るい政治」吹聴は徒に輕視の資料を反感者に與へるのみである。

しかしながら、今日の不景氣の颱風は、獨り社會の下積みになつて居る同胞を薙ぎ倒したばかりでなく、その中層にもまた上層にも數多の犠牲者を出しつゝある。彼の大小銀行の破綻とこれに伴ふ財界の不安とは、實際容易ならぬ結果をこれが關係者に持來さんとしてゐるやうである。中にも最も悲惨なのは名門某氏の没落であると傳へられる。氏は深く自責の念に嚙まれて、先代の辱うした榮爵を辭しまつり、一切の公職をしりぞき、あらゆる所有を提供してその責任の歸するところを明にし、己が殘軀はこれを郊外の矮屋に收めようとしてゐる。明治から大正にかけて長くも代々の君寵たぐひなく、世間から光榮そのもの、幸福そのものと謳はれた名門が、忽ちにして一空に歸し畢るとは、何人も運命の有する殘虐性に驚く外はない。けれども、そのどこ迄も責任感の鋭くして、自責の徹底的な

るところに、さすがは庭訓のおろそかになつたことが窺はれる。蓋し乃父を辱しめぬものといふべきである。この生ける良心をして、今より五年以前若くは十年前、その經營の上に働かせたならば事態は今日と餘程異つて居つたやうに思はれる。世の銀行業者特に破綻銀行の重役なる者にして、氏の心を以て心としたならば、その整理を圖る上に頗る有利なるに相違ない。

六

ひるがへつて個人の側の理由について考へて見る。思ふに家出にせよ、自殺にせよ、他人又は親族の殺傷にせよ、それには差迫つた理由、拔差しならぬ原因があるものと見ねばならぬ。世の常の生活難もあらう。事業の失敗もあらう。戀愛の破綻、家庭の不和もあらう。怨み、憎み、怒り、妬みもあらう。面當てや意趣返し、罪跡湮滅等様々であつて、一々擧ぐるには到底その煩に堪へぬ。しかしこれを一般的にいふならば、その責任者は少からず人格的缺陷を有してゐることはこれを推斷するに難くない。例へば人と爲りいかにも感傷的であつて、世間が思ふまゝにならぬといつては徒に己が涙に酔ふことの如き、理知暗く意志弱くして、磐根錯節を切り開く力に乏しきことの如き、自制心に乏しくして盲目的衝動の亂發を抑へきれぬことの如き、心甚しく荒みて己が進路を照らす光明の少しも認め得られぬことの如き、差當り思ひ當るところの數々である。一言以てこれを蔽へば、己れを救ふ力を

己が人格内に準備して居らぬことである。

更に一層の深處を探ぐれば、人生觀の備はらぬこともある。少くとも快樂論的思想の持主の自棄的態度にはこのことが看取せられる。今日我が同胞の一部には悲觀的人生觀が力強く働いてゐる。彼等は人間を以て單に物質的存在と見做し、その營む生の價値を快樂の多少を以て斷定しようとするのである。この立場からはどうしても悲觀的人生觀が醸される。何故ぞといふに、若し人間を單に物質的のものと考え、その營む生の意義は衣食住を足らしてもろ／＼の物質的欲求を充たすところにあるとすれば、人の子の寄り集つて組立て、あるこの社會は、欲求に應じては物資に乏しく、施設もまた完くなくして、人にその豫期したほどの快樂を與へず、却つて苦痛を拾はしめるからである。こゝに於てこの世の生はこれを経験するに値ひせずとなし、僅かの失敗にも意氣沮喪して、我れと我が生命を中斷することゝもなるのである。

昨年七月、知名の文士某が自殺を遂げて一時世間を驚したことは人の能く知るところである。その遺書を見るに、どうも不審に思はれる個所がある。彼れはその自殺の動機を以て「ボンヤリした不安」であるとなしてゐる。詳しくは「何か僕の將來に對するたゞボンヤリした不安」である。固より筆者は死屍に咎つての避くべきことを知らぬのではないが、あれほど聰明な頭腦の持主であつて、一にして二なき生命を自ら滅ぼすのに僅に「ボンヤリした不安」が動機となつてゐるとは如何なものであらうか。

筆者は彼れに關しては何等知るところがないのであるが、その家庭なり體質なり乃至は主義、理想と現實との關係なりを知る者にとつては、この遺書から言外の意義が明かに捕捉せられるのではなからうか。彼れはその一の所では「家族達に對する同情などはかういふ欲望（筆者註。死に向ふ道程の描寫に關する）の前には何でもない」といつてゐるが、他の所では遺産の左程豊かならぬを歎じてはブルデオアを羨み、死別する妻を憐んでは「寧ろ次第に感傷的になつて僕はたとひ死別するにしろ僕の妻をいたはりたいと思つたからである」といつてゐる。

七

彼れは人間の概念規定をなして、「われ／＼人間は人間獸であるために動物的に死を恐れてゐる。いはゆる生活力といふものは實は動物力の異名に過ぎない。僕もまた人間獸の一匹である。しかし食色にも飽いたところを見ると次第に動物力を失つて居るであらう。」といつてゐる。人間は確に獸の側面をそなへてゐる。現に眼の前にも、獸としての人間が憐むべき罪を犯しつゝある。彼の「人面獸心」とは今なほ生命ある文字である。けれども人間はまた聖なる側面を有つてゐる。プラトーンはこれを「神性」と呼び、佛教ではこれを「佛性」といつた。事實世に神に近き人、佛に近き人の存することを思ふべきである。然らば半神半獸こそは事實としての人間であると見ねばならぬ。従つて人間の生なるも

のは「食色」衝動を充足する活動のみではない。純眞の美にあこがれては忘我の人となり、崇高な信仰にひたつては無我の境に逍遙するのである。藝術は「人間獸」の頭腦からは生れて來ない。我が文壇の鬼才文士某はどうも「人間獸の一匹」ではなかつた。

「藝術の諸形式諸傾向、一として試みざるは無く、試みて遂げざるは無し。鶯は日輪を見ていや高く翔らんとす。悲しむべき多病と多愁と、腰圍は詩に因つて痩せ、雙肩は生に由つて歪みぬ。」これ彼の舊友が彼れをたへ彼れを憐む言葉の一節である。吾々はこれによつて略々彼れの健康状態と性格とを知ることが出来る。彼れ自らは「僕は昨夜ある賣笑婦と一緒に彼女の賃銀の話をし、しみじみ生きるために生きてゐる」吾々人間の憐れを感じた。若し自ら甘んじて永久の眠りに入ることが出来れば吾々自身のために幸福でないまでも平和であるに違ひない」といつてゐる。彼れの朋友はこれをつて見れば、彼れの如きは眞劍に人生を觀照した者であつて、これを世のありふれた快樂論的思想の持主と同一視することはその當を得ないわけであらうが、その自殺の動機は矢張りこれを厭世的な人生觀と見て左程誤らぬと思ふのである。この人にしてこの人生觀ありである。世間普通の家庭悲劇の主人公の人生觀いかんはこれを推すに難しとせぬのである。

筆者は個人の暗い生活の由つて來る理由を社會、個人兩方面から考察して見た。要するに個人の暗

い生活が社會の光りを失はしめ、光りなき社會がますます個人の生活を暗くするのである。然らば個人の明るい生活は如何にしてこれを招來することが出来るであらうか。

八

吾々の生きつゝある新時代は一の大なる力を有つてゐる。それは他でない。民主化の力である。この力は現代人を自由と平等とに目覺めさせて、凡ての舊き生活原理から彼等を解放した。然らば彼等はその代りに新しき生活原理を得たかといふにさうでない。彼等の多くはどのやうに己が人格内容を檢しても安全に己れを導くもの、確實に己れを助けるものを見出すことが出来ない。これその生活が常にそは／＼として些の落着きなく、一たび蹉けば懊惱となり、二たび蹉けば失望となり、いろ／＼無思慮の行動に出る所以である。個人以前には社會は無い、従つて社會を明るくするには先づ個人そのものを明るくせねばならない。そのこれが爲めには先づ一人々々の主觀を整頓せねばならぬ。

學術からでも可い。道徳からでも可い。或はまた宗教からでも可い。兎に角、逸早く己が生活原理を見出して、これによつて日々の己が實生活を律し、己が人格内容を充實し、たゞに苦しい現實の威壓に押へ附けられぬばかりでなく、進んで爲すある自己を建設し、刻々新生を打開すべきである。こゝに晴れやかな氣分は生じ、こゝに内外透徹の心境が展開する。人間の行路に起伏高低の存すること

は今に始つたことでない。人生の道程に快苦禍福の横はることは今もなほ古の如くである。知識なり道念なり信念なりを力に、この起伏高低の存する行路を勇ましく進み、この快苦禍福の横はる道程を脚ふみしめて迎るところに人生の意義が成立つて来る。屈託はよくない、倦厭もまたよくない。たゞ確かなる知識に、動きなき道念に、聖き信念に、深く己れを信じ己れを恃みて、ひたすら邁進すべきである。叩かねば開かれない。

然らば確かなる知識、動きなき道念、聖き信念は如何にしてこれを贏得べきであるか。たゞ己れ自らの努力によつてである。これ等はその眞の意義に於ては、自ら創作すべきものであつて他から與へらるべきでない。自ら創作してはじめて己が血たり肉たるのである。自己所有とは自己創作でなければならぬ。外から入來つたものはまた外に出て行く。獨り己が人格の奥底から湧出たものであつて、始めて永く己が所有たることが出来る。かやうにして得た確かなる知識、動きなき道念、聖き信念こそは、吾々の生活原理として最もふさはしいものであつて、吾々の主觀はこれ等によつてはじめて整頓せられる。自ら創作したものによつて自らを導き自らを助くるところに、健やかな生が遂げられ、明るい生が展開する。生は厭ふべきものでなくて尊ぶべきものである。たとひ一人々々の進む行路は異つて居てもその歸着するところは一である。この唯一の究竟點をとらへて提げられた千條萬條、否、全體の人間の行路が即ち崇嚴な人生の殿堂である。この殿堂に入つて深くその奥にまで進むことを許される者は、獨り健全な人生觀の所有者に限られる。

三 世相の倫理的考察

一

今日の日本は國家としては、特に對外的に考へては大分喜ぶべき所に進みつゝあります。例へば、大戦當時に誰云ふとなく、日本は他の文化國から一の問題を出されたと云ふ風に云ひました。それはどう云ふ問題であるかと云ふに、「貴國が軍事的に卓越して居ることは已に定評の存するところであるが、文化的には果してどう云ふ業績を有しますか」と云のである。是は日本國民としては考へさせられる問題であります。外國がかう云ふ問題を提げて日本に臨むと云ふのは理由のあることであります。何故となれば、日本は日清役、日露役、世界大戦と云ふやうに、數回の戦争の階段を経て國際的地位を高めて來たからであります。大戦後の日本はその文化的業績をして軍事的卓越に比敵させる努力を要するのである。かう云ふ考へ方から日本を見、殊に對外的日本を見ると、喜ぶべき事柄が幾つか數へられます。今私の思ひ當る所を申しますと、學術の點では斯様な事實があります。前の東京帝國大學理學部教授長岡半太郎博士(停年制の爲に只今は退職しました)は水銀から金を造る方法を發

見されました。承るところ、既に獨逸でもこの研究に着手した學者があるのださうですが、それに較べると博士の研究が迥かに優つて居ると云ふことであります。それで今日はゲッチンゲン大學から少壯物理學者が同博士の下に研究の爲に來て居るといふ話であります。是迄、留學と申すと、こちらから獨逸なり英吉利なり佛蘭西なりその他の國なりに行くのが普通であつたのですが、今や第一流の學術國獨逸からこちらに留學生が見えて居ると云ふことは、日本に對して提出された如上の問題に答へ得る一の事實と思ふのであります。又先般汎太平洋學術會議が東京で開かれました。私はその發會式に招待されて出席しましたが、太平洋を中心とする諸國の代表的學者が見えまして、長きは三十分、短きは十四五分位祝辭を述べられた。その中で例へば英國の學者の祝辭の中には斯う云ふ意味の言葉がありました。本會は前會は濠洲で開かれました、その時次回は日本で開くと云ふことが議決された。すると間もなく日本には關東大震災火災が起つて非常な損害を受けられた。自分等は國に居つて日本に於ける汎太平洋學術會議は或は延期になるのではないかと考へた。所が延期などはされないで約束通り開會せられた。又吾々はその會場は思ふにバラックであらうと豫期して參つた所が、斯様に立派な大講堂に於て催さるゝことゝなつた。この講堂たるこれを歐米第一流の大學の所有して居るものに較べて少しの遜色もない。斯う云ふ意味のことがありました。その發表された研究の結果は、私の専門とは全く異つてゐますから、その内容については私は何とも申す資格を持ちませんが、承るに日本の學者

者とその専門の學術で、あちらの學者と對抗して少しも遜色がなかつた、殊に或る學科の如きは彼等が日本學者の研究に耳を傾けたさうである。例へば地震學とか海藻學とかいふものゝ發表には、彼等が非常に傾聴したと云ふことを聞きました。是なども亦如上の問題に答へ得る他の事實と思ふのであります。次に藝術と云ふ點で同様の考察を試みますと、近頃は日本の古き藝術上の作品、新らしい藝術上の作品が歐米諸國で翻譯されて參りました。先般私は源氏物語の英譯を見ました。是は英國のアーサー・ウェレーと云ふ日本文學の研究者が翻譯したのですが、あちらで大層評判であります。あの時代に斯様な女流文士が日本に居て斯様な作品を公にしたかと云うて大變評判であります。新しいものでは菊池某と云ふ文士の劇が英譯されました。御承知の通り、英國にはバーナード・ショウと云ふ老作家が居つて、創作と批判とどちらも致してゐますが、英國の或る新聞は菊池氏の作とバーナード・ショウのそれとを較べて伯仲の間にあると云ふ意味の批評をして居ります。又先頃岡本綺堂と云ふドラマチストの「修善寺物語」は佛蘭西の劇場で佛蘭西の俳優に依つて演せられました。是亦大層の評判であつたやうであります。就いては藝術の側でも先刻の對日本の質問に對して我々は答へ得るやうになつて來たと云ふことが分ります。その他、一體に日本の國際的位置が向上して來て居りますことは、例へば國際經濟會議、軍縮會議等に我が國の代表者が參列し、殊にデュネーヴの軍縮會議では日本の態度が如何にも重きをなし、どこ迄も軍縮の精神を固く執つて居つたものは、單り我國の代表

者のみであつたといふことであります。由つて見ますれば、我が日本は國家として、特に對外的には相當喜ぶべき方向に進みつゝ、あると云ふことが出来るのであります。

所が日本の社會を見ますると云ふと、只今申上げた所とは餘程開きのある事實が看取されるのであります。私の題目はこれに關係して居るのであります。折角、我が國は對外的には喜ぶべき歩みを執りつゝ、あるに拘らず、日本の社會には歎くべきもの、悲しむべきもの、厭ふべきもの、驚くべきものが少からず見當るのであります。そこで只今から私はその主なる個條を捉へまして、特にそれを倫理的に考察して見ようと思ふのであります。

二

其一は人心弛緩といふ事實であります。今日、我が社會に於て如何にも人心が弛んで居る。例へば、役所を見ても、工場を見ても、學校を見ても、兵營を見ても、田畑を見ても、弛緩した心の持主が見附かるのであります。この人達の生活を見ると云ふと、餘りに現實に忠でありまして、理想には案外不忠であります。若し主義と云ふ言葉を以てこの生活状態を言表はすならば、現實主義と云ふ言葉が妥當であると思ひます。然らば現實主義とはどう云ふ主義であるかといひますと、己れの當然、長か

方で申せば姑息なのです、偷安なのです。唯現實が無事に濟めばそれで宜いのである。無事に現實を迎へ、無事に現實を送り出せばそれで宜いのであります。でありますから、緊張の必要もなければ奮勵の態度も忘れてしまつて居る。就いてはこの主義に基づく生活には、人格發展と云ふことは到底望まれない。生の充實も亦望まれない。他の言葉で申せば、より大いなる生、より廣き生、より高き生、より美しき生、凡て現實以上の生を求めてそこへ邁進し向上する頼もしい生き方を忘れて居るのである。自らを欺いて誤魔化しの生を遂げて居るのであります。要するに、餘りに現實の我に忠であつて理想の我に不忠なのであります。この生き方は第一、當人にとつて望ましくないのであります。折角、發展すべき素質を有する人でも發展せずに已むからである。又社會にとつても同じことであります。斯う云ふ人に依つて形造られて居る社會は決して健全な社會でないからであります。社會といふといかにも廣いものゝやうに考へられますが又狭くも考へられます。即ちそれは一人々々の個人が結合して組立て、居るところのものであります。従つてその一人々々が極めて大切であります。所が今日はその大切なるべき一人々々が己れを欺いて如何にも姑息、偷安な生を遂げて居る。斯様に私には世相の或る側面が見えるのであります。現實主義の生活は所謂享樂主義のそれに關係があります。前者を人の官能的生活に適用すれば後者となるからであります。昨今、我が社會に享樂主義者の多いことは改めて申すまでもないと思ふ。この生活の爲に我が社會の空氣が餘程汚れて居ります。所謂モボ、モ

ガと云ふ變な言葉は果して如何なる種類の同胞を言ひ表はしてゐるのであらうか。私はこれを享樂主義の生活の實行者と云ふを憚らないのであります。この間、或る大學教授が外國から歸つて参りまして旅行談をしましたが、その一節に斯う云ふことがありました。大戰の當時、伯林市の下層の婦人は非常に生活に窮して遂に貞操を商品とする者が現はれました。所が或る一人の婦人は斷じてこの事を敢てしない。それで或る人がこれに動かされてその婦人に問うて、世間の婦人は皆濁つて來てゐるのに、あなた一人が清らかさを固守すると云ふのはどう云ふ譯であるかと問うた。すると事の性質上、その婦人は返答を差控へた。聞手は益々知りたくなつて切に問ひますと、それならばといつて答へられたには、私は大戰前、日本の風俗を敍した書物を讀んだことがある。その中に日本の婦人道は寔に立派なものであつて、貞操を完ふする爲には甘んじて生命を棄てることがあると云ふのである。是非共斯うなくてはならぬ。貞操は我々婦人の生命である。よしんば肉體的生命はこれを抛つても道徳的生命だけはどこ迄もこれを保護しなければならぬ、自分は日本の婦人道を尊んでゐるのであるから斷じて貞操を賣ることはせぬと答へました。ついでには、今日、日本の婦人道の一たる貞操は洋行して了ひました。元來、貞操問題なるものは決して婦人だけの問題ではありませぬ。これは必ず男子が關係してゐます。従つて貞操の輕視は男女同罪であります。生活の爲に貞操を商品にすると云ふ者は大に間違つて居ると思ふ。何故ならば、貞操と生活を秤にかけてその輕重を調べることにその事が已に間違つてゐます。貞操販賣者の生活と云ふ概念は美衣を着、美食を食つて逸居することでありませぬ。それですから澤山の費用を要して遂に貞操を賣ることになるのである。若し粗衣粗食に甘んじて死ぬる覺悟で働くならば、立派に貞操を保護しつゝ、生活して行けると思ひます。貞操は婦人の生活上第一位に位するものでありまして、生活と並ぶものではありません。斯様な不愉快な世相の基く所は私は要するに弛緩した心であると考へます。この點で吾々は餘程精神を引緊めなくてはなりません。即ちどこ迄も緊張して、理想を高く掲げ、常にこれを燈明として現實を照すべきであります。そして若し必要があれば、喜んで理想の爲には現實を抛ち去る勇氣がなければならぬと思ひます。

三

第二は多感多涙と云ふ事實がはつきりと社會觀察者の眼底に映じて來ます。是は感情と云ふものを日々の生活の指導原理とする所に起るものであります。感情は吾々の心の働きの中で、最も動搖して落着かぬものであります。その動搖不定の感情を己が生活の指導原理として、他に聰明なる理知があることを知らないところに多感多涙と云ふ態度が生ずるのである。若し主義と云ふ言葉を以てこの點を現はすならば感傷主義と云ふべきである。現代人の中には餘りに感傷的の人が多いたと思ふ。少しの蹉跌にも弱つて了つて泣言を云ひ、先輩なり教師なりから少し戒告せられると云ふと不平を云ふので

ある。そして或は家出をなし、進んでは自殺をすると云ふのであります。是は寔に不健全な世相と云はざるを得ませぬ。要するに斯様な同胞には自分を救ふ力が自分の人格内に準備されて無いのであります。自己救済の力を自分が所有しないのであります。ですから毎日の生活が終に意義の乏しいものになつて了ひます。これが原因に至つては種々あると思ひます。例へば生活難もありませう、事業の失敗もありませう。戀愛の破綻もありませう、又何だか生活がものうくなつて來る、生活倦厭とも申すものもありませう。けれども、兎も角も唯感情にのみ支配されて己が聰明な理知に訴へて自分の毎日の生活を判断し指導して行くことを忘れて居るやうに思はれます。先般或る有名な文士が自殺しました。この人は我が文士の中でも相當、名聲を有して居る人であつて、我々は死屍に答つことは遠慮すべきことであると思ひます。が、彼は社會に數多の共鳴者、崇拜者を持つて居て、現にその自殺をすら模倣する者が生じて來た以上、何故彼は自殺したか、その理由が知りたいと思ひます。同胞の自殺と云ふことは、たとひそれがどんな種類の者でも確かに同情に値ひるのであります。知名の文士が自殺したのでありますからその理由を知りたいのである。その遺言書「ある舊友に送るの手記」を讀んで見ると云ふと「ボンヤリした不安」と云ふ文字があります。私はあれ程の人が唯々「ボンヤリした不安」の爲めに死ぬるのはどうかと思ふ。若しここに想像が許さるゝならば、あの文士の死は生活倦厭と云ふことぢやないかと思ひます。この想像は決して根據なきものではありませぬ。「ある舊友に送るの手記」の中に「自分は人間獸の一匹だ」とか「色食に飽いた」とか云ふ文字が見えます。由つて見れば、生活倦厭と云ふことがあの人の自殺を説明するに適當して居るものではないかと思ふのであります。あれ程の聰明な頭腦の所有者が既にさうでありますから、世の家出をなす同胞、自殺をなす同胞に至りましては、その動機如何は推して之れを知ることが出来るのであります。就いては我々はこの點でもう少し理的にならなければなりません。もつと冷靜に、もつと沈着になつて、朗かな生活、明るい生活を遂げることを心掛くべきであります。

四

第三に暴力跋扈と云ふ社會現象が見えます。是は現社會の考察に見逃すことの出来ない大きな事實の一であります。私は一の材料として去る第五十二議會に於ける十六人の暴行代議士に就て考へて見たいのであります。御承知の通り、我々は帝國憲法第二十九條で言論自由の權利を許されて居ります。所が上の事實は代議士がこの立憲國民の權利を蹂躪したのであつて、憲法國日本帝國に取つて寔に殘念なことでありませぬ。たとひ、代議士ならぬ人であつても同胞の言論權を蹂躪するといふことは無法の行爲であるが、苟くも一國の代議士が神聖な議會に於て、同じく代議士の言論權を蹂躪すると云ふことは是れはどう見ても遺憾なことでありませぬ。日本が初めて自治制を有しましたのは明治二十一年

であります。それから昭和五年迄優に四十年の長星霜を経て居ります。四十年間の憲制政治の経験を積んで居る日本國民は當然、權利、正義、人格とか云ふやうな道徳的並に法律的觀念が明かであるべき筈であります。然るところ、暴行代議士に依つてこの期待が全く裏切られたと云ふことは、どうも考へさせられることでもあります。歐洲思想史の中から一例を引きますと、今日、佛蘭西にサンデイカリズムと云ふ危険思想があるが、是は革命を方法としても労働者の權利、利益を保護しようとするのである。何故かやうな危険思想が同國に生じたかと云ふと、同國では是迄労働者が絶えず雇主から苦しめられた爲に、彼等は労働組合を拵へました。それをサンデイカと云ひました。サンデイカリズムといふ言葉はこれから導かれました。そして彼等は段々政治的に眼覺めて來まして組合から何名かの代議士を議會に送り出し、それに由つて自分等の權利、利益を保護しようとした。處がその代議士達は意外にも反對黨に欸を通じてその内閣に列したのである。それで労働者は立腹して何たる無節操漢であるか、労働者の權利、利益を保護する爲に代議士に選出せられながら、反對黨に降服して大臣となつて晏如たるとは何たる無節操ぞと云つて叫び立てた。そこで彼等はかゝる上は吾々は最早議會に望を囑さぬ、吾々は自分等の力に訴へて權利、利益を保護する外はないと考へ、いはゆる反議會主義を取り、場合に依つては暴力に訴へてその主張を貫き始めたのであります。「直接行動」と云ふ言葉はこゝに起つたものであります。この勢が段々と昂じまして遂に必要とあれば革命をも辭せぬと云

ふ所まで進みました。でありますから、佛蘭西にサンデイカリズムの起りましたのは代議士の恃むに足らぬところからであります。この事件と我が第五十二議會に於ける代議士の暴力沙汰とを照し合せますと云ふと、我々は暴力代議士の責任の餘程大なることを認めなければなりません。それで前内閣は暴力行爲取締法と云ふ法律を拵へましたが、立憲國と暴力行爲取締法と云ふ法律とは如何にも釣合の取れない事實であります。斯様な法律が立憲國にあると云ふことはいかにも恥づべきであります。その他、承るところによると、近頃は人が己が惡意志を遂ぐるためには金銭で壯漢を買つてそれをし、て暴力を揮はしめることがあるさうであります。若しこれが事實であるならば驚入つたことでありませぬ。吾々には人格と云ふものがあります。是は吾々にとりまして最も尊いものでありまして、何處迄もこれを重んずべく、これを賣買すると云ふやうなことは斷じて許されないのである。金銭で賣買の出来るのは品物に限ります。人格は勿論、品物ではありません。これはカントがその人格論で詳細に論じて居ります。彼に従へば、物品には價值があつてこれを代價と呼ぶのである。然るところ、人格の價值はこれを品位といつて物品の代價と峻別する。物品は代價を持つて居るからこれを金銭で賣買することが出来る。代價といふのは金銭に代へ得る價值と云ふ意味であります。然るに人格の價值は品位であつて金銭ではどうすることも出来ない。これがカントの人格價值論であります。私は是は動かない議論であると思ひます。この點から考へますといふと、今日日本には人間賣買と云ふことが行

はれて居るのであつて甚だ遺憾であると思ひます。近頃、我國では文化と云ふ言葉が大層流行しまして、種々の使ひ方があります。一寸考へてもいろいろの場合が考へ付きます。それ程我が同胞が文化を口にし筆にするならば、我が國の文化は餘程發展を遂げて居る筈である。然るにこの暴力跋扈と云ふ點から現社會を見ますれば、文化の反對の野蠻が思ひ當ります。何故ぞと云ふに、凡そ文化人は複雑なる事柄が起りました時に、之を處理するには道理を以てする。これに反して野蠻人は複雑なる事柄を處理するのに腕力を以てするのであります。それ故、腕力に秀でた者が會長となるのである。大江山酒呑童子がその部下よりも大きく晝かれて居るのは、私は彼れの有する大なる力を表現したものであると思ふ。即ち文化人には力に對する道理の統制が存し、野蠻人にはその反對に道理に對する力の統制が存します。若しこの斷定が間違はなければ代議士の暴行はどうしても野蠻人の振舞であります。尤も我國には普通選舉が行はれて居るのでありますれば、斯う云ふ代議士は自然、淘汰されてしまふものと思はれます。

五

次に第四として人心惡化と云ふことを申します。前の暴力跋扈もこの箇條の中に繰込めないことではありませんが、私は此所ではもつと残念なことに觸れようと思ひます。この數箇年と云ふものは、日

本の社會に殺人犯と云ふものが激増して來ました。是はどなたも疾くに御氣付きのこと、思ひますが、實はこの事は西洋にも大戰後あるのであります。是は今日の世相の中で最も悲しむべきものであります。現代社會に於て最も暗黒なる側面であります。近頃は單に一人が一人を亡き者にするとは平凡な事であつて、一人が二人或は三人或はそれ以上を亡き者に致します。私の記憶して居るだけでも、神戸の事件は一人が六人を殺しました。あの責任者の兄は工學士で私が外國に居ります時何度も會うて居りますが、妙な因縁と思つてあの事の記してある新聞を讀みました。それから名古屋の場合八人です。一人の無賴漢が八人を殺しました。東京郊外田無町では一人が十五人を殺傷して居ります。この様なことは單に他人間に行はれる許りではない。注意して新聞を見て居りますといふと、子が父或は母を、或は父母兩者を亡き者にする場合がある。或は父なり母なりが數人の子を亡き者にする場合がある。兄が弟を、弟が兄を、夫が妻を、妻が夫をと云ふ場合もある。即ち血族間、夫婦間にも慘虐な殺人行爲が行はれて居るのであります。續日本紀の文武天皇の條下に左の文字が見えます。

亟聞。海東有_二大倭國_一。謂_二之君子國_一。人民豐樂。禮儀敦行。今見_二使人_一。儀容大淨。豈不信乎。(國史大系本三三三頁)。

當時は支那は唐の代でありまして、我國では遣唐使といふものを度々あちらに遣しました。こゝで使人とは粟田真人といふ人を指して居るのであります。この意味は斯うであります。自分達は屢々東

方に大倭と云ふ國があつて君子國と呼ばれて居るのを聞いた。人民は豊樂、禮儀が敦く行はれて大層良い國である。今度、その國から使者が見えたが、それを見ると坐作進退がいかにも禮に合つて居る、就いては自分達が度々聞いて居た海東の君子國の話は本當であると云ふのであります。どうも是は吾々日本人にとつては氣持の宜い記事であります。御承知の通り、當時、日本は文化を支那に學んだのであります。この記事は弟子の國の進んだ文化が師匠の國の人を驚かしたことを物語るものであります。今、この君子國と云ふものに今日、頻々と慘虐行爲の行はる、事實を對照いたしますとコントラストがいかにも甚しいのであります。今日の我が國は君子國どころではありませぬ、殺人國と云ひますから惡魔國と申しますか、逆も君子國と云ふ美名には値ひしないのであります。この様な世相の由つて來る所を考へて見ますと、色々複雑な理由があると思ひます。恨もありませう、憎もありませう。怒もありませう、或は生活難もあり、或は罪跡湮滅と云ふやうなこともあつて、その原因は單純でないと思ひます。けれども是等諸原因の奥に立ち入つて見ると更に他の原因が横はつて居るやうに思ひます。それは同胞の心が如何にも荒んで居ることである、彼等の内面生活が全く整はないことでもあります。それが第一であるが、第二としては自制心に乏しくして盲目的衝動の激發を抑へ切れないことである。第三としましては意志が如何にも弱くして現實の重い負擔に堪へないことでもあります。第四と致しましては人格的に具らない所があつて、いざと云ふ時に自分で自分の統制が出来ないことである。斯う云ふ風に更に深い所に第二段の原因が存すると思ひます。この點で吾々が考ふべきことはどう云ふことでありませうか。これを救ふには道德とか修養とかを擧げるのが普通なことありますが、私は宗教を擧げようと思ひます。教師の立場に立つ者の議論としては或は適當でないかも知れませぬが、兎に角、今日、いかにも血の匂ひの高い世相を救ふ有力の方法としては學問も弱く道德もまた弱いのであつて、獨り宗教のみが適切であると思ひます。無論、學問も道德も全く必要でないとは申しませぬが、それだけではどうも足らぬと思ふ。宗教の力によつて、この世には自分よりより大いなるものがある、より強いものがある、絶對者がある、それが吾々の日常の生活を照鑑して居られると云ふ考を同胞に持たせまして、小さき自己、弱き自己の思想や、行動はどこ迄もこれを慎ましむべきである。そして吾々は決してこの大なる實在を欺くことは出来ないと思ふ。云ふ考を起さしむべきであります。それならば日本の所有して居る宗教の中で果してどれがかやうな切實な要求に應ずる力を持つて居るかといひますと、どうも私は責任を以て是ならば大丈夫ですと云ふことの出来る宗教を知りませぬ。佛教もあり、基督教もあり、若し神道を宗教と致せば神道もあるけれども、何れも私はこの差迫つた世相を救濟する力を本當に持つて居るかどうかを疑ふものであります。

六

斯う云ふ風に考へて來るといふと、こゝに一つの問題が起つて來まして、特に我が少壯宗教家に向つて反省を促すのであります。それは今日、我が國の宗教家は果して何をして居るかと云ふことでもあります。今日は單り日本許りではありません。一體に無神論的思想と云ふものが世界の文化國民を襲つて居ります。その最も甚しいのは勞農露西亞であります。今日、勞農政府は同國のカトリック教を非常に迫害して、過激派は歐羅巴の文化の行詰りについては基督教が責任があるといつて居ります。そして彼等はカトリック教の寺院から無法にも寶物を取り出すとか、それに反對する僧侶を放逐するとか、更に酷い場合にはこれを殺すとか致して傍若無人の態度に出て、曾て英國からは抗議せられたことがあります。それでなくても今日社會主義的思想がどの文化國にも流布しつゝ、あります。この主義の中心觀念は平等であつて、これを神と人との間に持つて來るといふと、兩者は平等となります。人に等しい神ならば結局、人であつて神ではないこと、なり、やがては無神論となります。斯う云ふ世界の風潮が我が國にも押し寄せて參りまして、自づと無神論的思想が形造られ、この世に存在する者は己れと云ふ個人のみであると考へる者が出て、その己れと云ふ個人は上述の四箇條の原因の下に自らを救ふ力を己が人格内に準備して居りませぬから、現實の重い負擔に堪へ切れないで、遂に殺人行爲が起つて來るのであります。でありますから、今日は特に日本の少壯宗教家が奮然立つて、現代と云ふ新しき時代を左右前後から深く考へ、新しい信仰の力を創造して一代を救ふべきであります。

是迄、日本では宗教と教育とを全く引離して少からず利するところもありましたが、兩者を餘りにキツバリと引離して了ひましたから、今日見るやうな結果を生じたのであると思ひます。尤もそこには良いこともあります。教育勅語を拜讀いたしますと云ふと、どこ迄も我國独自の國家主義を説示し給うて居ります。この勅語の翻譯が英國の有識界に紹介せられた時、一部の識者は非常にそれを讚美したと承つて居ります。詰り、我國は英國とは違つて徳育と宗教とがハッキリ離れて居るからであります。この點で佛蘭西も同様である。佛蘭西でも徳育と宗教とが一緒になつて居て教育上不都合の點があります。亞米利加も亦同様であります。英國の識者が我が教育勅語を讚美せられたのは、その御精神がどこ迄も國家主義の上に立つ國民道德を説示し給うて、宗教の色彩が少もないからであります。これは同國で徳育と宗教とが一緒になつて居て、特に教育上いろいろの弊害があつたからであります。所が何事にも一長あれば一短がありまして、我が國では是迄教育と宗教とを餘りに引き離して了つた爲に、今日となつて同胞の宗教心が稀薄となり、遂に上述のやうな如何にも酷い世相が現はれて來たのであります。でありますから、今日はどうしても宗教を力あるものとせんければなりません。若し第二の視鸞、第二の日蓮が急に日本に出現しませぬならば、せめても少壯宗教家が一致團結して新時代に適合する新宗教、新信仰を創造しなければならぬと私は考へます。

七

次には第五として黄金過尊と云ふことを申します。勿論一私人のそれに就て云ふのではなく公人のそれに就て云ふのであります。これは今日、日本の公人の黄金過尊が社會に色々の悪影響を與へつゝあるからであります。こゝに公人とは政治家、官吏、公吏、名譽職等の人々を指すのであります。今日、日本の政治界の第一線に立つて居る人々で黄金罪の容疑者たる者が少くないやうであります。私は是迄日本で政治界の先頭に立つ人が、夫妻相並んで法廷に招喚されて黄金罪に關して訊問せられたことを知りませぬ。又兎も角も一度は總理大臣の榮職に就かれた人が、縱令其人自身の犯罪ではなかつたにしても、同じく裁判官から黄金罪に關して取調べられたと云ふことも私は聞きませぬ。又是迄我が政治界の君子人と云はれた老政治家が同じく黄金罪の容疑者として屢々法廷に招喚せられ、近頃無罪となつたやうであります。一般世人の心證は果して何うでありませうか。斯う云ふやうな事實は果して如何なる結果を招來するぞと云ふと、社會の堅實分子と申しますか、或は中堅人物と申しますか、毎日黙つて自分の職業を忠實に行ひつゝある人々の政治家に對する信頼と云ふものを傷つけて了ふことでもあります。この人達の政治家に對する信頼と云ふものは、政治家の方から考へても、國家の方から考へても、非常に大切なものである。蓋し一國の堅實分子が安んじて自國の政治を同胞政治

家に託して居ると云ふことは、政治家にとつても國家にとつても寔に結構な事でありませぬ。所がそれ等の人が政治家を疑つて來るといふと事態は反對となります。白日の下にさらされた政治界の暗黒面は政治界のホンの片隅の事實である、若し政治界の裏面全體を見れば果していかに不潔なのか判らぬと云ふ風になつて來れば、彼等の政治家に對する信頼はなくなつて了ひます。次には堅實分子が政治そのものを重んぜぬやうになります。政治そのものを輕んずるやうになります。是亦決して良いことではありません。何故ぞと云ふと、かうなれば苟くも有爲練達の政治家は政治界を退いて了ひます。すると今度は素人政治家がこれに代つて政治界の表面に現はれて來る。凡そ政治は公事中の公事であつて斷じて素人の手を觸るべきことではないのであります。若し又政治を一の技術と見ますればそれは技術中の技術であります。何となれば、それは人類の平和と發展とを招來する尊とい技術であるからであります。この意味でも素人が之に關係してはならぬのであります。然るところ、素人政治家が政治に手を着けて來るといふとそこに素人政治が行はれて來ます。そして努めて民衆の意を迎合することのみ是れ圖りますから、政治上の高遠な理想は消失せて了つて政治は間に合せのもの、その日暮らしのものとなり、一國の政治が衆愚に依つて動かされて來ます、つまり衆愚政治が現はれて來る。この勢が更に進むといふと、今度は腹黒き人が政權を握つて惡人政治と云ふものになつて了ひます。私は日本の實際政治には全く不案内の者でありますから、日本現下の政治が素人政治であるか、衆愚

政治であるかは少しも存じませぬ。まして悪人政治に至つては未來永劫我が國に出現させてはなりません。けれども兎も角、政治家が黄金罪に問はれて一國の堅實分子に見限られ、延いてこの堅實分子が政治を輕んずるやうになることは、何處迄も戒めなければならぬと云ふことは私の深く信ずるところであります。

八

古代希臘のプラトンは有名な哲學者であります。また立派な政治學を持つて居りました。それは「法律論」と「共和國」と云ふ二大名著に述べられてあります。彼は哲人政治と云ふものを力説しました。これはつまり哲人主義の政治であります。これはどんな政治ぞと申しますと、凡そ君主は哲學者でなければならぬと云ふのであります。何故ぞと云ふと、元來、哲學といふものは學中の學であつて人間の根本的知識を以て組立てられた知識の壯麗な殿堂である。同類を治めるといふ政治は斯様な知識を有する者でなければならぬ。斯の殿堂の奥に這入つた者でなければならぬといふのであります。是は私は今日と雖も參考になる説だと思ひます。私は哲人主義といふことを考へる度毎に何時でも畏くも明治天皇を追憶し奉るのであります。明治天皇こそは哲人主義の政治學の主張に全然合致し給ふ御方にましましたやう拜察するのであります。若しプラトンをして、明治の盛世に生れしめたなら

ば、果して何うでありましたらうか。恐らくは長くもこの御方こそ我々の理想とするフィロソフアー・キングであらせられますといはれたらうと思ひます。彼は「善人が政治に興味を持たぬ爲に課せらるゝ懲罰は、彼等よりより劣等にして且つより不良なる輩に依つて支配せらるゝことである」と云ひました。プラトンは只今から二千四百年前の人でありますが、この言葉は昭和の今日にもなほ生命を有つてゐると思ひます。若し一國の善人が政治に冷淡になれば彼等よりもより劣等、より不良の輩が彼等を支配するやうになることは見易きの理であります。この點から考へますと、世の黄金罪に問はるゝ政治家は深く反省しなければなるまいと思ひます。日本の武士道は黄金といふものを排斥して居ります。例へば來年返済をしますといつて人から金を借りることは武士として恥かしいことであるとせられました。何故ぞといひますと、それ迄自分が生きて居るといふことになるが、武士は必要とあればツイ只今でも君の御馬前に討死すべきであるからである。徳川時代となつてこの點は一層嚴しさを加へて參りました。武士が金貸業をするといふことは嚴禁されました。武士は「借」は許されたが「貸」は禁せられました。又「買」は許されたが「賣」は禁せられたのである。何故、「貸」が禁せられたかといふと前述の通りであります。人に金を貸して利息を得ようとすれば命が惜しくなるからであります。又何故「賣」が禁せられたかといふと、矢張り、物を賣るといふことになる利益を思ふやうになりました。武士の道を踏み行ふ精神が鈍るからであります。乃木大將のやうな名將は斯ういふ士道

で鍛へられた御方であると思ふのです。大將には「武士は玉も寶もなにかせむ命にかへて名こそ惜しけれ」といふ歌があります。同大將は畏くも明治天皇から日露戦役の赫々たる武勳を御褒めに預つて御金を戴いた。さうすると水引を掛けた儘、それを神棚に載せて置いて、スツカリ平和が克復した後、その御金で數多の金時計を求めてこれを部下に分ち與へたといふことを聞きました。して見ますると御金は凡て同じ種類のやうであります、その實さうでなく、神棚に載せて可いものと、斷然唾棄すべきものと二種あるやうに思はれます。或る役所の收賄官吏の如きはこの區別を辨じなかつた人ではないかと思ひます。その中には何名かの法學士も居りました。法學士といふ名稱はこれをほとけば法を學んだ士となりますが、彼等は古の士とは雲泥の相違であつて、己が黄金罪で以て己が道德的生命を斷つて了ひました。法學士の收賄罪なるものは考へ方に依れば頗る皮肉であります。何故かといふと、彼等が最高學府で法律の講義を聽いて居る内には必ずや收賄罪のことも亦聽かれたのだらうと思ふ。講義で聽いた收賄罪を自ら犯して法網に觸れるといふことは確に一つの皮肉であります。凡そ今日、世の公人たるものはモット黄金の觀念に徹底すべきことと思はれます。黄金は人生の手段であつて目的ではない、公人の黄金罪はこの簡單なる道理を辨へないから犯されるのであります。それから先刻申しました人格の觀念に徹底することも亦必要であります。人格は個人にとつて最も大切なものであつて、斷じて黄金で以て賣買するものではありません。

九

第六として思想解放といふことを申します。今日の日本の社會の人々は殆ど總てが思想的に解放されて居ると思ひます。たとひ、老人と雖も多くはこれが例外でないのですが、特に青年がさうであります。青年の中でも學徒に於てこの事實が最も明瞭に看取されます。然らばどうして青年學徒の思想が解放されて居るかと思ひますと、是は彼の大戰を機會として色々の思想が西洋から這入つて參りまして、彼等を思想的に眼覺めさせた結果であります。西洋傳來の思想に依つて日本の同胞が思想的に眼覺めた結果、思想解放といふ世相を見るのであります。然らば何から解放されたかといふと、今迄の風俗、習慣、今迄の道德、宗教である。言葉を換へていへば、舊き生活原理からである。それから人は解放されて大層身輕になつたのであります。それならばその人は新しい時代に生きて間違ない程の新しい生活原理を準備して居るかといふに多くはさうでないやうである。舊き生活原理から解放されたが、それに代るべき新しい生活原理の準備がないのである。であるから終に何を考へても可し、何を行つても可しといふ風になつて。間違つた自由、穿き違へた自由を樂しむこと、なるのである。その結果は随分氣の毒な事件を惹起するのである。その一を申しますると、私は第二次日本共産黨事件が好い例だと思ひます。あの事件は解放された人達の思ふ儘の考へ方、思ふ儘の行ひ方であると思

ふ。あの人達は日本の國體を變革するといふのである。そしてその變革の方法はこれを勞農露國の第三インターナショナルから仰いたのである。若し本當に日本國の不備なる點を見まして、そこに改造の勞を執るならば何等非難すべき理由はないのであるけれども、我が國體の變革に至つては斷じて許されないであります。個人に生存權があるやうに個人の集團である國家にも亦それがありますから、國體を變革しようとする行動は、それが何人に依つてなされても、國家は生存權を嚴正に行使すべきである。それで八百有餘名の人達が檢舉されたのである。その中には二十歳臺の青年學徒が大分居ります。この事はこれを色々の點から考へていかにも殘念なことであります。これを彼等の父兄の側から考へますれば、父兄は學校に己が最愛の子弟を託する時、必ずや國家有用の人に仕立て、欲しいと期待したに相違ない。刑餘の人となることは斷じて願はなかつた筈であつて、その胸中は深く同情に値ひすると思ふ。次に國家の側から考へても實際殘念であります。承るにあの人達は多くは頭腦の明敏な人である。左程、明敏な頭腦を持つて居る者がその専門々々の學業を成就しましたならば屹度、國家に役立つ人材となるに相違ないのであります。所が彼等の多くは刑餘の人となる外はありません。さればこれを人物經濟といふ點から考へても非常に惜しい譯であります。

元來、國家改造といふことは非常に責任の重いことである。何故ぞといふに、國家といふものはどの國民の拵へて居るものでもその數に於て一であります。日本の國家も一であり、英國のそれも一であり、中華民國も亦一である。この唯一無二の國家に向つて改造の手を加へるといふのであるから、その國家は必ず以前よりもよりよき國家でなくてはならぬ。ですから國家改造の業に従ふ人々は絶對の責任があるのである。この責任ある事業に携はる程の人は十分準備がなければならぬことは無論のことである。既に存して居る國家に改造の力を加へるのですから、餘程己れに信する所がなければならぬ筈であります。國家改造にして己に斯ういふ事業であるならば、未だ修養期にある青年學徒達が學習の片手間にするには餘りに大きいのである。是は學校を卒業しまして、更にそれに必要な修養を積んで然る後從事すべきものである。それは男子一生の事業として決して恥かしくない事業であります。我が祖國を改造して八千萬の同胞をしてよりよき生活をなさしめるといふ事業は確に偉大な事業であり、いかにも有意義な事業であつて、日本に生れた男子が生涯の事業として少しも恥かしくないものであります。然るを學徒が修養を積む片手間にするといふことはどうしても妥當でない。若し夫れ國體の變革といふことに至つては、神人共に憤るところであつて、斷じて許されぬことであります。斯様に考へて來れば、彼の青年學徒の思想運動といふものは思想的に解放された彼等が、左程思慮なしに計畫したところのものでありまして、矢張り舊き生活原理からは解放されたが、己をして新

しき時代に適應せしむべき新らしき生活原理を所有せない結果であると私は思ひます。この思想解放といふ點で、道徳上、注意すべきは私は連帶責任に徹底することであると思ふ。連帶責任こそは思想的に眼覺めた者の生活原理として缺くまじきものであります。然らば連帶責任とはどういふことであるかと申しますと、己れの占めて居る位置は他と無關係のものでなくして關係的のものである、己れの具へて居る價值は矢張り關係的のものであつて單獨、絶對のものではないと考へて感ずるところの責任であります。例へば、上述の青年學徒の占めて居る位置は他の同胞のそれに關係して居る、その具ふる價值は矢張り同胞のそれに關係がある。これを少しも考へませんで、自分等の位置は他の同胞のそれと無關係のものである、自分等の有する價值は他の同類のそれと亦無關係のものであると考へる。それですから到頭、残念な間違に陥つて了ふのであります。今や吾々の社會生活は段々と複雑化して來て居るのでありまして、一寸した事でも仔細にこれを檢すれば他の同類に影響なしには濟まないのである。まして多數の青年學徒が國家の存在に直接有害な團體運動に出たのでありますれば、それが日本の社會に影響のあることは當然のことであります。

一一

私は眼前の我が世相を倫理的に考察しましたが、これを一の主義で基礎附けることが出來ると思ひます。それは何んなものかといふと個人主義である。元とこの主義は明治維新後西洋の文物と共に我が國に這入つて來たのであるが、大戦を機會に復たそれが這入つて來ました。維新後の個人主義と大戦後のそれと言葉は同じですが、その内容は異なるところがあります。勿論、その大體は一致してゐますが異なる所があります。前者は平和な時代に滑らかに這入つて來たのでありますが、後者はさうではありません。何十萬何百萬と云ふ夥しい犠牲者を出しました曠古の大戦と絡み合つて這入つて來たのである。是迄西洋の人民の生活を支配した法律、道徳、宗教から風俗、習慣といふやうなものまでもすつかり動搖させながら我が國に這入つて來たのである。でありますから、若し吾々が肉眼ならぬ眼を開いてこの個人主義を見ますならば、或はそれには赤い血がにじんで居るかも知れませぬ。少くとも餘程の激しさを具へてゐるに相違ありませぬ。大戦後かやうな個人主義が我が國に這入つて參りまして、我が同胞を思想的に眼覺めさせたのであります。その結果、上來述べ來りました世相を現はすやうになつたのであります。そこで少しく個人主義を檢討して見る必要があるのであります。それは家と云ふ團體、國と云ふ團體、その他諸々の團體をその對象とする團體主義に對して個人を對象とする主義であります。即ち個人と云ふものを一の實在となし、之に絶對價值を認めてその存立と發展とを圖る立場であります。他の言葉を以てすれば、諸々の團體を第二義的のものとなし、その團體を組立て、居る個人をズツト引上げてこれを第一義的のものとする立場であります。大戦後、我が同胞は

この個人主義に大に影響されていはゞ自己に眼覺めたのであります。ですから、上來數へました六箇條の世相は、自己に眼覺めた者、個人主義的に眼覺めた者の築いてゐる社會の斷層に外ならぬのであります。例へば、人心弛緩と云ふ箇條に就て申すならば、弛んだ心を所有して居る者は果して如何なる人ぞと云ふとそれは個人であります。すつかり己が周圍から放れた個人であります。即ち或る家の一人とか、或る學校の一人とか、或る會社の一人とか云ふやうに團體の一員たる個人ではなく、さう云ふ色々の團體から引離された個人である。それが弛んだ心を持つて居りますから自づと現實に餘りに忠になつて了つて自己にも不利を來たし、己が所屬團體にも亦不利を來たすのである。例へば己れは會社の一人であつて、會社に對して責任がある者であると考へれば、なか／＼無責任な事務の執り方は出來ない筈である。所が、たとひ己れは會社に居てもそれと深い關係のあることを忘れて了ふから、その時／＼が無事に濟めばそれで宜いとなるのである。暴力跋扈の場合にしても亦同じことである。彼の神聖な議政府に於て、暴力を揮ふところの代議士は己れは何千人何萬人の有權者から議會に送り出された責任ある代議士であるとは考へぬのである。唯もう反對派の代議士が自黨の首領の古疵を發き、若し袖手傍觀してゐて彼の論旨を展開させたならば自黨にとつて由々しい大事であるとのみ考へて、逸早く壇上に駆け上つて對手を擲つたやうに思ふのである。思想解放の場合もまたさうである。第二次日本共産黨事件の責任者は己れ日本帝國の臣民たるに拘らず、帝國露西亞を覆へした破壊的原理を持ち來つてこれを我が國に擬したのであります。

一一一

それであるから、如上の六箇條の社會相はいづれも個人主義的に眼覺めた同胞の築く所であると私は斷定したのであります。吾々が吟味して見なければならぬのはこの個人主義であります。この主義の中心概念である個人は之を二通りに把握することが出来る。その一はそれを孤立的並に物質的に把握することである。各個人はいづれも社會の一員であるが、他の同類とは空間的に隔つて居る物質的存在であると考へるのである。すると個人と云ふものは極めて小さいものとなつて了ふ。血と肉と骨とから出來て居る寔に小さい存在となつて了ふ。この小さい存在を目的として生活すれば勢ひ自己中心の生活に墮する外はない。従つて個人主義そのものも亦利己主義に墮して了ふのであります。されば、如上の六箇條の事柄は個人主義的に眼覺めた人々の築いたものであるが、これを利己主義に墮した人が築いたものであると云つた方が一層適切であります。例へば或る自殺文士について申して見ますならば、彼れの家庭には老父母があり、妻子があり、社會には少からぬ共鳴者、崇拜者があるのである。一たび想うて自分についてはそれ程の家族や同胞があると云ふことに到れば、私は『ボンヤリした不安』の爲に死ぬることは出來ぬのではないかと思ふのであります。それを敢て死んだのはそ

れは自己中心の考へを最終點まで推進めた爲ではないかと思ひます。老父母や妻子、而して又幾多の共鳴者、崇拜者を考へないで、唯この世の生活に飽いた自分と云ふもの、欲求をズット一氣に充足したのであらうと思ひます。果して然らば、寔に御氣の毒ではありますが、彼れの自殺は己が利己主義の勇氣ある實行であると云はれても仕方がないと思はれる。あれ程聰明な頭腦の持主であり、あれほど名聲の聞こえてゐた人に、かやうな批判を加へるのは實に忍びないことでありますが、文士と雖も家族の一人であり、社會の一人である以上、對家族、對社會の責任はどうしても免れることは出来ぬからであります。

一三

次に第二の把握法を個人に加へて見る。それは個人を精神的並に社會的に把握することである。さうすると吾々の衝き當るものは人格であります。人格とはどう云ふものであるかと云ふに個人の本体である。従つて個人にとつて最も本質的なものであります。精神的並に社會的に個人を把握するといふと、吾々の身體は第二義のものになつて了ふのである。勿論身體がなければ人格を支へるものがありませんが、その意味で身體は大切なものであります。個人を精神的並に社會的に把握すると云ふと吾々の身體は第二位に落ちて了つて、吾々の精神が第一位に据ゑられるのであります。ですから

人格と申すと、どこ迄も精神的のものであります。然り、人格は吾々の精神生活の主體であります。凡そ個人には二の性質がある。それは特殊性と普汎性とである。利己主義の意味する個人なるものはその普汎性を暫く抑へて特殊性をズット引上げて居る。個人の特殊性は個人を以て目的となし、個人の特殊の要求を組立てるのである。例へば、衣食住なら衣食住に關して個人の特殊の要求を組立つるものがその特殊性であります。所が普汎性はさうでない。それは個人が具へて居るものであります。言が、聽て萬人に通ずるところのものであります。一人の性質にして聽て萬人のそれであります。言葉を換へれば人間性であります。人間の資格であります。畢竟、人格であります。利己主義に墮した個人主義の意味する個人はその普汎性を抑へて、その特殊性をズット引上げたものであります。これが孤立的並に物質的に把握した個人であります。ところが精神的並に社會的に把握した個人は以上と反對であつて、個人の特殊性を抑へてその普汎性をズット引上げて居る。他の言葉で申せば、特殊性の側から見た個人は、己れの中に社會が包藏されて居りませぬが、普汎性の側から見た個人は、己れの中に社會が包藏されて居ります。かやうに個人の特殊性を抑へてその普汎性を引き上げる手續を私は純化と云ふ言葉で現はさうと思ひます。これは英語のピューリフィケーションであつて或は淨化と云つた方が更に適切であるかも知れぬ。今、卑近な例を以てこれを説明しますと、私の肌着に汗がついたとします、そこで下女に命じてそれを洗濯させるのであります。これが肌着の純化、若く

は淨化である。これと等しく、個人の特種性を暫く抑へてその普汎性を引上げるといふとその個人は純化され、淨化されます。即ち純化とは人をしてその普汎性に眼覺めしめることである。或は己れの人格に直面させると云つても宜いと思ひます。畢竟、個人を純化するとその人格が露出して來る。その露出した人格を中心觀念とする立場を人格主義となすのである。

一四

是迄、人格には色々の解釋があつたのであります。或は心理學の方から、或は倫理學の方から、又或は法律學の方から人格を解釋しました。即ち心理學の方では人格を以て意識の統一となし、倫理學の方では道德的價値の主體となし、而して法律學の方では權利義務の主體となします。人格のこれ等の解釋は決して間違つては居りませぬ。いづれもその根柢を一廉の精神科學に持つて居るのであるから斷じて間違つては居りませぬ。唯、強ひてこれを批判するといふと如上の解釋はいづれも人格を靜的に捉へて居るのである。暫く人格の働きを中止させて、それを見つめそれを解して居るのです。所が今日は哲學でも科學でも凡てその研究事項を動的に取扱ふことが學界の趨勢であります。詰り、研究事項の働いて居る儘を取扱ふのです。そこでこれから私も亦人格を動的に取扱つて見ようと思ひます。人格を動的に把握して見ると云ふと創作性とも云ふべき性質が人格に具つて居ることが分るので

あります。然らば人格は果して何物を創作するぞと云ふに、それは先づ思想を創作する。一旦、創作された思想は相當熟して來るといふと外部に現はれ出ようとする傾向を持つのである。思想には自己表現の傾向がある。思想が自己を外界に現はすといふとそれは行爲である。この意味で人格は行爲を創作するのである。而して思想と行爲との合致したものが文化人の自我であります。畢竟、人間の文化的自我であります。今、この壇上の私は思想を頭脳内に持つて居ましてそれを外部に表現して講演と云ふ行爲を成し遂げつゝあるのであります。その思想と行爲と合致したものが即ち壇上の私です。私の文化的自我です。ですから私の人格は私の文化的自我が創作したのである。この文化的自我の創作と云ふ事實を價値と云ふ立場から見るといふと、私にとつて最も尊いものは私の人格であると云ふことが分ります。他の言葉で申せば、人格尊嚴と云ふことが分つて來ます。何故ぞと云ふと、私の文化的自我を存在させるものは即ち私の人格ですから私にとつて是程尊いものはありませぬ。それで自重若くは自尊と云ふことが大切な道德的態度となつて來るのであります。吾々は己れにとつて最も尊いものを持つて居るのでありますから、その我を重んじその我を尊とぶことは當然のことです。先刻來述べました六箇條の社會相を築いた同胞は自重自尊の考が全く缺けて居ります。彼等は個人主義的に眼覺めたのみでありまして、その個人を純化して人格となし人格主義的に生きると云ふことを知らないのであります。その結果、自ら己れを輕んじて居る、自ら己らを瀆して居る。そこで

遺憾なる世相を築くやうになつたのであります。

一五

人格と機械とを比較するといふとハッキリした差異が見出されます。機械は物を製造する時はその動力を外部に仰ぎます。又機械は物品を製造する道程を意識せない。即ち無意識的に物品を製造致します。それから又、機械の製造した物品は多くは同様である。例へば巻煙草でもチョコレートでも皆同様であります。これ等が機械が物品を製造する時の事實である。所が人格が自我を創作する場合は之と違ひます。その際その動力は人格の内部から湧き上つて來ます。思想を創作する時でも、將又、行爲を創作する時でも、その動力は人格の内部から湧き上つて來るのです。又人格が思想や行爲を創作する時は、その道程をチャント意識して居る。人格が思想を組み立て行爲を組み立てる時は明瞭な意識を以てその道程を進めて行くのである。人格は意識的に思想を創作し意識的に行爲を創作するので。最後にその創作した思想なり行爲なりは以前のものと違ひます。何故ぞと云ふと、吾々は日毎にいろいろの經驗を積むのであつて、今日の思想の材料は昨日の思想のそれと異なるからであります。行爲も亦さうである。思想が外部に表現して行爲となるのであれば、昨日の思想と今日のそれと異なる以上、昨日の行爲と今日のそれと異つて來るのは自然の理數である。それですから機械の製造といふ働きと人格の創作と云ふそれとは違ひます。後者は思想に於て行爲に於て必ず或る物を加へて居ります。昨日の思想と今日の思想とを較べて見ますと後者には何か加はつて居る。又今日の思想と明日のそれとを較べれば必ず違つて居るに相違ない。思想にして己にさうであれば、その外的表現たる行爲も亦然りであります。他の言葉を以てすれば、吾々人格の所有者は日に日に新しい生を遂げて行くのである。我々の文化的自我は日に日に新味を加へて行くのである。新生の打開こそは吾々の人格生活の特色である。之を私は精神生活と云ふもの、眞の意味と致したのであります。即ち精神生活とは人格を中心として日に日に新生を打開して行く生活であります。

一六

こゝに新と云ひますのは、是は絶對のものではなく、舊に對したものであります。新とは單獨の意味の言葉ではなくて、舊に對したものであります。然らば、人格に於て舊と呼ばれるものは何であるかといふに、吾々の人格生活の中軸となるものは終始一貫して居ります。之を證據立てる事實は色々あります。例へば舊惡露顯と云ふ事實が適切であります。老巧な裁判官になりますと犯罪者の當面の犯罪行爲を調べて居る間に、該犯罪者の十年前乃至二十年前の犯罪行爲を見付け出して彼をして恐れ入りましたと云はせます。然らば彼がその十年前なり二十年前なりの犯罪行爲を認めざるを

得ないのはどう云ふ譯であるかといふに、今日の彼の人格と十年前乃至廿年前の彼の人格と終始一貫してゐるからであります。心理學上、之を人格の一貫性と云ふのであります。であるから人格生活の中軸たるものはズット一貫して舊いものであります。この一貫性をめぐつて我々は毎日思想や行爲を創作して己が生活に新味を加へて進んで行くのである、別に言へば、過去現在未來といふ時の上の區劃をハッキリと立て、繼續的生活を遂げるのである。是が吾々の人格生活の恣相であります。ついでに人格生活はこれを歴史生活とも云ふべきであります。即ち人格の一貫性を中軸として進み、是までの生活の部分の過去と名づけ、直下に遂げつゝある生活の部分を現在と呼び、現在の指しつゝある行く手を未來と呼ぶのである。そして一貫性を中心にその周圍に新しき思想と行爲とを創作して新生を開いて進み行くのであります。已に歴史生活でありますから、吾々は現在の生活を律する指導原理の或るものを過去に仰ぐ必要がありません。過現未三際は便宜上人間が時の上に設けた區劃でありまして、事の實際に於ては時は繼續的に進んで居るのでありますから、吾々が人格生活を遂げるには、その現在を律する指導原理の或るものはこれを過去に仰ぐ必要がありません。若し少も現在の指導原理を過去に認めないで生きるとなればそれは寧ろ危険な生活といふべきです。私は彼のいはゆる危険思想なるものに基つく生活の如きは即ちこれであると思ひます。それは少も過去に關係を持たないで現在だけに生きるからである。何故特に「或るもの」と限るぞといへば、或る他のものは或は自らこれを作り、或

はこれを他の國民に學ぶべきであるからである。單に回顧的であり又單に獨尊的である生活は進歩發展の點に於て遺憾なことがあるのであります。以上は私の人格に關する動的考察の一斑でありまして、實際働いて居る人格をその儘眺めて考察した結果であります。斯う云ふ性質の人格を中心として生活する態度を私は人格主義と呼ぼうと思ひます。人格主義とは人格は眞實であつて社會的に成立つものとなし特にその知識的、道德的、藝術的及び宗教的活動を重視する立場であります。さて、吾々はどこまでも社會の一員として生活して、社會から種々の感化を受容れて己が人格内容を充實させねばならぬのであります。固より人格内容には種々あるべきであるけれども、その中では是非共なくてはならぬものは知識、道德、趣味及び信念の四であります。苟くも典型的人格の内容にはこれ等の四のものは缺くべからざるものであります。是れ私が人格主義を以て人格の知識的、道德的、藝術的及び宗教的活動を重視する立場であるとなす所以であります。

一七

我が國で倫理學を研究して居る者は、凡そ人格觀念は西洋にのみあつて東洋にはないと申します。如何にも嚴正な意味に於ける人格觀念は西洋にのみあつて東洋にはないか知れませぬが、學的自由の下に東洋の學術を考へて見ますといふと、私は東洋にもまた一種の人格觀念があると思ふのであります。

す。固より西洋の學者が意味するやうな人格觀念は東洋にないか知れませぬが、東洋には東洋風の人格觀念があると考へます。然らばそれはどこにあるかと申しますと儒教倫理であります。孔子及びその教を継ぎました多くの學者は聖人及び賢人と云ふものを立てた。また君子及び士を立てた者もある。これ等四つものは私の意味する人格主義の相應はしい對象であります。御承知の通り、聖人は孔子が大層尊ばれましたものでありまして、孔子は堯、舜、禹、湯、文、武、周公等に之を許し、孟子は伯夷、柳下惠等に許してゐる。而して孔子自身は聖を以て居りません。以て聖人なるものが儒教倫理で尊い人格であることが分ります。それから賢人であるが、孔子は伯夷、叔齊、顔回等にこれを許して居ります。次には君子ですがこれが意義の説明は四書に澤山見出されます。士は亦論語にも孟子にも能く見えます。これ等聖賢君子及び士はこれを儒教倫理に於ける人格觀念として左迄不都合を見ないのであります。佛教にいはゆる佛、菩薩と云ふものも佛教倫理に於ける人格觀念であると考へるのであります。佛教では佛となることは餘程難かしとせられますが、修養を積みますといふと菩薩にはなれると説くのであります。次に日本倫理に於ては先程觸れました武士が明に一の人格たるのである。日本の武士が知識、道德、趣味及び信念の四を非常に重んじたことは、單に乃木大將一人の性行を翫味した丈でも能く分るのであります。御嘶が少しく前後しますが、孔子は無論、これ等四者を大層重んぜられました。孔子が知識を重んぜられたことは「吾嘗終日不食。終夜不寢。以思無益。不如此學也。」と申されたによつて知られる。その道德を重んぜられたことは「朝聞道。夕死可矣」といはれたに見ても明かである。否、孔子一代の事業が理論的に實踐的に道德を重んぜられた明證であります。又崇高優雅な趣味が孔子の性格に明に窺はれる。論語の「子在齊。聞韶。三月不知肉味。曰。不圖爲樂之至於斯也。」といふ文字がこれを證據立てます。詩書禮樂は孔子が小さい時から學ばれたところであります。次には信念であるが、彼の桓魋の脅威にあふや孔子は「天生德於予。桓魋其如予何。」と叫ばれたので分るのであります。斯様に考へますといふと、孔子の性格は私のいはゆる人格主義の理想的對象といふべきであります。知識、道德、趣味及び信念の四つがその人格内容をなしているからであります。日本の武士にしても亦さうである。日本の武士には單に敵を殺すのが唯一の目的ではありません。時に敵を憐み敵を宥します。又文武兩道に達するを典型的武人と致しましたが、文の中には知識、道德の二が含まれて居る。それから趣味であるが、これは上杉謙信の詩を見ても乃木大將の歌を見ても分ります。信念は武士道の徳目に敬神崇佛があります。就いては日本の武士道にも人格主義が働いて居るといふべきであります。従つて東洋倫理には亦東洋風の人格主義があります。

今日の悲しむべき世相を有する社會を救ふのに如上の人格主義を以てしては如何であらうか。是れ今日の世相は己れ人格の所有者たることを知らず、従つて自らを重んじ、自らを尊ぶことを知らぬ者の築つく所であるからであります。若し社會の同胞が人格的に眼覺め、人格主義を生活原理として生

きますならば、我が社會は餘程明るくなつて來はせぬかと考へます。而して人格主義の對象たる人格は無論西洋倫理の意味するものを忘れてはいけません、手近な日本倫理なり儒教倫理なりの意味するものも大に參考せなければならぬと思ひます。斯う云ふ見方からすれば、我々の脚下に貴とい寶玉が横はつて居る譯であります。何人もこの脚下の寶玉を取上げて、十分に之を磨き、之を以て現社會に處し、之を以て日々の生活を律し、而して幸に餘力あればこれを同胞に傳へましたならば、社會は必ずやその面目を一新し來るでありませう。

第四 政治

一 政治の倫理化

—

國家は人類自然の内面的要求に基づいて組立てられるものであつて、彼等にとつて是非共缺くべからざる生活様式の一つである。即ちそれは個人としての人から區別せられる團體としての人の政治生活を遂ぐる一つの様式であつて、人類發展の或る階段に於て必ず生じ來るものである。國家はこれ政治者被治者の關係にある衆個人の組立つる政治組織であると謂ふべきである。實に政治は國家の存立と發展とにとつて本質的の事柄である。

何故に帝國ロシアは脆くも崩壊したのであらうか。一時はプロシヤの偉傑ビスマルクをして北方の強を以て目し、我がプロシヤは斷じて露國と難を構ふべきではないと覺悟せしめたザーの露國は、何故に顛覆したのであらうか。それは他でない。代々の君主、代々の政府が徒らに國民教育を輕じて國民を愚にし、之に專制の筈を揮ひ、國民をして何等政治的責任を解せしめず、従つて彼等をして國民としての政治的義務を果す能力を具へしめなかつた間に、反皇室、反政府の思想に燃えた過激派が擡

頭し來つて遂に勞農革命を斷行したからである。

國家の興るには興るべき理由存し、國家の亡ぶるには亡ぶべき理由が存する。而して國家興亡の契機は主として政治の良否に存する。

二

國家は之を倫理的に把握すれば一つの道德的組織と見られる。ヘーゲルが國家を以て「倫理的理念の現實化」であるとなしたのは吾等の參酌に値ひする見解である。國家は個人以前に存せぬけれども一たびそれが組立てられた以上は、よく自らの意志を以て之に屬するもの即ち國民の平和、充實及び完成を圖るのである。然りこの三者は國家本來の目的であらねばならぬのである。特に立憲國民がその政治的責任を重んじその政治的義務を果すのは、一に國家をしてこの本來の目的を達せしむるが爲めである。立憲國民の聰明なる自重はよく一國の政治をして進展せしむるのであるが、之に反して、彼等の政治的自棄は遂に國政をして頽廢に歸せしめる。マキアヴェリーは「政治は政治である」となしたが、孔子は「政は正なり」と斷じた。政治と道德との分離は虐政、惡政の端緒であることを思へば、マキアヴェリーの専制主義の取るべからずして、孔子の道德主義の取るべきの理を見るのである。凡そ政治は公事中の公事である。この故に之に携はる者はその朝にあると野にあるとを問はず、先

づこの點に於て三思することを必要とする。政治の良否は一つに繋つてこの點にあつて存するからである。政治の振興は政治の倫理化にその第一步を踏み出すものであつて、その頽廢は之に携はる者が之を私事視する所に兆すのである。政治は之を私事視し之を職業とするにはあまりに尊い。何となれば、それは寧ろ神聖なるものであるからである。それは人民に向つて神の未だ爲さざる所を爲し、たとひ既に之を爲すも未だその完了せざる所を完了するものであるからである。従つて之に携はる者は少くとも高き理想と固き信念と而して爲すある手腕とを有せねばならぬ。この三者あつて始めて政治家は常に國家をその健全なる姿相に於て立たしめ、國民をその希望多き状態に於て導くことが出来る。又政治は之を人類の有する技術中の技術とも見られる。國民全體の平和、充實及び完成を招來する所の技術は明かに偉大なる技術である。無理想、無信念、無能力なる政治家は勿論この技術を用いることが出来ない。

三

近世國家に於ける國民の政治的覺醒は著しく政黨政治を發展させた。言ふまでもなく、政黨は數多の小團體の政界に分立することを防ぎ、人の政治的活動を有効にし、政治家の有する政治學上並に政治哲學上の眞理を實際に施さしめる役目を有つてゐる。人類は「政治的動物」である。政黨も亦之を人

類本來の性能に基くものと見られる。何となれば、彼等は支配衝動と自由衝動とを生具してゐるからである。前者は同類の上に立つて之を支配せんとする自然的傾向であつて、後者は無意義無價値の拘束を脱して己が政治的理想を實現しようとする本然傾向である。國民は政黨の力によつて始めて賢明な政策を樹立すべく秩序的愛國を實行すべきである。この故に政黨に屬する者の主なる資格は己が有する政治的使命を解しこの使命を果すに必要な政策を創作する所に存する。今日は如何に卓越した政治家と雖、能く一人にて國政を料理し得るものでない。その政見を等うする者が一致協同して己が政治的使命に對する確信の下に有效なる政策を創作しどこまでも之を實行せねばならぬ。現代國家の政治の重心は政黨に在つて存する。「政治倫理學」の著者フランシス・リーバーは健全なる政黨の特色として左の四個條を數へてゐる。

- 一 その主義目的の偉大にして民衆を動かすに足ること。
 - 二 その黨員の數多くして國民的の力を有すること。
 - 三 黨員間の關係が精神的並に道徳的であること。
 - 四 黨員は思想に於て亦行動に於て甚しき拘束を受けぬこと。
- 蓋し極めて妥當なる見解である。これ等四個條を充足して始めて眞の政黨が出來ると思ふ。

四

政治の倫理化には先づ政治家が聰明でなければならぬ。彼は聰明にして始めて速に人心の機微を捉へ適切なる政策を樹て、之に適應することが出来る。又彼は高潔なる性格の所有者でなければならぬ。この性格を以てして始めて一切の誘惑を排して己が理想に忠に、己が所信を斷行することが出来る。國家をして一つの道徳的組織たらしめ、政治をして一つの道徳的活動たらしめるものは主として政治家の高潔なる性格であらねばならぬ。若し政治家にしてこの性格を所有せねば、政界に主我、無責任な行動をして跋扈せしめ、不正、横暴な態度をして跳梁せしめるのみである。

多くの國民には未だ現實にせられぬ未來がある。それは宛も夢の如く幻の如く模糊として彼等の前途に横はるのである。無理想無信念而して無能力なる政治家の指導の下に立つ人民の頭腦にはこの未來が闇黒と映じ、暴風雨と映するのである。従つて彼等の精神は萎縮し彼等の意氣は消沈して衰亡への道を辿る外はない。之に反して、理想あり信念あり手腕ある政治家の統率する人民の頭腦にはこの未來が光明と映じ、理想境と映するのである。爲めに彼等の抱負はどこまでも雄大に彼等の努力はどこまでも眞劍に、以てその未來を己が目前に現實にせねばやまぬのである。

又政治家は至誠であり眞摯であらねばならぬ。一國經綸の器はこれ等二美德の下に成立つからであ

る。彼はその至誠を以て國民發展の大法を讀破し、その眞摯を以て己が理想とする所を誰憚らず實現するのである。功成るも自ら之に居らず、過あれば己れその責に任じて少も躊躇する所がない。ために彼の部下は彼に心服し、彼の人民は一切を擧げて之を彼に託するのである。こゝに於て國利はどこまでも之を進め、國害は速に之を除き去ることが出来る。その結果、國家に平和、正義及び統一の空氣が漲つて来る。かくして國運の盛ならざるは蓋し稀である。

五

徳川時代の有した謹慎な政治家松平定信は田沼意次の惡政を匡救するが爲めに老中の筆頭に擧げられた。彼は政治を行ふに當つて全く至誠全く眞摯であつた。彼は吉祥院の佛殿に必死の願文を奉納したこともある。若し神なるものを以て人間理想の客觀的投影であるとすれば、眞政治家の己が理想に忠なるは直ちに之を神の事を行ふものとも見られる。彼は慎しみて神の足跡を辿り、神の遺法に則り、誠心誠意常に政界の第一線に立つのである。彼の胸中は至誠であり、彼の行動は眞摯である。爲めに彼の言論は直ちに赤心を以て人の腹中に推し、彼の業績は萬人具瞻の焦點となるのである。區々たる名利は固より彼を動かすに足らない。彼の心は隻に毀譽の外にある。如何なる誘惑も彼の正義心を攪亂することは出来ない。彼は堂々と政界を闊歩し、確實に己が進むべき道を進むのである。ために名

譽權勢は期せずして彼の面前に捧げられる。これこそ眞の名譽であり、これこそ正しき報酬である。名は實の賓である。虚名は宛も空を飛ぶ雲の如きものであつて、少くとも男子の斷じて居るべきでない。若し居るならば必ず實名でなければならぬ。

彼は廣汎な視野を有し、常に眼を大局に放つのである。狭量は彼の自我に於て棲むに所なく、従つてその心事は公明である。出づべきには出で、退くべきには退き、出づるも喜ばず、退くも悲まず。その喜ぶ所は人民の安泰であつて、その悲む所は彼等の苦惱である。是れ蓋し常に彼が永遠なるものを信じ、普汎なるものを握り、その行ふ政治を以て神の意志を遂行するものとするからである。イタリアの政治家にして且つ愛國家たるジョゼフ・マジーニは「宗教は人と神との間の事件である。イタリアはそれ自ら宗教である」と謂つた。政治家の失敗の主因は政治を以て單に人對人の事となす所に存する。政治は之を人對神の事と爲す所に政治家の眞理想、眞信念而して眞手腕が生れて来る。政治の倫理化はこゝに安んじて期待せられる。

二 政治と公民

—

吾々人間は必ず國家を組立てて、國民として生きて行かなければならぬものであります。彼の大戰後、外國でも亦我國でも少數ではあります。國家を大切に思はない人が出たのであります。是はどうあつても同意の出来ないところであります。どうしても吾々は國家を組立てて、上に主權者を戴き奉つり、その御支配の下に、銘々が相寄り相扶けて、生活をしなければならぬと云ふことは改めていふを要せぬのであります。國家生活は吾々が爲してもよし、亦爲さぬでもよしと云ふ風になまぬきものではない、是非とも爲さなければならぬものであります。この事は理論の方からいろいろと細かい研究があるのであります。今日、東洋でも亦西洋でも、大小強弱の差は固よりありますが、どの國民でも一生懸命になつて、自國の存立と發展との爲に色々な計畫、色々な努力をして居るので分ります。彼等が或は政治に、或は教育に、或は軍備に、或は殖産に、或は財政に、その他種々の點で努力して居る事實だけでも、國家と云ふものは是非共重んじなければならぬ、國家生活はどうあつても吾々がなさなければならぬものだと思ふことが解るのであります。國家の中に生きながら、これを輕んずる者の如きは忘恩の謗りを免れぬと思ひます。

然らば、國家とは果してどう云ふものであるかと言ひますと、それは己が頭上に主權者を戴いて、その治下で各人が平和と充實と發展とを遂げる組織であります。これが國家であります。繰返していへば、國家とは吾々が頭上に主權者を戴いて、その統治の下に吾々が相寄り相扶けて、各自の平和、

充實及び發展を圖る組織或は團體であります。即ち國家の目的はこれに屬する者の平和、充實及び發展を圖るところに存するのであります。この故に吾々は唯漫然と國家に生きて居るのではよくない。それでは各自の平和、充實及び發展を圖ることが出来ない。吾々はどうしてもその適正な方法を考へなければならぬのである。國家の目的を遂ぐる方法手段の中で、最も大切な箇條の一つは政治であります。吾々國民たるものが國家生活の下に平和な生活をする、充實した生活をする、發展的な生活をする。言ひ換へれば、今日は昨日よりもより値打ある生活をなし、明日は今日よりも尙ほより値打ある生活をなす爲には、どうしても善き政治が行はれなければならぬ。政治は國家生活を遂げて居る人民即ち國民がその平和、充實及び發展を圖る上に缺くべからざる方法であります。そこで政治と云ふものは、餘程注意して爲されねばならぬことが分るのである。若し政治が善くなければ國家の目的は到底、遂げ得られないのであります。

二

政治にはいろいろの説き方がございますが、私は政治は技術中の技術であると考へる。技術の中でも最も大事な技術であります。例へばコップを拵へるのは一つの技術あります。コップ製造者は豫じめ稽古を積み、始めてコップを拵へることが出来るのである。品物を造るにも相當の技術を要する。

これと同じ事で、政治と云ふものも矢張り一の技術であります。コツブは生命のないものでありますから、政治に較べると割合にその技術の重要さが少ないのであります。政治は一國に共同生活を致して居る多數の生きた人間の平和、充實及び發展を圖るものであれば、最も大事な技術であります。それは技術中の技術である。コツブを拵へるのも技術であるが、己が同類を治めてその幸福を來たし、彼等がどこまでも發展するやうに平和な生活、充實した生活を遂げしめるのは實に大切な技術である。それであるから、政治に携はるほどの者は、官吏でも、代議士でも、公吏でも、亦市會議員でも、充分にその資格を具へなければならぬ。技術中の技術を揮ふほどの人は、餘程爲すある人物でなければならぬのであります。

然らば、政治に關係する人はどう云ふ資格が必要であるかといふに、第一、理想が高くなければいけない。日本が所有した政治家の一人は早稻田の大隈侯爵であつた。あの方は能く「高遠なる理想」と云ふことをいはれたのであります。「政治家は高遠な理想がなければならぬ」といはれた。私は是は正しいと思ひます。政治家と云ふものは唯眼の前のことに心を奪はれて居つてはならぬ。この八千萬の同胞を將來どうすべきか。八千萬の同胞が將來目指すべき所はどこに在るか。かう云ふことを考へない人は爲すある政治家にはなれないと思ひます。立派な目標を餘程遠い所に置いて、國民をそこへ導いて行く人でなければ一國の政治家たる資格がないと思ふ。古今東西の大政治家の内にはこの事實の適例が見出されるに相違ない。

三

次には政治家は聰明でなければいけません、或は賢明と謂つても宜しいでせう。是は實に分り切つたことであつて、愚な人が政治家になれないのは當然のことです。けれども、試に考へて見ると、中外の政治家の中には聰明でない人もあるやうに思はれます。例へば人から賄賂を取つて、自ら己が政治家としての生命を亡ぼしてしまふ者の如き即ちこれです。おぞくも取るじまきものを取つて、男一匹を臺なしにして終ふと云ふことは、どうしても聰明ではありません、賢明ではありません。一國の政治に携はるほどの人は、本當の意味で聰明であり、賢明でなければならぬ。苟くも政治家たるものが敗徳汚行の人となつて、直接には選舉人の期待を裏切り、間接には一般國民の信用を無くしてしまふと云ふ事は如何にも遺憾なこと、いはねばならぬ。政治家はどこまでも聰明であつて、安全に國民を導いて行かねばならぬ。「サア私の後について來られよ、それならば必ず大丈夫である」といつて、常に政治界の第一線に立つて、國民に少しも不安の念を生せしめないやうにせなければならぬのであります。重ねて云へば、我が八千萬の同胞の先達となりまして、その進んだ後を彼等が安んじてついでに行ける人でなければ駄目であります。まして代議士の立場を利用して、己れの名譽

や利益を得ようとするやうな人は、どうも一國の政治を託し得る政治家ではありません。ですから政治家の第二の資格は聰明なる事、賢明なる事である。さうしてひとり己れが過ちをせなければかりでなく、一般同胞をして決して過ちをさせない。さうして彼等に平和と充實と發展とをもたらさなければならぬのであります。

次にもう一つある、政治家は本當の手腕がなければなりません。二本の腕は苟くも片輪でない以上、誰でも有つてゐるのですが、こゝで意味するのは實際、政治を運轉する眞個の才幹力量であります。唯金があるからとか、門閥家だからといふだけではもう今日はいけません。金があるから彼の人を選出しよう、門地門閥が高いからあの人を選挙しようといふのでは、昭和の今日はいけない。金や門閥も決して粗末には出来ずまいが、單にそれだけでは一國の政治を動かすことは出来ないからであります。よしんば金が無くても、門地は低くても、本當に政治と云ふもの、眞意義に徹して、十分にこれを爲すことの出来る手腕があればそれで十分です。例へば今日の東京市會議員は、實際、東京市民の平和、充實、發展を齊らし得る人でなければなりません。八千萬の日本國民に實際の安泰と幸福とを招來し得られる人でなければ日本の代議士に値ひしません。斯う云ふ風に考へて行きますと政治家の資格には他に幾らでもありまして、少くとも十指を屈する程であります。今は以上の三點に止めておきます。即ち政治家なるものの資格は、第一、理想が高遠であつて、決して眼前の問題のみに

没頭すべきでない事である。第二、聰明であつて、事前に事柄の真相を捉へてこれに善處し、自分に不都合のないのは論なく、同胞にも決して迷惑をかけぬ事である。第三、本當に政治と云ふ技術中の技術を働かせ得る手腕力量のある事であります。この三箇條を十分に具へて居りますれば、或は國家の目的を遂げる上に、大なる貢獻をなすことが出来はせぬかと思ひます。

四

次に政黨に付て述べて見たい。十九世紀から二十世紀に紀かけまして、世界の重立つた文化國を見ますと、どの國にも政黨があります。今日、政黨のない國は水準以下の國である。今や爲すある國民の政治意識は必然的に政黨を要求して居ります。成程、既成政黨には色々の弊害が見當りますが、如何に弊害があつても政黨そのものは必要であります。要は政黨の弊害を出来るだけ少なくするところにあります。何故、今日政黨が必要であるかと云ふと、今日の政治と云ふものは一人や二人ではどうにもならないからであります。二十世紀の今日はどんな偉大な政治家でも一人や二人で一國の政治と云ふものの運轉は出来ません。一國の政治を運轉して、國家本來の目的を遂ぐる爲には、同じ政見を有つて居る人が、一致團結して政黨を拵へ、その多數の力、輿論の力を以て自黨の綱領を實行するやうにせなくては甲斐がありません。これが今日政黨の必要なる所以である。併ながら萬人が全く同じ

政見を持つと云ふことは到底出来るものでない。或人は保守的の考を有つて居て、どうしても一國の政治は一足飛びに進んでは危い。何處までも國家の組織、國民の性情、是までの慣例と云ふやうなものを重んじて、成るべく堅實な歩調を以て進まなければならない。斯様な政治上の考を持つて居る人は勢ひ保守黨をこしらへます。これとは反對に、政治はどこまでも慎重なるべきであるが、餘り回顧に失しては國家の發展が阻害せられる。今日は宣しく進歩的思想を以て、局に當らなければならぬ。一國の政治が沈滞して進まないといふと、國家は時勢の進みから置き去りにされてしまふ。斯う云ふやうな考で常に時勢の進運を考慮して、一國の政治の進歩を圖り、他國よりも更に先に進まうとする政見を持つて居る人は進歩黨をこしらへます。斯様な理由からして、保守黨と進歩黨とは大抵の國に存在するのであります。要するに、政黨と云ふものは、同じ政治上の意見、或は類した政治上の意見を有する人が一致協力して拵へて、その團體の力、輿論の力を以て自分等の政治上の理想を實現しようとするものであります。今日は政黨に弊害があるからと言つて、政黨そのものの必要を認めない譯にはいかない。勿論、その弊害はどうしてもこれを除かねばならぬのであります。

五

フランシス・リーバーといふ亞米利加の學者は政治道德を研究した人でありまして、『政治倫理學』

といふ著書がございます。この書物は結構な書物であつて、現に日本にも翻譯になつて居ります。この書の中に理想的の政黨は少なくとも是から數へまする四箇條を具へなければならぬ、この四箇條を具へれば立派な政黨が出来るといふ考である。その第一箇條はその主義目的が偉大であつて、民衆を動かすに足りることである。即ち自分等の政黨は之を主義として居る、之を目的として居ると言つて國民に呼びかけると云ふと、國民がそれに動かされそれに共鳴すると云ふやうな政黨でなければいけないと云ふのである、第二箇條は黨員の數が多くして國民の力を有することである、その黨員が少數ではいけない、ズツと多數であつて國民的勢力を有すべきであると云ふのである。是は實に可い。政界で數多の小黨の分立は望ましくないから、成るべく黨員の數を多くして國民的勢力を作り、これに依て政治を行ふといふと治績をあげることが出来る。第三箇條はその黨員間の關係は精神的、道德的であつて、その組織が大いなることである。これなども結構である。黨員と黨員との關係が精神的、道德的であれば、その政黨は必らず相當の成績をあげ得ると思ひます。こゝに精神的、道德的關係といふのはどう云ふ事かと云ふと、その黨員と黨員とが結付く時に、お互が政權に有付いて權勢慾や名譽心を満足させるとか、政治家の位置を利用して富を作らうとかするのは、物質的、不道德的關係であります。これに反して、銘々が國家なり政治なり、乃至は政治家なりの意義に徹して、どこまでも理想に忠にして、國家の目的を遂げるものであれば、それは精神的、道德的關係であります。吾々は

國民の平和、充實、發展といふ三箇條を實現する爲に政黨を組織するのでありますれば、是非かうありたいと思ひます。國家あつての政黨であつて、政黨あつての國家じやありません。終りに第四箇條として黨員はその思想、行動に於て甚しき拘束を受けぬことである。政黨に屬する人はいろいろの思想を持ち、この思想を實際に行ふ爲に種々の行動を取るのであれば、その思想と行動との上で政黨の總裁なり幹部なりから甚しい干渉を受けるのは望ましくない。甚しい干渉があつては自分の政治上の手腕、力量を充分に揮ふことが出来ません。勿論、政黨員は黨の主義、綱領と相容れない思想や行動に出てはよくない。かやうな思想、行動のために總裁や幹部から干渉を受けるのは當然な事でありま

す。リーバー氏は政黨と云ふものは、是等四箇條を備へれば實に結構なものであつて之に屬しても宜しいと云ふのであります。私はこの論は餘程吾々の参考になると思ひます。西洋でも日本でも政黨にいろいろの弊害があるのは要するに以上の四箇條を具へぬからであります。

六

進んで政黨の弊害に付て述べて見たい。政黨の弊害にはいろいろありますが、その一は國家の政權を自分等の黨派で獨占してしまつて、種々の悪い政治をすることでありま

す。是がどうもよくない。政權といふものは一黨一派が永く獨占して悪事をする方法手段に供することは斷じて許され

所が良くない政黨になると云ふと、徒に多數の勢力を恃みまして一國の政權を自黨で永く握りまして、直接には自分等の權勢慾を充たし、間接にはいろいろと自分等の利益を圖るのである。これが爲に、例へば、錢道を敷くとか、港灣を開くとか、學校を建てるとか、道路を通じるとか、その他いろいろ有利な事業を餌として有權者を釣るのである。丁度、魚を釣るやうに有利な事業で有權者を釣るので

す。さうして或は黨勢を擴張し、或は長く政權を握りまして、自黨の利益を圖るのである。一の黨派が斯ういふことを致しますと云ふと、その反對黨がどうしてもこれを嫉み、その黨派の暗黒面を發

ばき、彼の政黨の首領は斯う云ふ悪事をした、彼の政黨の幹部が斯う云ふ利權を獲たと言ふ風に、その黨派を攻撃する。すると今度は政權を握つて居る黨派が負けて居ない。反對黨に向つてまたその暗黒面を發ばき、種々の醜怪事を白日の下にさらして終ひます。これがいはゆる「泥合戦」といふものであ

る。實に醜態ではありませんか。斯うなると云ふと、一般民衆は第一に政治家と云ふものを信せぬやうになります。今日の政治家と云ふものは何たる人格の劣悪なる人々ぞ、政權と利益とを得る爲には方法手段を擇ばぬので、あれちやどうしても國家の政治を託して置くことは出来ない、といつて政治家を信せぬやうになります。次にはその結果として、人民が政治そのものを重視しないやうになりま

す。醜惡な行爲をする政治家の人民から信せられないやうになるのは自業自得としても、人民が國家の目的を遂げる最も大切な手段たる政治そのものを重視せないやうになるといふことは憂ふべきで

ある。斯うなれば國家は自然、衰へて行くばかりであります。一國の人民が政治を顧慮しないやうになれば國家が衰へて行くのは自然の結果であります。私は帝國露西亞に勞農革命が起つて同國が亡びて終つたのは、人民が政治と云ふものを大事にしなかつた爲であると思つて居ります。同國の皇室と政府とは永い間專制政治、壓制政治で以て人民を押へ付けて、彼等に政治を重んずる考を起させなかつた。そこで急進思想を有する過激派と云ふものが起つて革命を行つて皇室や政府を倒したのであります。人民が政治を粗末にすると果してどう云ふ結果に到着するかは、帝國露西亞覆滅の跡を見ると能く分るのであります。

七

由つて見れば、若し政黨が悪事を行つて、一般民衆に特にその堅實なる部分に政治を重視しない考を起させるといふことは、實に國家の爲に憂ふべきことであります。政治を人民が大事にして、政治家と云ふものに正しき行爲をなさしめ、以て國家の目的を遂げる爲には、どうしても、人民殊に有權者の方でシツカリして掛らなければいけません。例へば、殘念ながら我が帝國議會には毎年酒に酔つて、神聖な議會で擲合をする代議士があります。今日は東京の市中を歩いて見ても酒を飲んで擲合をしてゐる人は全く見かけません。所がどうでありますか、それが帝國議會には見られます。日本國民

の代表者として神聖な議會に出て、酒に酔つて擲合をするると云ふことは、不謹慎この上もないことであつて、實に情けないことでもあります。私は餘事はさしおき、單にこの事だけで吾々日本國民の政治觀念の發展の程度が分ると思ひます。外國に對しても實に恥かしいことでもあります。否、外國に對する體面よりも日本の國家がそれだけ發達を邪魔されるのでありますから、洵に迷惑な事でもあります。この事たる一寸考へるといふと、それ等代議士の責任に止まるやうであります。深く考へて見ると云ふとそうぢやありません。さう云ふ粗末な代議士を選擧して議會に送り出した有權者もその責任を免れぬのであります。かやうに考へれば、吾々は彼の人達を指彈するだけでは事は濟みません。彼の人達は何等の資格なしに、議會に行ける譯のものぢやない、一國の代議士と云ふ資格を備へて始めてそこに行き得るのであります。所が彼等に資格を與へて、彼等をして議政府の人たらしめた者は誰であるかと云ふと有權者であります。それ等有權者は先刻私の申した政治家の資格即ち高遠の理想、頭腦の聰明、卓拔の手腕等を候補者が具へて居るかどうかを深く考へないで、全く無資格者を選擧したからであります。中には年賀狀を呉れたからとか、甚しきに至つては年賀狀以上の物を呉れたからとかいふ爲に、可惜貴とい一票を投ずる者があるからである。今日我が國の或るところでは、たとへば理想がどんなに低くても、又、聰明でなくても、將又、手腕力量がなくても、年賀狀を呉れたり、年賀狀以上の物を呉れたりする者は、代議士になれるのであります。この事は總選舉の度毎に選舉法

違反者の頻出することによつて十分に立證せられます。斯様な人物に投する一票は決して清き一票ではない、濁つた一票であります。濁つた一票で選出された人物が醜い『混合戦』をしたり、議會で酒を飲んで擲合をしたりするのは當然すぎるほど當然のことである。今や吾々はどうしても清き一票を清き人格者に投じて、これに一國の政治を託さなければならぬやうになりました。かやうな譯でありますから、帝國議會に不謹慎極まる代議士のあることは、是は詮するに有權者の責任であると言はなければなりません。斯様な政治家を一掃する方法があります、それは我が同胞特に有權者が公民と云ふものになることであります。

八

然らば公民とは果してどんなものか。公民と云ふものは矢張り國民であります。國民を離れて公民のある道理は少しもありません。たゞ國民と公民とは全く同じでないのであります。こゝに特に公民と云ふものを研究する必要がある。日本の人口は概算八千萬と言はれて居る、この八千萬の國民が皆公民であるかと云ふとさうぢやありません。何故となれば、公民と云ふのは知識と徳操と及び能力の點に於て公生活をする資格を具へた人民である。ところが今日我が八千萬の同胞が凡てこの資格を充分に具へてゐるかと云ふとどうもそうではありません。然らば公生活とは何を云ふ

かといふと、主として國家生活と社會生活とであります。各人が毎日己が家業にいそむのは、それは私生活でございます。所が市會議員を選挙したり、代議士を選挙したり、官吏、公吏、名譽職となつたりするとそれは公生活である。それは直接、國家生活、社會生活を致すからであります。國家の一人として生き、社會の一人として生きるからであります。私生活は無論大切であるけれども公生活は更に大切である。然らばこの公生活をするにはどう云ふ心得が必要であるかといふに、特に三箇條ある。それは政治と法律と經濟とについて徹底的理解を有つことである。細かく考へれば、他にもあるのですが、少くとも公生活の土臺となる箇條、公民の資格を整へる箇條はこれ等三箇條を主とするのである。中にも政治が最も大切であるので、その一と通りの意義は上に述べた通りであります。公民の資格中の資格は政治の何たるやを十分に理解する事である。否、ひとり政治のみでない。政治家とは何か、政黨とは何かと云ふこともチャンとこれを胸にたゝむことが必要であります。第二は法律でありますから之について少しく述べて見たい。私は勿論こゝで法律の講義をしようと思ふ考は少しもありませんが、公民の視點から我が同胞の有する法律觀念如何を見るといふといかにも殘念なことが少くありません。例へば、彼の關東大震災火災で一朝にして東京市の過半が焦土と化してしまひまして、罹災者は凡べてバラック生活を致しましたことは改めて申上げる必要はありません。この臺なしになつた東京市をして元の面目を保たしめよう、否、舊き東京市以上の東京市を出現させようと思ふ

貴とい責務を持つた役所の官吏の數人が破廉恥罪に問はれました。この役所の官吏に限らず、如何なる官吏でも苟も官吏たる以上は、己が職務と云ふものを忠實に勤めて、人民の福利を圖るのが當然のことですが、特にその役所の官吏こそは東京市民に對して直接大責任を持つたものであります。大震災後、東京市民がどんなに苦んで居るか、一たびこの事を思ふといふと、その役所の官吏の責任といふものは實に言葉で盡せない程大なる譯であります。所がその官吏が自分の腰を掛けて居る椅子を利用して取るまじきものを取つたのであります。その中には法學士も居ります。法學士は云ふまでもなく大學で法律を専門に研究した人であつて、これを文字の上から言ふと法律を學んだ士であります。法律を學んだ士が收賄罪を犯すといふことはいかにも残念な事であります。法學士の收賄罪といふことは考へ方によればいかにも皮肉であります。私はそのやうな法學士は十分に法律といふものを承知してゐないではないかと考へる。法學士といつても單に書物の上で法律を學んだのみであつて、眞の法律といふものは心得て居らぬと思ふ。それでは迎も公民ぢやありません。法學士であつても決して公民ぢやありません。公民と云ふものは法律と云ふもの、生きた知識が無くてはいけません。この知識に基づいて國家、社會の秩序、規律を重んじて生活するのが即ち公民であります。

九

然らば、法律とはどういふものかと云ふと、私は國民の權利と義務との規定であるといはうと思ひます。吾々は毎日人間としての生活を遂げて行きます爲には少くとも四の條件を必要と致します。それは生命、財産、名譽及び自由である。この四は吾々が苟くも人間らしい生活をするにはどうしてもなくてはならぬものである。その他にも人生に必要な條件がありますが、この四丈は是非共無ければならないのであります。この四は吾々人格を具へた者は、是非とも持つて居なければならぬものである。従つて吾々は人をしてこの四のものを侵害させてはならない。人をしてそれを傷つけさせてはならない。これと同じく吾々は他人のそれ等を傷つけてはならないのです。別の言葉でいひますれば、吾々は人格の所有者として正當な要求を他の人格の所有者に向つて發する。これが權利であります、即ち人格を持つた者が互に正しい要求を發し合ふのである、それが權利であります。さて、この權利の裏には義務がある。國家の保護の下に以上四のものに對する侵害を受けないで人間らしい生活を遂げて行く以上、吾々の當然爲すべき義務がある。例へば、納税の義務、兵役の義務、教育の義務等がその主なるものである。己が權利をのみ主張してその義務の遂行を怠るならばそれは決して公民ぢやありません。權利を主張すると同時に忠實に義務を遂行するのが即ち公民であります。法律を重んずる生活はつまり正義の生活です。正義とは取るべきものを取り、取るまじきものを取らぬ事であり、唯今、申しました或る役所の法學士の如きは、人から取るまじきものを取つたのであります。つ

まり、正義を蹂躪したのであります。かやうな次第であるから、公民は法律の生きた知識を具ふべきであります。

一〇

終りに經濟について申します。是は何人も一わたり知つてゐる事のやうであるが、よく考へるとなかくさうでない。それは世に食しき者が少くないのを見てわかります。然らば經濟と云ふのはどう云ふ事であるかと云ふに、個人として、又團體として己が物質上の欲求を満足させることであります。かく己が物質上の欲求を満足させる爲めには、平生、富を積んで置かなければなりません。人が貧しくなるのはこの理を十分に知らないからであります。吾々が人間らしい生活をするには、どうしても衣食住の三つが充分に備つて居なければなりません。毎日の新聞の社會面を見ると云ふと、種々の罪惡が報道せられるが、その罪惡を犯すのは多くは衣食住が足りないからである。衣食住の不足は自分に經濟の心得がないからである。「衣食足れば則ち榮辱を知る」と云ふ言葉は眞であるので、衣食の足らぬ内は人は往々名譽も外聞も構はないで罪惡を犯します。殊に經濟上の壓迫の日に、甚しくなりつゝ、ある今日、人間らしい生活を遂げるにはどうしても經濟の心得が無くてはならぬのであります。そこで、吾々は毎日己が職業を忠實に勤めて、相當の富を積み、己が衣食住に關する欲求は自分で自由

に満足して行けるやうにせなければなりません。他人の勞働の結果に依つて、己が物質上の欲求を満足しようとするやうでは到底、公民たる資格はありません。人は己が額に流した汗の結晶である財貨に依つて、自分と家族とが生活して行けるやうに致したいものであります。己が職業を勤めないでその物質上の欲求の充足を他人の勞働の結果に俟つ人は、社會的に弱き者といはなければならぬ。一人でも社會に社會的弱者があればそれだけ社會は弱くなります。ガードの下に一晩寝たり、大きな鐵管の中に一夜を過ごしたりする同胞は、多くは社會的弱者である。之に反して忠實に己が職業を勤めて、自分と眷族とを充分に扶養し、若し餘力があれば社會奉仕をする者の如きは社會的強者である。この社會的強者が取りも直さず公民であります。

されば公民と云ふものは、之を約めて申すと云ふと、先づ國家と社會との何たるやを知り、次に政治、法律及び經濟の何たるやを心得て、公生活を爲し得る人の謂であります。かやうな人が相寄り相扶けて、上に主權者を戴き奉つり、もろ／＼の機關もろ／＼の施設を整へて、國家生活を遂げるやうになれば、各人は必らず平和、充實、發展の三者を遂げ得、國家としては、價値ある國家となるのであります。

三 公民の社會學的考察

一

公民及び公民教育の主張は、大戰前にもあつたのであるが、大戰後歐米諸國に於て理論家によつても亦實際家によつても聲高く叫ばれてゐる。或はこれを現代教育界の切實な要求といふべく、或はこれを人の社會生活、國家生活の民衆化の結果と見るべきである。畢竟、大戰勃發の起因を以て各交戰國の社會組織の缺陷に歸し、これを改造するに爲すある公民の才幹を以てしようとするのである。

歐米諸國に起る出來事に、多くは例外たらぬ我國は、這次の公民重視の傾向にも亦例外たるものでなく、昨今頻りに公民教育の必要が高唱せられてゐる。尤も我國には人をして斯の教育の必要を感せしめる特殊の事情が存することを忘るべきでない。それは他でない。次回の總選舉には普選法の實施せられることである。これを代議士の政治意識に徴するも、又これを選舉人の政治道德に徴するも、我國が眞の意味で立憲自治の實を擧げるのは全く今後の事に屬する。この際、近き將來の選舉人の政治的判斷力と政治的知見とに培ふ公民教育が如何に必要であるかは改めて言ふを須ひぬ。

さればとて、公民教育を以て直にこれを政治教育と同一視することはその宜しきを得ぬ。何故ぞと

いふに、凡そ公民たる者の活動範圍は決して單にこれを政治界に限るべきでなく、法律の方面にも經濟の方面にも社會の方面にも、將又、國際の方面にも公民の手腕に俟つところがあるからである。けれども、公民たる者に必要なる資格の一は政治的教養の行届き、政治的知見の卓拔な事である。この意味に於て、公民教育と政治教育とは極めて緊密な關係を有し來り、従つて我國に於ては、特に普選法の實施の遠からぬ將來に迫つて居る今日、斯の教育の重要さの極めて大なるを見る次第である。

二

標題の論旨を進めて行く爲めには、先づ公民といふ言葉の意味を限定する必要がある。公民とは公的生活の意識明に、この生活に堪ふる能力を具ふる人を指すのである。茲に公的生活とは特に社會生活と國家生活を意味する。従つて公民たる者は徹底的に社會、國家の何たるかを知り、爲めに主として政治、法律及び經濟の三者に關する正確な判斷と優秀な才幹とを具ふる者といふのである。この故に公民たる者の人格内容としては、社會、國家の何たるかは論なく、政治、法律、經濟等に關する明瞭な觀念を有し、權利、義務を初めとし、人格、正義、富、職業等の諸觀念より、延いては共同生活、共存共榮、人生そのもの等の諸觀念を準備せねばならぬ。これを要するに、公民なる者は社會なり國家なりの能動的成員として、意識的に、自發的にこれ等の生活様式を支持し發展せしめる知識と

徳操と能力とを具ふる者である。従つて公民教育とは人の公的生活の意識を明にし、この生活に堪ふる能力を養ふ教育である。更に言へば、私を抑へて公に奉仕する公共的精神を養ふ教育である。

個人の實在なるが如く、社會も國家もいづれも儼然たる實在である。人或は特に個人を重視して、個人のみが獨り實在であつて、社會、國家は單に抽象的概念に過ぎぬとなすけれども、これは通せぬ見解といふ外はない。個人の實在なるが如く、社會、國家も亦實在であることは、一たび、特殊の個人を社會なり國家なりの中に投ずれば、何時しかその思想に知識に信念に、否、その人格そのものに變化を生ずるを見てこれを知るべきである。又、反社會的行爲、反國家的行爲に對する社會や國家の加へる制限を見れば、如何に兩者が疑ふまじき實在として、一廉の力を有するかは直にこれを知るべきである。

更にこれを考ふるに、個人よりも社會、國家よりも一層、實在性に富むものは、個人と社會、國家との關係そのものである。この關係は個人と社會、國家とを産み出すものである。言換へれば、この關係は個人をして眞の個人たらしめ、社會、國家をして眞の社會、國家たらしめるものである。社會、國家を離れた個人は事實、存することなく、個人を離れた社會、國家も亦實際、存するものではない。個人を社會、國家から引離すは、論理的必要に出づるのでなければ、即ち實際的便宜に出づるのである。

三

個人に取つて最も本質的のものは人格である。この人格は如何にして成立するぞといふに、個人と社會、國家との關係に基づくのである。凡そ個人には物的側面と心的側面とがある。或はこれを物質人と心理人といはうか。人或は物質人が一見、社會や國家から離在するが如く見ゆるところより、心理人も亦同じく社會、國家から獨立なるものと考へるけれども、この見方の誤つてゐることは、一人の個人を捉へて、その思想なり、知識なり、信念なり、人格そのものなりを検すれば、それ等はいづれも社會的内容、國家的内容を具へることを見てこれを知るべきである。人格内容の充實の程度如何を見て、個人と社會なり國家なりとの關係の深さが推斷せられる。個人は社會なり國家なりを離れては、嚴しい意味に於ける個人ではなく、社會、國家の部分となつて、初めて嚴しい意味の個人たるのである。更にこれをいへば、社會、國家の缺くまじき部分となるところに、個人はその存在の理由が確實となつて來るのである。この意味に於ける個人が即ち公民である。

進んでこれを考ふるに、單獨な人格よりも更に實在性に富むものは、一人の人格と他の人格との關係である。この關係たる機械的のものではなくて有機的のものである。各人の人格は有機的に關係し、交互的に影響して互にその内容を充實するのである。この點からいへば、社會なり國家なりは數多の

個人から成立つものといふよりも、寧ろ數多の人格から成立つものといふことの更に適切なるを覺ゆる。人格は社會的並に國家的道程を辿つて互に結合し、而して又この道程の中に存立し發展するものである。互に結合しない個人は反社會的、反國家的のものである。即ち單獨の個人、孤立の個人は人をして常に社會、國家の埒外に出でしめ、若しそれが社會、國家の中にあれば、社會の動搖、國家の解體を招來するのである。彼の危険思想の所有者を見てこの理を知るべきである。これに反して適應性に富む人格は能く他の人格と結合して社會なり國家なりの組織を固くし、その健全性を養ふのである。この故に、人をして社會的價值、國家的價值を具へさせるものは、その孤立性ではなくて適應性である。公民教育は被教育者をしてこの適應性に目覺めしめる有目的作用に外ならぬ。

四

全體へと向ひ、全體のために働く個人の精神は、社會、國家の發展の主動力たるのである。而してこの精神はやがて己れを完成するものである。社會なり國家なりの中にあつては、與ふことが却つて受けることとなり、取ることが却つて奪はるゝこととなるのである。確實な社會奉仕者、確實な國家奉仕者は確實に己が自己完成の歩を運ぶ者である。社會、國家への貢獻は自ら自己への貢獻であつて、社會、國家への叛逆は又おのづから自己への叛逆である。この故に苟くも爲すある人格は常に全體に取つて有力な部分となり、全體に於て己が就くべき正しき部署を見出すのである。己が正しき部署は、これに就く者に社會なり國家なりを與へるのである。眇たる一個人にして社會なり國家なりを所有するとは何たる光榮であらうか。人は己が正しい部署を通して初めて社會人たり國家人たること

が出来るのである。社會人とは己が善がそのまゝで社會の善となるものである。國家人とは己が生命がそのまゝで國家の生命となるものである。公民とはこの社會人、この國家人の別名に外ならぬ。社會、國家を組立つる個人の職能は何處までも關係的である。この關係は殆んど際限なく廣がつて行く。この意味で個人は同時に社會、國家の全體たるのである。かくはいふものゝ、社會、國家といふ全體が個人といふ數多の斷片に分たれるといふ意味ではない。個人は部分に現はれた全體であるといふ意味である。個人はいはば全體の表現である。個人の生命は一人に流るゝ全體の生命である。個人の精神は一人に漲る全體の精神である。社會、國家を組立つる個人の人格内容の充實の程度は、その行爲の分量によつて測定せられないで、全體が個人を通して如何に表現するか、言換へれば行爲の品質によつて測定せられる。こゝに至つて、社會、國家に於ける個人の價値は彼れが社會、國家の價値ある部分たる場所に存するといふのみにては足らぬ。彼れの價値は特殊の視點から見た全體たる

ところに存する。典型的公民の資格はこゝにあつて存する。

五

凡て流動の姿に於て事物を看取し、従つて部分の全體に對する關係を靜的のものと見ないでこれを動的のものと見ることは、現代の科學並に哲學の我等に教へる動すまじき眞理である。今や我等は、この見方の下に個人と社會、國家との關係を見ることを要する。一人の個人がその對社會的並に對國家的義務を遂行することは、事實、社會なり國家なりの特殊の要求を満足するよりも更により多くのものを社會、國家に與へるのである。何故ぞといふに、それは社會なり國家なりの生命そのものに培つて、兩者の止揚的動因に或るものを加へるからである。社會、國家が個人に對してよくその保護の任務を完うすることは、單にその個人當面の必要に應ずるのみでない。何となれば、それは個人の生命そのものを養つて、個人の創作性に何物かを寄與するからである。公民教育は常に社會、國家の止揚的動因に多くのものを加へ得る個人を養成せねばならぬ。彼の「天下は一人を以て興る。」とは眞である。若し一人がその正しき部署に就かず、その義務の遂行を怠るときは、それがその人一人の分け前よりも更により多くを社會に向つて惜むこととなるのである。何となれば、それはそれ丈、社會の當然、養ふべき止揚的動因を養ひ得ぬからである。従つて彼の「天下は一人を以て亡ぶ。」といふことも亦眞である。この考へ方は公民の責任感に強い刺戟を加へる。

かくて個人は、離在、單獨、孤立、拒斥等の事實ではない。それは社會、國家といふ全體に於て初めて己が存在と價値とを見出すところの部分である。この事の正しい理解は社會完成、國家完成の要件であつて、同時に個人完成のそれである。個人がその自己を完成すること、社會、國家が自らを完成すること、は畢竟、同一である。人格創作はやがて社會創作である。個人の呼吸は社會のそれであつて、個人の脈搏は國家のそれである。茲に個人をその生きた部分とする全體の有する權威が認められる。この權威は常に部分を保護し、部分を維持する。けれども、この事實は部分が常に全體につつてその有力な部分となつて、該全體を創作せねば不可能である。この交互作用が社會の存立、國家の存立の理由であつて、又同時に個人の存立のそれである。公民教育は個人と社會、國家との間にこの種の交互作用を成立たしめる有目的作用である。

四 青年と公民

一

世界大戰後歐米諸國の教育界で聲高く叫ばれてゐる共通問題がある。それは他ではない、公民教育である。この教育は或は之を現代の切實な要求と見る可く、或はこれを人の社會生活、國家生活の民

衆化の結果と見る可きである。我國も亦この事實に例外たるものでなく、近來遽にこの種の教育の必要が叫ばれつゝあるのである。

然らば公民とは如何なるものかと言ふに、公的生活の意識明にこの生活に堪ふる能力を備ふる人を指すのである。ここに公的生活とは、特に社會生活と國家生活を意味する。従つて公民たるものは社會及び國家の何たるかを知り、延いて政治、法律及び經濟の三者に關する確實なる判斷と、能力とを備ふるものを指すのである。この公民を養成する教育が即ち公民教育である。

我國には公民教育の必要を感じる特殊の事情が存する。それは普通選舉法の實施である。公民教育を以て、直に之を政治教育と同一視する事は勿論出來得ない筈である。何故と言へば、公民たるもの活動範圍は、特に政治界に限られるのではなく、法律の方面にも經濟の方面にもその範圍が存するからである。言ひ換へれば、人の公民としての準備は、一般にその社會生活に取ても、又その國家生活に取ても必要であるからである。然れども、公民たるものに最も必要なる資格の一つは、政治的訓練の行届き、政治的知見の透明な事である。この意味に於て公民教育と政治教育とは、密接な關係を有し來り、従つて、我國に於ては近き將來に於て普通選舉の實施せらるゝ以上、公民教育の重要さの極めて大なるを見るのである。

二

普通選舉については、色々な考察が下される。これまでの有産者は有産者であつた爲に、その選出にかゝる代議士は勢ひこれ等有産者の意を迎へる事となつて、一般民衆の福利よりもこれ等有産者のそれが代議士の念頭を支配したのである。その數から言へばもとより有産者は少數であつて無産者が多數であるのに、單に制限選舉法のある爲に、一般民衆の福利が代議士に依つて充分、考慮せられなかつたと言ふ事は、如何にも殘念なことであつたのである。一國の政治が民衆全體の福利をその目的とすべきものであることは、改めて言ふまでもないことである。然る所、普通選舉の實施に依つて、約一千一百万人の無産者が、新に有産者となつて國政に參與することとなり、従つてこれ等の人々の福利が政治的に重視せらるゝ様になつたと言ふことは、確に日本政治史上の著しい事實であつて、大正の大御代の一大盛事たるを防げぬのである。

更に考へるに、普通選舉の實施は、之れを明治維新の政治的理想の顯著な實現と見らるゝのである。當時煥發した五ヶ條の御誓文を拜讀するに、その中に「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と云ふ箇條と「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」と云ふ箇條との存することは、何人も知る所のことである。この二ヶ條の根本義は全く普通選舉の精神に合致するものと見なければならぬ。従つてこの

法の實施は確に明治維新の政治的理想の顯著な實現である。

進んで考へるに、この法の實施は之を我が帝國憲法發布の御精神の顯著な實現とも拜察することが出来る。憲法發布の際、煥發した御詔勅には「朕我カ國民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ、相共ニ和衷協同シ我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と云ふ御言葉が拜せらるゝのである。

今回一千一百万人の新有権者も亦、この政治的負擔を分け前する様になつたのであつて、如何にその國家に對する責任の重大を加へたかと言ふ事は改めて言ふを要しないのである。斯様に考へて來れば、普通選舉法の實施が如何に重大な意味のものであるかと言ふことは、容易にこれを知り得るのである。所謂大正維新なるもの、實を備へる爲には、我々は是非共この法の實施を有效ならしめねばならない。

三

論じてこゝに至れば、吾々は何よりも先づ、我が國の青年が公民となられることを切望して止まないものである。帝國の將來は一にかゝつて公民としての青年の雙肩にあるからである。

吾々は現在の政治家なり代議士なりに向つて、餘りに期待するよりも、寧ろ青年に向つて公民たることを要求せざるを得ないのである。何故ぞと言ふに、青年の有する純眞性と進取性とは、容易に吾々の希望と要求とを満足させる可能性を有するからである。斯様な點から考へて、吾々は今日の青年が、喜んで公民教育を受け容れらるゝことを切望するのである。而して同時に左の三ヶ條に付て細い注意を拂れたいのである。

(一) 連帶責任の觀念を明にすること。

個人がその所屬團體に於ける己が位地、己が責任を念頭に於て行動することを、連帶責任の觀念とする。言ひ換へれば、己が人格内に於て社會なり國家なり、その他、諸々の團體なりを發見することである。人はこゝに初めて團體的に強き者となるのである。我が國では殘念ながら、議會毎に多數の惡徳代議士の現れるのを見るのであるが、若し試みに斯様な代議士を果して何人が選出したかを考へて見れば、單に彼等を責めて自ら快しとする譯に行かないのである。

(二) 協同の精神に目覺めること。

普通選舉法の有效なる實施に必要なことは、有産者と無産者との協同である。否、有産者同志でも又無産者同志でも、協同の精神がなければならぬ。一個人の力は如何にそれが偉大であつても、自から限界があるものであるが、衆個人が協同して一つの全體となれば、その力は殆ど想像を許さない

ものがある。この故に、例へば政黨員たるものは、何處までも協同して政黨の使命を完ふすべきであつて、徒らに互に争ひ或は他黨との紛争をこれ事とし、或は政權の争奪にこれ日も足らぬが如き事は、深く戒む可きことである。若し争ふなれば自黨の主義綱領に基づく所の正々堂々の争ひたる可きである。

(三) 共存共榮の觀念を明にすること。

こゝに共存共榮とは、互に人格を尊び互に權利義務を認めて、相倚り相助けて團體生活を遂ぐることである。従つて、これには必ず自己批判と自己制限との二つの態度がなければならぬ。この二つの態度があつて、始めて自他の權利の融和、自他の要求の適應が期待せられるのである。富の無法の獨占の非なる様に、權力の無法の獨占も亦非である。權力の無法の獨占の非なる様に、名譽の無法の獨占も亦非である。常に公正の原則の下に、富、權力及び名譽の過不及なき分配が行はれて、初めて眞の意味の共存共榮が可能である。

第五 教育

一 教育上の自由と制限

—

私は教育を専門に研究してゐる者ではないのであるが、今、見出しの題の下に私の考のある所を述べて、讀者の批判を仰ぎたいと思ふ。

この數年來、外國から我が教育界に這入つて來た新教育主義、新教育思想乃至新教授法は餘程の數に上るやうである。一寸考へたところでも、ドルトン案、バタビヤ案、プロジェクト・メソッド、自動教育、動的教授法といふやうなものがある。これ等以外にも勿論澤山あるやうである。我が國の教育理論家も、またその實際家も、いづれも新を競つてこれ等外國の新教育主義なり、新教育思想なり、新教授法なりを紹介して及ばざるをこれ恐るゝといふ風が見える。

かやうにして、眼前の我が教育界は日に日に目まぐるしい程の變轉をなしつゝあるのであつて、之を十年前乃至十五年前の我が教育界に比ぶれば、殆ど隔世の感があるのである。特にその教育主義乃至教授法の新味の點に於いて人の注意を惹くことは思想の外にあるのである。たとへば所謂自由教育

なるものに就いて考へて見ただけでも、これが大體を推すことが出来る。けれどもまた他面からいへば、今日、我が教育界には多少、遺憾な點も見受けられるやうに思ふ。例へば東京市内の或る小學校では、保護者が參觀する度にその子は何時も遊戯に耽つてゐる所から、保護者はこれではと學校の教育方針に疑を挿んで、遂にその子を退學させたさうである。私は單にこの一つの事實を以て、その學校の主義方針を非難しようとは思はぬのであるが、少くとも學校の主義方針に對して保護者が理解を缺き、從つて學校と家庭とがその歩調を一つにすることが出来ないといふ事は推定せられるのである。また、某縣では氣分教育とかいつて、學校の授業が教師の主觀の状態によつて左右せられ、授業は時間割通りに進行せず、或る時の如きは生徒は近所の林の中に自由に遊び戯れてゐて、少からず參觀者を驚かしたさうである。その他某縣の所謂自由教育に基づくところの隣縣との紛争の如き、また、最近その縣の自由教育を実施した中學校の卒業生の成績不良といふことが端緒となつて、學校騒動を惹起しつゝ、あることの如き、數へ來れば、直接にか間接にか新教育主義、新教育思想乃至新教授法が種々の困難や物議を醸しつゝ、ある事は否定出來ぬ事實であると思ふ。

二

外來の新教育主義なり、新教育思想なり、新教授法なりの中には、必ずしも我が國の教育理論家からも、またその實際家からも、最善のものとして許されないものもあるやうである。また、中にはたとひ、それがよき方法として許されたにしても、之に必要な施設、之に伴ふ經費が不十分であつて、その實行を抄取らせない場合もあるのである。爲によしんば一旦はそれに着手しても、途中で之を廢したり、或は意外の困難に出會つて、徒に兒童を新しい試みの犠牲とするに止まつた場合もあるやうに聞いて居る。

外來の新教育主義なり乃至新教授法なり、その細目はそれ／＼異つてゐても、自由の重視といふ點は多くは一致してゐるやうに思ふ。

私は教育上、自由といふことは、固より結構なことであるが、或る場合には制限もまた必要であると思へる。全く制限なき自由は教育上如何かと思はれる。無論、自由なき制限もまた十分なる効果を收めることが出來ぬであらうが、さればとて、全く制限なき自由はこれを教育の本旨から見てもどうかと思ふのである。

現代と呼ばれる時代を特色づける有力な事實の一は蓋し自由の過尊である。もと自由の觀念は平等のそれと共に、夙に古代のギリシヤに於て高潮せられた。實にギリシヤ民族の文化は自由民の創造にかゝつたのである。中世となつて政治の方面では封建主義の爲に、宗教の方面では加特力教の爲に、自由の觀念は少からず抑へつけられたのであるが、啓蒙期を経て近世となつて、この觀念が燦然たる

光を放ち、或は學術に、或は政治に、或は藝術に、或は社會に、非常な飛躍を遂げたのである。最近においては、世界大戰を機會にこの觀念が大いに活動して、現代の解放的傾向の中心勢力となつてゐるのである。

教育界が現代のこの影響を免れ得ぬことは少しも異しむべきでない。教育上の自由主義はこゝに唱へられるやうになつたと思ふ。無論教育上自由主義は之を彼のルソーあたりに認めることが出来るのであるが、殆ど徹底的な自由主義の主張は之を大戰以後の事實と見なければならぬ。いふまでもなくこの自由主義は兒童の學校生活における自由を力説するものであつて、管理上並に教授上の制限は成るべく之を去り、命令とか、矯正とか、禁止とか、譴責とかいふやうなことは力めて之を廢し、何所までも兒童本位の自主自學を尊重するものゝやうに見受けられる。

これまでの教育を支配した劃一主義には幾多の缺點があるであらう。注入主義もまた或は今日生命のないものであるかも知れない。従つて普通な兒童の爲に、優良兒の發展を妨げるこの不合理なるが如く、教師は優良兒をのみ眼中において、普通の兒童を輕んずることもまた不合理のことであらねばならぬ。少數の爲に多數を犠牲にすべきでないやうに、多數の爲に少數を犠牲にしてはならぬのである。けれども兒童は如何にその優良なものであつても、多くは自己に對して正確な判斷を下すことの出来ないものである。彼の有する經驗は到底彼の學校生活の全體を支配するに足らぬものである。

まして己れの目指すべき目的、己れの到達すべき理想に至つては、十分に之を理解して居る兒童は極めて少數であるといはねばならぬ。兒童には嚴正な意味に於ける自律生活を期待することは出来ない。如上の考察は自づと兒童に對する教師の指導、矯正、約めていへば制限の態度を要求して來る。蓋し教育の本旨は人を作るところにある。國民教育にあつては國家人の教養がその眼目でなければならぬ。この點からは獨り制限が必要であるばかりでなく、或る場合には強制もまた必要である。勿論、今日はこれまで舊き教育主義のとつた抑壓、絶對服從、嚴罰等は之を避く可きであらうけれども、人を作り、國家人を作るに必要な制限や強制は何處迄も許されねばならぬと思ふ。

國家人の備ふべき條件は種々あらうけれども、國家意識の如き、國民感情の如き、國體觀念の如き、何れも缺くまじきものである。改めていへば、國家人の備ふべき條件は個性といふ自然的の我よりも、人格といふ道德的の我に生きる精神である。この精神は個性を殆どその極度まで重視する自由主義の教育によつては、果して十分に之を養ひ得るであらうか。

三

一概に自由といふものゝ、是には少くとも二通りの種類がある。その一は物質的自由である。これは人の衝動なり、欲求なりをそのまゝ充足することである。即ち自然的欲求の直接充足であつて、こ

れが是非に就いては少しの反省も試みない態度である。即ち無反省的自由である。その二は精神的自由である。是は反省的のものであつて、事に當つて取捨の餘裕を存し、目的を重んじ理想を尊び、従つて一定の制限なり、強制なりと兩立するものである。若し單に兒童の個性を尊重し、少しも之に制限を加へず、その衝動なり、欲求なりを直接、充足させることを以て自由となすならば、それは物質的自由であつて精神的自由ではないのである。

精神的自由は必要な外的制限と兩立する。制限なき自由は放縱に墮する場合が少くない。自由主義の教育の重んずる自由は、この兩種の自由の中果して何れであらうか。若しそれが物質的自由を意味するものであるならば、それは兒童の個性を發展させることは固より出來るであらうが、その人格の發展を期することは疑問ではあるまいか。人格の發展には或る程度の制限は殆ど必然的に必要である。場合によつては強制もまた必要である。若し舊き教育主義や教授法に何等か取り柄があるとすれば、それは主としてこの點にあると思ふ。

物質的自由はその外觀は自由であるが、本質的には寧ろ不自由といはねばならぬ。何となればそれは衝動なり、欲求なりの前には少しも取捨の餘裕を存せぬからである。この物質的自由を抑へて、精神的自由を引上げる所に、文化人としての意義と價値とが存し、何處までも精神的自由に培ふ所に、教育の本旨が存するやうに思ふ。フイヒテが道德的活動は實際、障礙に打勝つことによつて、初めて

實現されると考へたのは吾々の參考に値ひする見解である。

人間にとつて制限なき生活は、この地上には永遠に存せないもの、やうである。少くとも吾々が社會生活なり、國家生活なり、數多の同類と共同生活を遂ぐることを必要とする限り、安んじてこの事がいはれると思ふ。例へば文化の發展につれて、吾々は脅威の制限、腕力の制限は之を脱することが出來るとしても、科學や哲學の教へる真理、藝術や宗教の示す真理の前には、吾々の態度を制限せねばならぬ。また吾々は輿論の前、法律の前にも同じく自らを制限せねばならぬ。君主の前、政府の前にもまた同様である。これ等の諸くの制限内に於ける自由こそ眞の自由である。この種の自由を樂しむことの出來る者は、獨り個性の發展した許りでなく、また、人格の發展した者でなければならぬ。

自覺的服従は精神的自由と相容れぬものではない。自覺的服従と屈從とはこれを混同すべきでない。前者は服従すべき理由を知つて服従することであるが、後者はそれを知らずにと服従を餘儀なくせられて服従することである。この意味に於いて、自由と制限とは調和して來るのである。兩者を調和する者は、目的若くは理想の觀念である。

要するに、教育なるものはこれを個性と個性との交渉と解するよりも、寧ろ、人格と人格との交渉と解すべきではあるまいか。或は知識的に、或は道德的に充實した人格の所有者が、未だ知識的にも、道德的にも充實せぬ人格に加へる一種の力が即ち教育であると思ふ。人格内容の充實したもの、前に

は、衝動の無規律なる働き、欲求の無秩序な現れは自づと制限せられて、反省と自覺とが促される。所謂感化はこゝに成立つのである。感化あつてはじめて教育の實體が備はり教師の權威もまた備はるのである。

二 獨自的精神と教育

我が國で、教育理論家もまた教育實際家も、歐米の教育理論なり教授法なりを採用して及ばざるをこれ恐るゝが如くであることは、今もなほ古への如くである。いはゆる採長補短といふことは、何事につけ我が民族の傳統的態度であるからには、この態度はさまでこれを咎むべきでないのである。我が國の教育は何處までも日本人の教育であらねばならぬことは、何人も首肯づくところであらう。即ち第二の國民を國家生活に入らしめる爲に、該生活の意義を解し、該生活に必要な識見、才幹に培ひ、更に該生活の理想を實現する爲に、強き國民精神と鋭き國民感情とを養ふことである。これは我が國教育の大本である。この大本を緊握して、然る後、歐米の教育理論なり教授法なりを參考することは固より望ましいことである。

然るところ、若し萬一、我れに此の獨自的精神とはなく、たゞ外國の教育上の學說や主張の追隨と模倣とにこれ日も足らざる有様であつては、いつしか我が教育の大本を閉却し、徒に「理論倒れ」となり、「方法倒れ」となつて、所期の効果を擧げることが出来ないであらう。私はもはや昭和の大御代となつては、我が教育界の理論家もまた實際家も十分にその獨創力を働かせて、日本的の理論と方法との創作に努力せられんことを希望したい。況して外來の理論や方法の内には、その聲のみ徒に大であつて、その實績の頗る疑はしいものもあるに於てをやである。或はまた我が理論家なり、實際家なりが、これが妥當性を許すにしても、その經費の點に於て施設の點に於て採用の困難なものもあるのである。更にまたたとひ彼の國には適してゐても、我れの歴史、國民性、社會組織等には全く適せぬものも皆無とはいはれぬ。吾々は何處迄も上述の我が國教育の大本を念頭に置いて、外來の教育學說や主張を嚴選すべきである。もと、我が日本民族は外來文化の採擇については、常に固く取捨の自由を握つてゐた。かくして初めて採長補短といふことが成立し得るのである。

二

たとへば、ドルトン案にせよ、ゲーリー組織にせよ、プロジェクト法にせよ、その他、如何なるものにせよ、いづれもこれを有する國家の土に生えたものに相違ない。即ち多くは先づ實際上、特殊の

教育問題が起り、これに向つて學者や實際家が研究を重ねてその結果出來たものであらう。従つてそれ等はその國の歴史なり國民性なり社會組織なりをその背景としてゐる。かくあつてこそそれ等が初めてその國の第二國民の養成に有效なることが出來るのである。中には餘程、抽象的に普汎的に見ゆる學說でも、仔細にこれが發生の道程を吟味すれば、必らずやその國の社會的環境その他の事情に條件せられてゐることを知るであらう。今やいづれの國でも、少くともそれが爲すある文化國たる限り、それ／＼その國固有の教育理論、教授法を有して、近き將來を己が雙肩になふ者を教養しつゝある。ついでには我が國固有の教育理論なり教授法なりがあつて、それで以て我が第二國民を教養するのでなければ、眞の日本人は得られぬと思ふ。純外國の理論や方法を以て、純日本の國民精神と國民感情とを有する日本人を教養することは、嚴正な意味では或は全く不可能であるかも知れない。

今日、特に我が青年學徒の内には、意外なる迄に國民精神の弱く、國民感情の鈍き者がある。彼等には祖國に關する誇りなどいふものは全く無く、甚しきに至つては、却つて祖國の存在を脅威する實際運動にたづさはる者すらあらはれて來た。かやうな態度に向つては國家は勢ひその生存權を行使する外なく、その結果、彼等を收容し教養しつゝある學校は、彼等の父兄の心からの信頼に裏切ることゝなるのである。加之、頭腦のいかにも明敏にして、將來望み多き青年をして、あたふ、刑餘の人たらしむるが如きは、彼等に取つては如何にも氣の毒のことであり、國家に取つては人物經濟上、遺憾

この上もないことである。そのこゝに至るには勿論複雑な理由があるであらうけれども、その一は我れに獨立的教育理論なく、従つて彼等をして十分に國家生活の意義を解し、該生活に必要な識見、才幹に培ひ、また過激なる思想の動かすところとならざらしめることが出來ないからではあるまいか。若し彼等學徒にして明かなる國家觀念を有し、熾烈なる祖國觀念に燃ゆるならば、如何なる危険思想も彼等を虜にすることは出來ぬ筈である。

勿論、文化國には種々の共通點がある。科學的教育學には何人も許すべき普汎性があるに相違ない。また各自の人格にも通有性の存することは自明の理に屬する。従つて歐米の教育理論や教授法にして、我が第二國民の教育に役立つものゝあることは勿論である。されば徒らに偏狹の見に囚はれてそれ等を拒斥するやうなことがあつてはならない。要は確かりした獨立的精神を以てそれ等を嚴選し、取るべきは取り捨つべきは捨て、而かも己が獨創力を働かせてそれ以上に出で、我が歴史、國民性、社會組織等に立脚する教育理論や教授法を建設するにある。かくして初めて我が帝國創作の大任に堪ふる俊才逸足を教養することが出來るであらう。思ふに彼等は已にこの帝國に生れるとき、日本人として發展すべき可能性を具へてゐたに相違ない。従つて日本人として教育されることが、彼等の不可犯的權利であらねばならぬ。想ふてこゝに到れば、己が主觀を滅ぼしてまで歐米の教育理論を機械的に模倣し、己が理想を傷けてまで外國の教授法を盲目的に攝取するが如きは、餘程考へねばならぬことで

あると思ふ。

三 現代と教育家

一

現代を特色つける主なる個條は、個人の個人主義的覺醒と、國民の國際主義的覺醒とであると思ふ。前者があつて人の自主的生活が尊ばれて來たが、同時にこれまでの制度、傳統をはじめ、道德、教育、宗教等は兎もすればその權威を減じ、徒に多數なるものが社會的に優越な地歩をしめて、もろくの反社會的害惡が頻出し、後者があつて國際的性質を有する問題は、世界列強の代表者が一堂に會してこれが解決をはかり、努めて國際的紛議の發生を防ぎ、戰爭勃發の機會を減じようとしてゐる。しかし彼等は何處までも自國本位の態度を改めようとせぬ。

西洋に於て、個人主義の歴史は可なり古いのであるが、それが産業的に政治的にはたまた倫理的に高潮されるやうになつたのは、十八、十九兩世紀である。いはゆる自由放任主義は産業上並に政治上の個人主義であつて、功利主義は倫理上のそれである。甲は個人間の自由競争は才幹の鍊磨、獨創力の陶冶となり、個人としては利益と名譽とを以て報えられ、社會國家としては富の増加、生産の發展

となるとなし、乙は人は己が良知と良心との指導の下にその目的とするところを達すべきである、これ一には各人の幸福を招く所以であつて、一には社會なり人類一般なりの利益を來たす所以であるとなした。その他理論的には英國の自然的權利論、實際的には米國の獨立、佛國の革命等が、この主義の發展を助けたことはいふまでもない。かくてこの主義は終に西洋文化の基調をなすやうになつたのである。個人の自發性に培ふことの如き、その人格價値を意識させることの如き、己が連帶責任を自覺させることの如き、いづれも個人主義の生出す望ましい個條である。

二

けれども、現代人の個人主義的覺醒には他に有力な原因がある。それは去る大戰を機會に生じた世界民主化といふ事實である。この事たる民主國米國の參戰にその端を發し、英佛米の三民主國の勝利にその力を得、露獨墮の三君主國の崩壞にその勢を増し、終に世界の殆んど凡ての文化國を風靡してその人心を解放し去つたのである。これは他でない。民主主義の基礎觀念は自由と平等とであつて、兩者は生得的のものともまでせられるからである。それは元來何人の自由ぞといふに個人の自由である。何人の平等ぞといふに個人の平等である。こゝに於て人はおのづと個人主義的に覺醒して、或はこれまでの制度、傳統に逆らひ、或は道德、教育、宗教等を輕んずること、なるのである。勞働者にして

己れを自由と信ずれば、雇主に向つて無遠慮なる要求に出るのである。學徒にして己れを平等と考へれば、師長に向つて不謹慎なる反抗を敢へてするのである。我が國に於てはこれまで雇者、被雇者の關係は多くは主従關係であつて、中にはそれが數代つゞく場合もあつたのである。師弟の間柄は精神上の父子であり、師恩は君父のそれに次ぐものとせられ、弟子は師に従つて行くとき足を以てその影をふむまじとさへ教へられた。然るところ今日はさうでない、生産界は引きつゞき不振を極め、「不景氣」てふ言葉は萬人の合ひ言葉たるにも拘はらず、勞資爭議はなか／＼その跡を絶たず、文化なるものは殆んどその禮讚の頂點に達したと思はるゝまでに、特に青年學徒の口にするところなるにも拘はらず、いかにも非文化的な學校盟休は一種の傳染性を以て教育界に廣がりつゝある。猥りに自己を固執することの如き、敢へてもろ／＼の外的權威を否認することの如き、己が權利は極力これを主張するも、その義務はこれを閑却することの如き、放縱、雷同に墮することの如き、いづれも個人主義的覺醒に伴ふ病弊である。

三

翻つて考ふるに、去る大戦は古へをむなしうする戦争であつて、世界の主なる國家は殆んど凡てこれに参加し、その損害の大なる全く人の意表に出で、その影響の及ぶところ實際、はてしがないので

ある。今日各國に於ける經濟の不如意、生活の不安、思想の惡化、靈性の冒瀆等、その由來するところを尋ぬれば、詮するに大戦に歸着する外はない。かゝる戦禍を（しみん）と經驗した世界列強はいかにかして再びこれを繰返へすまじとし、苦心百端、案出したものは彼の國際聯盟であつてその思想的背景は即ち國際主義である。そも／＼この主義の起源は十七世紀の初めにあつて、それが法律的に具現したものは國際法、國際仲裁々判等であり、それが外交的に具現したものは同盟、協約、協商である。而して今やそれが全幅の力を働かせて國際の協調を圖りつゝあることは、大戦このかた種々の國際的會議の矢繼早に開かるゝことに徴してこれを知ることが出来る。最近デューネーヴに開かれたもの丈けでも、國際勞働會議、國際經濟會議につゞいて軍縮會議がある。蓋し今日の如く、各國の利害の交錯し、交渉の活潑となつたことは全く未曾有のことである。たゞ如何せん眼前の世界列強は口に普汎的平和を唱へながら、心に一切の武力を抛ち去る勇氣なく、軍縮會議と銘打つて折角一堂に會しながら、互に腹を探り合ひ、宣傳に脅威に他を抑へて自ら利しようとし、互讓、協同の精神としては左迄持合はさぬものゝ如くである。かくては、十の華府會議も百の壽府會議も、少しも戦争の可能性を減じないではあるまいか。

四

若し教育なるものを以て、個人をしてその有するもの（性能をのびやかに發展して、人格内容の充實を圖り、己が同胞との共同生活の下に、互に經驗を交換し、理想を提示して社會なり國家なりの安泰に向つて共通關心を喚起し、進んでは人間最高の善の分取に精進し、己が生活をして人生そのもの、本義に觸れしむるものとせば、我が第二國民に對して教育の必要なる、思ふに今日より急なるはないであらう。何とならば今や彼等の多くは個人主義的に覺醒したけれども、未だいづれも人格完成の妙境に達せず、或は自己固執に墮し、或は外的權威の否認となり、或は己が權利の無遠慮なる主張となり、或は放縱、雷同に陥つてゐるからである。宜しく教育の力を以てその個人主義を人格主義に轉回し、個人の自發性に培ひ、その人格價值を豊かにし、その連帶責任を意識さすべきである。

また若し教育にして、國民の國際的正義と人類愛とを養ひ、普汎的平和に向つて、衷心誠意ある態度を取らしめる力があるとするれば、現代國民の凡てに向つて特に國際教育を徹せしめる必要がある。何となれば、今後の國民はその國家意識を明にすると同時に、また國際意識を明にせねばならぬからである。人或は曰く、「歐洲全體を汝の双肩になはうとするな。汝はヘルキュレスではないのである」と。若し彼のカイゼルをして夙にこの言を解せしめたならば、例の大戦は或は起らずに済んだかも知れぬ。國民的主我主義と普汎的平和とは全く相容れぬ二事實である。我等はどこまでも列國共存を以て二十世紀の國際原則とせねばならぬ。今日は眞に國際的正義を重んじ、人類愛に目覺めたる幾多の

國民が、如上の原則の下に公明なる國際的團體を形造り、その力によつて主我的國家の自國本位の態度を抑へ、相率ゐて普汎的平和の招來に向つて努力すべきである。而してこの計畫の成否は、一にこれが關係國民の頭腦の國際化の程度如何に依存するものと見ねばならぬ。この點からいへば、世界の將來はかゝつて現代教育家の方寸にあるといふことが出来る。

四 國際協調と教育

今や、デユネーヴで國際的經濟會議が進行中である、この會議たる四十七ヶ國の代表者より成立つて、特に歐洲各國の經濟的復興の方法を討議しつゝあるのである、この會議が人の注意を惹くところは、國際聯盟を首唱しながら而かもこれに加入することを拒んで居る米國を始めとし、土耳其、墨西哥、エクアドル等の諸國がこれに加入したこと、國際聯盟は論なく、あらゆる種類の國際會議に加入することの出来なかつた露國が參加して、特に盛んに英、佛兩國の代表と論戰を交へつゝあることとである、我國もまた代表者をこれに出席せしめて、我の主張のあるところを發表せしめつゝある、これまで國際的經濟會議は到底開かれるものでない、歐洲各國の關稅同盟の如きは、逆も實現せられ

るものでないとせられたのであるが、今や、かやうな豫斷の裏切られつゝあることは、新時代の動きの明に看取せらるる事實であらねばならぬ。

さる世界大戦によつて、戦争なるもの、慘禍をしまゝと味はしめられた世界列強は、いかにしてか、再びこれを繰返すまじと考へて、これが方法に就いて頻りに畫策するところがあつた、その結果として案出せられたところのものは彼の國際聯盟である、今次の國際的經濟會議も亦實に國際聯盟の努力によつて成立つたものである、然らば世界の平和はこの國際聯盟によつて維持せられるかといふにどうもさう考へられない、第一、この國際聯盟の首唱國たる米國が今以てこれに加入せぬことの如きこれが一つの證據である、同國は國際聯盟を以て同國の主權を侵害するものと考へてゐるのである、これに續いて案出された方法は彼の華府會議である、この會議が主戰艦の建造を制限して、英、米、日の三國の海軍力に五、五、三の比率を設けたことは確に相當の成功と見ねばならない、けれども、主戰艦以下の船艦、その他の武器の製作には何等の制限が設けられてゐないので、列國が競つて軍備の充實を圖りつゝあるのである、ここに今日開催の準備中にある第二軍縮會議の開かれる理由が存するのである、依つて考ふるに、今日の世界列強は戦争の慘禍には衷心、懲りぬいたのであるが、さればとて斷然、武力を抛ち去る勇氣がないのである。口に平和を唱へながら、心では力に愛着しつゝあるのである、戦争勃發の機會は今日少しも減じて居らぬ。

二

この故に、世界の現實は經濟的に外交的に軍事的に學術的に或る程度の協調を保ちつゝあるが、更にこの協調的精神を徹底的に働かせて普汎的平和を招來する段になつて居らぬのである、これといふも今日の世界の國民に國際意志の持ち合せがないからである、こゝに國際意志とは眞個に普汎的平和を招來しようとして自他國民の主我的行動を制止しようとする勵進の主動力である、更にこれをいへば、世界恒久の平和を切實に要求する國民的意志である、この意志には何處までも國際的正義と人類愛とが表裏する、即ちそれは國際的正義と人類愛とに立脚して列國共存の原則を重んじ、世界平和を招來しようとする國民的意志である、思ふに今日、各國民が國際協調を保つて普遍的平和を招來する爲には、心から國際的正義を重んじ、眞に人類愛に徹する幾多の強國が強き國際意志を以て一致結合して、先づ自國の主我心を抑へ進んで他國のそれを抑へ、以て少くとも世界有數の國民を導いて自分等の傘下に集り來らしむべきである、人類發展の現状にある間はこの方法を措いて普汎的平和を招來する方法は存せぬやうに思はれる、かやうに考へれば、如上の國際的經濟會議の如きは極めて有意義な計畫といはねばならぬ、たゞそれは歐洲合衆國建設を念頭に置いて、歐洲關稅同盟を實現するところ、その重點を置くにせられてゐるが、更にその範圍を擴大し、更にその意義を深化して世界各國の

經濟的困難を研究し、出來得る限り、この國難を除き去り、直接には從來の國際的經濟紛争を避け、間接には普汎的平和の招來に貢獻するやうにありたいのである、更にこれをいへば、歐洲本位の態度から轉じて、世界人類本位のそれに進み入ることが望ましいのである。

三

凡そ國家には二つの性質が存するのである、普汎性と特殊性とこれである、前者は科學、哲學、藝術、倫理、宗教等、一般にいへば文化なるものによつて具象せられるものであつて、後者は獨立主權の下に行はるる政治を始め教育、財政、軍備、殖産、工藝等によつて具象せられるものである、若し國家に單に前者のみ存して、後者が存しなかつたなれば、世界には夙に一大樂園が出現すべき筈であるが、いかにせん、國家に後者が存して一切の國事を自國の利害から打算するところから、その勢ひの赴くところ、遂に去る大戰の如き一大修羅場を出現せしめた次第である、ためにこれまで法律的には戰時及び平時の國際法なるものが生じ、道徳的には國際的正義や、人類愛が主張せられ、その他、萬國平和會議、國際仲裁々判等が開かれ、大戰後には國際協調が廣き場面に進められて國際的の勞働會議、學術會議、代議士會議等がつぎ／＼に開催せられたのである、而して眼前の世界列強が依然として國家のこの二性質を堅く握りつゝあることは、一方に國際的正義なり人類愛なりを高唱しながら、

他方に何處までも徹底した國家主義の下に愛國心を刺戟し國家の復興に慕進しつゝあるを見てこれを知り得るのである、その結果、國際意志は勢ひ薄弱な姿に止まる外はない。

四

これまで、學者も道徳家もまた宗教家も極力國家の普汎性を高く掲げて、各國民に向つて小異を捨てて大同に就き、以て普遍的平和を圖るべきことを教へもし、説きもしたのである。斯くして彼等は出來得る限り國家を國際化し、國民の人道化することに骨を折つたのである、けれども、戰爭の勃發は國家の普汎性の力説によつては到底これを防ぐことが出來ない。何故ぞといふに戰爭の勃發は主として各國家の備ふる特殊性に基くからである、この點からいへば、これまでの學者、道徳家、宗教家等は或は時務を知らぬといふ謗りを免れぬであらう、法律學者はこゝに見るところがあつて、特に國家の軍事行動に關する制限を論定して、戰時國際法なるものを作つたのである、この法たる戰爭開始後の國家行動は或る度まではこれを制限することは出來るにしても、戰爭そのもの、勃發を防ぐ力を有たぬのである、その他、外交の上では或は同盟を結び、或は協約、或は協商を計畫してそれ／＼國際協調の實行に努力したのであるけれども、この努力もまた主我的國家の無遠慮なる態度の前には何等の力も有たなかつたのである、獨逸の一人の軍國主義の主張者は叫んだ、國家は攻撃及び防禦に於

ける力である、國家は戦争によつて生じたものであつて、戦争がなければ國家もまたない、大膽な國民は安全であつて、將來があり發展があるけれども、臆病な國民は滅亡への道を急ぐ外はない、國家の本義は自國の上により高き力を戴かぬところに存する、武器は歴史の終結するまでその權利を有すると、斯やうな徹底軍國主義の前には一切の外交的努力はその力を失ふ外はない、また或る軍國主義者は、凡そ國際法なるものは小國が大國の行動を制限する爲に出来たものであると言切つて居る、事實、國際法の權威者の一人たるフーゴー・グロテイウスは小國和蘭に出で、ファッテルは同じく小國瑞西に出でたことを思へばこの見解もまた全然不合理と排し去ることは出来ない、これに加へて國際法は締盟國以外の國家即ち國際網に入らぬ國家の行動はこれを支配することが出来ぬ。

かやうにして、これまでの平和主義は何れも國家の特殊性の存在を如何ともすることが出来ず、従つて戦争の勃發を事前に防止することが出来なかつたのである、されば一方の頬を打たれば顔を轉じて他方の頬を出すといふことの如きは、極めて遠い々々將來の事と見るべきであつて、理想と現實との懸隔は國際的にも甚しいものと云はねばならない、事實、今日は各文化國の上層階級は或る事柄に關しては類似した意見を有し、類似した思想を懷き、類似した斷定を下すのである、然るにも拘らず、戦争そのものは遂にやまない、世界恒久の平和はこれを招來することが極めて難づかしい。

五

然らば戦争の勃發は、人力を以てしては到底これを左右することが出来ぬのであらうか、思ふにこれは現に吾々の生きつゝある二十世紀の凡ての文化國民に課せられた活きた問題の一つたるのである。卑見を以てすれば、少くとも戦争勃發の機會を減ずる爲には、國民の特殊性はこれを存置し、卒直にこれを他國に提示し、互にこれを認識し、理解することを圖るべきである、元來、戦争なるものは、交戦國の相互認識、相互理解の缺乏若くは不足に基くことが十中八九である、思ふに獨立主權によつて統治せられ、特殊の歴史を有する國家の特殊性は逆もこれを除き去ることが出来ない、この故に互にこれを提示して前後よりこれを認識し、左右よりこれを理解すべきである、必ずやそこに戦争心の緩和せられるを見るであらう、これまで武装解除といへば、必ず敵よりもより精銳なる武器と、より優勢な戦艦とを有する必要があつたのであるが、彼の華府會議に於ては、これが關係國は或る程度の武装解除を約して、忠實にこれを實行したのである、これは他ではない、それ等關係國の間に力ある相互認識と相互理解とが行はれて、その戦争心が少からず緩和せられたからである、こゝに私は國際意志の相當の働きを看取し得ると考へる。

これまで某々國は我が帝國に對して少なからざる誤解と猜疑とを有つて居つた。即ち某國は我が國

が先づその隣邦を領有し、兵士をその四億の民衆から募つて、有色人種の盟主となり、以て歐洲を席捲するやうに考へた。所謂黃禍論なるものは斯やうな誤解から夢想せられたところであつた。また某國は我が國民を以て徹頭徹尾軍國主義の實行者となし、今にしてその新芽を摘まねば、將來、蒼空を凌ぐ大木となつて、またこれを如何ともすることが出来いであらうと考へた、また某國は我が國は某國の政治的抑壓に泣きつゝ、ある印度民族をそゝのかして、某國に向つて叛亂を企てしめ、その間に私利するところあらうとなした、是等は何れも相互認識、相互理解が自他双方の間に存せぬ爲に生じた誤解である、然るところ、かの華府會議の席上、我が全權の一人は滿蒙は無論某隣邦の領土であることを聲明し、他の一人の全權は我が國の某隣邦に於ける領事裁判權の撤廢については何處までも深く同情を寄せて居ることを斷言するや、某國の代表者は意外の感に打たれて、恰かも一大發見をなしたやうに騒ぎ立て、某國の代表者は新たに目覺めた日本帝國の新政策としてこれを激賞し、何れもこれまで彼等が憎むべき宣傳に誤まれたことを自白したのであつた、よつて考へれば率直に自國の特殊性を提示して、互にこれを認識し、これを理解するところに少くとも戰爭勃發の機會が減せられると思ふ。眞の國家主義は眞の國際主義と優に兩立する。

六

如上の態度は、何處までも脚を國際的正義及び人類愛の尊重に立てねばならない、偽れる國際的正義、口頭の人類愛は世界恒久の平和を招來する上に全く無價値であり、全然、無力である、然らば力ある國際的正義と力ある人類愛とを國民に體驗せしむるには果して如何なる方法によるべきであらうか、私は教育を措いて他にこれが方法なしと斷言するを憚らぬ、教育こそは國際的正義をして偉大な國際道徳たらしめ、人類愛をして絶對無二の大慈悲たらしめるものである。これまで我が國にもまた外國にも凡そ國際には道徳も存せず法律も存せない、存するものとは單に生存競争の嚴しい法則のみであると論ずるものがあつたけれども、これは明かに獨斷と見る外はない、何故となれば、少くとも條約國間には或る種の道徳、或る種の法律の存することは何人もこれを否定することが出来ないからである、勿論今日、國際にはいまだ中心的勢力がないところから、國際道徳なり、國際法律なりを無視する勢力を抑へつけることは出来ぬのであるけれども、かやうな反正義的、反人道的國民はいつしか何等かの形の制裁を免れることは出来ない、去る大戰のいはゆる總勘定に於て、獨逸臣民の私産の敵國にあるものは、凡てその敵國から沒收されたことの如きこれが明證であらねばならぬ、就いては教育の力によつて、國民の幼弱期から國際道徳の尊重すべき所以、國際法律の遵守すべき所以を明かにし、特に國際的正義と人類愛との重すべき所以を徹底的に吹入れることは、彼等の國際意志に培ふ上に極めて必要なることである。

七

斯くして第二の國民をして國民の一人たらしめると同時にまた國際の一人たらしめなければならぬ。國家人たると同時に國際人たらしめねばならない。こゝに彼等は始めて自國を顧みると同時にまた他國を顧みることゝなるのである。更にいへば、吾々は彼等に強き國際意志を備へしめて、一面忠誠なる國民たらしむると同時に、他面博大なる人道觀念を有する國際人たらしむべきである。この點からすれば、今日我が國民教育は果斷なる革新を要すると思はれる、何故となれば、今日の國民教育の方法を以てしては、第二國民をして一方にその國民意識を明かならしむると同時に地方に徹底した國際意識を明かならしむることは餘程、困難であるからである、徒らに偏狹な國民的自尊心を第二國民に吹入れることをのみこれ圖つて、少しも彼等に國際意志涵養の機會を與へなければ、或は自國を導いてこれを深淵に臨ましめるやうなことがないとは何人も斷言することが出來ぬであらう。今後の我が國民教育は第二の國民を結付けて渾然たる全一たらしむる紐索の中に、國民を擴大して國際人たらしめる紐索を織込まねばならない。この大なる任務を果し得る資格を備へる教育者は、國際意志所有者に限られる、これまでの形式的、劃一的教育のみを以てしては、到底この種の目的を達することは出來ぬからである。由つて見れば、我が國の國民教育は今や確に轉回期に直面して居る、第二國民の

國際意志を涵養する爲めには、左の諸項に留意するを要する。

- 一 彼等の國家愛を合理化して、その國際觀念を明にすること
- 一 國際の道徳と法律とを重んじ、特に國際的正義及び人類愛を理解させること。
- 一 自國の長所、美點を把握して、世界文化の發展に貢獻することを教ふること。
- 一 進取の氣象と融和の精神とに培つて、海外發展の素地をつくらしめること。
- 一 殖産興業の資源は自他相補ふべき理を知らしめること。

五 農村問題と青年訓練

一

近頃田舎に旅行してよく耳にすることは、小作爭議と水平運動とである。いづれも社會的に弱き者の時代に目覺めた結果起つたところであつて、これが解決はなかくに容易でない。而かもどちらも次第にその深刻味を加へ來つた。而してまた、地方的分布もますます廣まつて、或は町村の平和に、或は一國の政治や教育に、影響するところのあるのを見れば、これを放置する譯にはいかぬ。私はこの方面に關しては全く門外漢であるが、その實際、耳にしたところを念頭に置いて、特に農村問題を

取扱ひ、これを今日農村に行はれつゝある青年訓練に關係つて見たい。若し萬々一、青年訓練を軍事教育に偏局させるやうなことがあれば、それは固より妥當でないからである。

或る論者は今日、我が國の農村は如何にも疲弊してゐる。或る地方では事態は頗る急を告げてゐるとなし、甚しきに至つては、我が國の農村はひとり疲弊してゐるばかりでなく、殆ど瀕死の状態にあつて、これが救済は全く不可能であるとまでいふのである。

然るに、或る他の論者は必ずしも斯くまでに悲觀せぬ。なるほど農村の一部は疲弊もし困憊もしてゐるに相違ないが、全體としては左程悲觀すべきでない。例へば、耕地面積の如き、農産額の如き、農家の生活費、事業費の如き、いづれも増加してゐる。また農業技術も相當に進歩し、産業組合制度や金融機關も次第に整頓して來た。これ等の事業はいづれもこれが明證であらねばならぬといふのである。兩者は果して何れが正當であらうか。

一權威者は、如上の二説に斷定を下してかやうにいふのである。第一説は、要するに、農村の現實に通せぬ者の議論である。事實、農村の全體は疲弊してをらぬ。疲弊してをるものは多くは中農である。こゝに中農とは一町歩乃至二三町歩の田畠を所有する者を意味する。彼等の多くは農具の點に於て、作物の點に於て、將又、農産物販賣の點に於て、改良策を講ずることを怠つてゐる。即ち彼等は數百年來の農具を使つて、數百年來の作物を作つてゐるのである。中には自ら額に汗して耕作しないで、小作料で暮らして行かうといふやうな、極めて消極的な者の持主もある。これ彼等が或は大農から、或はまた小農から、その不動産を兼併せらるゝことゝなる所以である。

由つて見れば、第一説は妥當性を缺くものと見ねばならぬのであつて、第二説こそむしろ事柄の眞を捉へてゐるのである。今日、我が國の中農の中には疲弊してゐる者があり、中には衰頹への途をたどりつゝある者もあるが、大農と小農とに至つては必ずしもさうでない。いふまでもなく、大農は何十町歩何百町歩といふ田畠の持主であつて、場合によつては彼の小作爭議に脅威せられることもあるが、大體に於ては、疲弊、困憊を見ぬのである。また小農の多くは農業には勿論副業にもまた頗る熱心であつて、地方々々で、養蠶、養鶏、養蜂、蔬菜及び果樹栽培、機織、藁細工等にいそしみ、その所得は決して少しとせぬのである云々。思ふに、これは専ら事實に立脚してゐて我等の參考に値ひする説である。

二

農村の疲弊する他の主なる理由に、一部の農村生活者に、都會集中熱の熾烈なことが數へられる。今日は到るところ、通信機關が發展して、都會の模様が日々、津々浦々まで報道せられ、また交通機關が發展して人の出入、往來が極めて容易である。爲に都會に對してあこがれを有つ農村の青年男女

は、鋤や鍬をなげすて、都會に集中するのである。

これが理由は相當複雑であらねばならぬ。或る農村は如何にも片田舎であつて、随つて出世榮達の機會に乏しい。爲に名譽心に燃ゆる青年は、先きを争つて都會に突進するのであらう。或は農業は物質的所得少く、その骨の折れる筋肉労働は正しく報えられない、若かず、都會に出で、好機會を捉へ、一廉の成功者たらんにはといふやうな考で都會の人となるであらう。或は農村に於ては労働機關もとのはず、また娛樂機關もとのはず、随つて、彼等のもろくの欲求を満足させることが出来ないのであるが、これに反して、都會はそれ等の機關が整頓してゐて、収入も更に多く、享樂も更に自由であるところから、彼等は農村を後にするのであらう。

如上の都會集中といふ事實は、ひとり我が國にのみ限られたことでない。産業革命後の英國並に歐洲大陸では、既に十八世紀末から十九世紀にかけて、いづれも經驗したところである。即ち機械工業の勃興は大規模の労働輸入なり、工業都市の繁榮となつたところから、向上心に富んだ田舎の青年男女は競つて都會に集つて、その結果、都會では人口の激増の點からは人口問題、娛樂機關、誘惑機關のその點からは風紀問題、その他、女工幼年工問題、失業者問題等つぎつぎに起り、而して農村ではその疲弊となり、地主、小作人の争ひとなり、以て農村問題を惹起したのである。つまるところ、今月の我が國の農村は、既に前世紀に於て、歐洲工業國の經驗したところを経験しつゝある次第である。

その他、大戰後の中外の社會、國家は、人の都會憧憬心をそゝるやうになつてゐる。今日は社會に起伏する事象頗る多くして、殆どこれが送迎に違なく、國家に頻發する問題の如何にも夥くして、中にはその解決の容易ならぬものがある。爲に、人の生活は極めて多忙となり、その經驗は多様となつて來た。否、今日は我等の面前に去來する事象や問題は、たゞに量的に多ばかりでなく、或る事物は根本的に變化し、或る他の事物は大規模に躍動し、而してまた他の事物は急激に推移し、以て質的にもまた大に異るところがあるのである。更にいへば、今日といふ今日は萬事が更新の途にのぼり、一切が轉換の時期にあつて、人はこれと交渉しこれに適應しようとして眞劍に努力してやまぬのである。その結果として人は皆自己に目覺めて、自ら己が進むべき道を見出さうとし、我れ先きにと都會に集り、以て運命の最大恩寵に浴しようとしてゐるのである。

三

かやうに、いろくの原因なり理由なりが相合して働いて、農村の青年男女は我れ先きにと都會に集まり、爲に都會はますます膨脹するに反して、農村はいよゝ疲弊し、地方によつては小作人は論なく地主もまた窮地に陥り、小作人はこの儘ではどうしても立ち行かぬといひ、地主もまた同じくこ

れでは收支償はぬといひ、元來、兩者は多くは利害相反するものであるに拘はらず、現實苦を訴へる叫びだけは全然相一致して、國を建て、このかた豊葦原の瑞穂國とほこる重農主義の我が國に農村問題が起つて來た次第である。

然らば、その農村問題とは果して如何なるものであらうか。これまた決して簡単な問題ではないがその主なるものは左の如くである。

一 農業を營みて單に收支相償ふのばかりでなく、積極的に利益を得るには如何なる方法によるべきか。

二 如何にして農業を改良して、作物の收穫を増加すべきか。

三 如何にして農村經濟を發展せしむべきか。

四 如何にして農業家の利益を保護し、その社會的位置を向上さすべきか。

五 如何にして農業家をして文化の恩恵に浴せしむべきか。

若し一層詳細に考へれば他にもあらうけれども、その主なるものはこの邊と思はれる。一たび以上の五箇條にして解決せらるれば、たゞに農村の疲弊、困憊が救はれるばかりでなく、農業の振興を見るは、些の疑を容るべきではない。小作爭議は第四に關係さすべきである。若しそれが今日、農村の大問題であつてこれを獨立に取扱ふべきであるとすれば、

六 如何にして小作爭議を救ふべきか。

の一個條を加へても敢て不可なりとせぬ。

四

これ等の農村問題は如何にして起つて來たであらうか。これ亦固より複雑な理由があるに相違ない。農業はこれを他の職業、例へば商業なり工業なりに比するに、迥に守舊的のものである。商業家は多くは他の同業者と離れて活動し、常に商機の出沒を見つめてゐるところから、自づと機敏、綿密、果斷、進取等の性格を養ひ、随つて商業そのものも、勢ひ進歩的のものとなるのである。工業もまた然りである。個人の趣味、嗜好、時代の流行は、新しきものに向つて伸びて行くところから、工業家は常に頭腦を新にし、方法を新にし、材料を新にし、随つて作品そのものを新にせねばならぬ。爲に工業そのものもまた進歩的のものとなるのである。

農業に至つてはこれ等二業と大にその趣を異にする。これに従事する者は多くは一ヶ所に定住して靜止性を有する土地に、數百年以來の農具を以て數百年以來の作物を作つてゐるのである。稻や豆は己に我が國の神代にもあつたほどである。農業家はかく土着生活をなすところから、古來の慣習、傳統等が彼等に異常の力をふるひ、昔からの行事、制度が彼等の心を陶冶して、彼等の思想、信仰も、

而してまた農業そのものも守舊的となるのである。實に、農村は社會なり國家なりの慣習、行事の貯藏所ともいふべきである。日進月歩の科學に基づいて作られた利器はテンド彼等に知られないことである。生理上衛生上の知識に基づいて調理せられた食物は、なか／＼彼等の食膳にのぼらない。衣服も家屋も多くは昔ながらのものである。随つて農業の經營は無計畫的であることが多い。これまで物質文明の力は多くは農村に於て働かなんだ。いかに況んや現代文明をやである。

ところが、特に大戦このかた人事の多くが、或は動搖し、或は變化し、或は崩壊し、凡ての人は大なるショックを感じて、心の奥底から目覺めさせられた。一旦目覺めて己が身邊を検し、また廣く國家、社會を検すれば、到るところに、缺陷や短所が発見せられて、一として意に滿つるものがない。爲に人は如何にかしてこれ等の缺陷、短所を、或は補ひ或は除きて、生き甲斐ある生を創造しようとする努力するやうになつたのである。如上の農村問題は新時代に直面した農業家の覺醒、農業家の自己凝視の結果である。細密の點では、多少の例外があるか知れぬか、大體に於てはしかいふことが出来ると信ずる。

五

私は今、この事を小作爭議の發生によつて證明することとする。我が國に於て農業が已に上代から

重んぜられたことは、例へば、祈年祭祝詞、龍田風神祭祝詞等を讀んで分るのであるが、徳川時代となつて特にそれが重視せられた。これ當時、「夫百姓は國の本也」といつて、農を以て立國の基となした爲であつて、上は大名より下は武士に至るまで、その俸祿は米穀で給與せられ、或る度まで米穀は貨幣の代用をなした。また當時人民は米穀を以て常食となしたのであるが、徳川氏の鎖國政策は外國産の米穀を得がたく、國民の生命は「百姓」の手によつて支へられた。天下の侯伯がいづれも重農主義を取り、農業保護を以て政治の須要な部分となしたのは自然の理である。

然らば、徳川時代に於て「百姓」は尊重せられたかといふに必らずしもさうでない。否、むしろ酷遇せられたことは、衣食住に關しても、遊戯、娛樂等に關しても、當路者の煩しい干涉のあつたことによつて知られる。徳川家康は「難儀にならぬほどにして、氣まゝをさせぬが、百姓への慈悲なり」（徳川實記）といひ、本多正信は「百姓を治るの法は一年入用の食料だけを残して、其餘は年貢に取り、彼等の手許には財の餘らぬ様に且つ不足なき様に治むべし」（本佐録）といつた。これでは、「百姓」は宛も米を作る機械であつたのである。

明治維新となり、階級制度は廢せられて四民平等となり、「百姓」も一種の奴隸状態から解放せられて、これまで武士の特權の一であつた苗字は彼等にもまた許された。爲に彼等は或は筋肉労働者となり、或は小作人となつて、或る度の自由を享受したのである。その小作人と地主との關係を見るに、

一は他に對して愛撫や温情をそ、ぎ、他は一に對して信賴、感恩等の態度を取つて、自づとその間に主従關係成立ち、延いて農村の淳風美俗の素因をなしたのである。所謂温情主義の實行である。而してこの事實は單に彼等一代に止まらないで、多くは數代に亘つたところから、ひとり彼等が十分融和してゐたばかりでなく、一般社會の結合を固うする上にも、餘程の力があつたことは疑はれぬ。人の知る如く借地期限の二十年以上に及ぶものは永小作である。已に永小作となれば小作人がその土地を愛する、恰も我が子の如くであることは自然的のことである。

然るところ、大戰を機會に世界の人心は大率、民主化せられたが、自由と平等とをその中心觀念とするデモクラシーは、我が國の農村もまたこれを訪づれて、そこに住む殆ど凡ての者に、思想上の洗禮を施した。この種の洗禮の結果は心の目覺めである。自己の發見である。一たび自己を發見すれば、或は自己の生存は己が根本的權利であつて、何人もこれを犯すことは出来ぬとなし、或は生産上、資本の必要である如く、勞働もまた必要であるとなし、或はこれまでの小作制度は利益の分配が如何にも公正を失したとなし、個人の力には限りあればとて團體を組織し。その力を以て自己の要求を地主の前に提出し、その要求にして容れられれば可、若し容れられねば執念く反抗して誰憚らぬのである。これが即ち小作爭議である。これ迄とても小作爭議はなかつた。例へば、風害、水害、蟲害等のために收穫の減するや、小作人は地主に向つて小作の軽減なり、免除なりを申出て、若しその

要求の先方に容れられなければ或る度までこれに抗辯した。これは明に小作爭議である。けれども、それと今日の小作爭議とは幾多の異るところがあることを知らねばならぬ。昔のそれは歎願であつたが、今日のそれは權利の主張である。昔のそれは個人の申出であつたが、今日のそれは團體の要求である。昔のそれは能く主従關係を傷けなかつたが、今日のそれは勞資對抗の實行である。昔のそれは多くは一年限りのものであつたが、今日のそれは永年に亘つて小作條件の變更を企てつゝあるのである。昔のそれは小作人にして聞かねば、地主が容易にその土地を收めることが出来たが、今日のそれは小作人は地主に向つて敢へて「土地を與へよ」と叫ぶのである。

六

今日、青年訓練は世界列強の競つて實行しつゝあるところである。而してそれが軍事的色彩を帯びてゐることも事實である。中にも英、米、露、伊等の諸國は特に盛んである。英米兩國にては、同時にボーイスカウトも重んぜられて、國民の資質を向上させつゝある。英國のボーイスカウトは、我が國の鹿兒島の健兒社、會津の白虎隊に倣つたものであるさうである。露國では直接、青年を國防に用ひてゐる。伊國では訓練に加入せぬ學生はドシ／＼退校させて了ふ。たゞ、獨逸はヴェルサイユ會議で、軍隊の教練を禁せられたから、青年訓練も隨つて十分でない。佛國はいふところの「勝利者の悲

哀」に累はされてか、彼のモロッコ事件があつたにも拘はらずさほどこれに力を入れてゐない。かやうな次第であれば、我が國で青年訓練の行はれつゝあるは何の不可思議もない。まして國民皆兵は久しく我れの國是たるに於てをやである。この點からいへばその理由を青年の身心鍛錬、國民の資質向上、國防能力の充實等に求むる、些の議すべきものを有たぬ。たゞ注意すべきは、實際、事實としてそれが餘りに軍事教育に偏局して了つて如上の目的の達せられず、これが反對論者をして、先見の明あらしめぬことである。私の青年訓練に向つて希望するところは、それをして我が青年の公民的教養に役立たしめることである。今日、我が同胞國民が公民としての資格に乏しいことは敢へて絮説するまでもない。如上の青年訓練の三箇條の目的も、これを青年の公民的教養に關係づけてはじめて最も妥當なるを覺える。若し今日の青年にして公民としての資格を十分に具ふるに於ては、一朝事あるときは恐らくは彼等は勇將猛卒となるであらう。これは單に私一個の想像ではないことは、去る大戰に於て平生ホンニ僅少の常備軍ほか有たず、けれども一人々々として個人内容の充實してゐた英國國民が、軍國主義の具象化ともいふべき獨逸國民を叩きつけた事實を味へば直に明瞭となるであらう。

七

かやうな見地に立つて、私は今日、農村に於ける青年訓練の當事者に向つて、以下述べるところの數箇條を徹底的に青年に教込まれることを切望する。その學科の如きは修身科でも公民科でも、或はその他の學科でもよいと思ふ。要は「其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ」である。これ一には農村青年をして公民たる資格を具へしめる所以であつて、一には農村問題の解決に向つて、有效なる準備をなす所以であるからである。

第一 農村青年は都會の真相に通せねばならぬ。

都會の光明面を見ればそは一のバラダイスのやうであるが、翻つてその暗黒面を見るときは、この世ながらの陰府である。農村生活者の接するものは主として自然であるが、都會生活者の接するものは常に同類である。随つて激しい競争や、呪はしい排斥や、中傷、讒誣などが都會生活の反面の事實である。こゝに、都會生活者の淺薄、輕佻、不親切、主我、陰險等の諸不徳が成立つのである。農村青年は餘程、己れに恃むところがなければ、この間に處して、能く不平なく怨嗟なく失望なきを得ないであらう。

第二 都會には農村以上の生活不安がある。

農村生活者は一定の土地を耕し、相當の收穫を得て日々の生活を支ふるのであれば、その生活は割合に安定を得てゐる。然るに、都會生活者には、仕事のある時とない時とがある。随つて彼等の所得

は不定である。前の場合には到底農村生活者の企及ばぬ収入があるが、後の場合には殆んど収入の途は絶えて了ふ。こゝに自由労働者の悩みがあり、こゝに失業者の絶望がある。かくては心の落着もなく、また向上の機会もない筈である。

第三 都會生活は社會の落伍者をつくる。

都會には農村生活者の到底想像し得ぬ貧者がある。彼の貧民窟なるものに至つては、これを人生の苦惱の展覽會と見るべく、これを社會のドン底生活の活きた血涙史と見るべく、またこれをあらゆる社會的害惡の温床と見るべきである。また都會には系統的の誘惑機關があつて、都會に關する無知者の來るを待つてゐる。こゝに詐欺が行はれ、誘拐が行はれて、氣の毒な犠牲者を生み出すのである。いはゆる「淪落の女」なるものは多くはこれに屬する。

その他、これに類した教材を擇んで、無思慮な都會憧憬者に注意するところあるべきである。そして若し機會があれば、彼れに心を虚うして己れに向つて、「何故に己れは農村を後にして、都會生活者とならうとするか」と問はしめたい。その己れから虚榮心、安逸心、僥倖心等を引去つて、餘すところ幾許もない場合には、むしろ農村生活の繼續を忠告すべきである。それには少くとも以下の三箇條の根據がある。

八

第一 農業は至つて健全な業務である。

農業は祖先傳來の（若くは地主より借りたる）土地を一家ごつて耕作して、その苦樂と所得とを共同的に享受するものである。その日々接するところは大自然と生命ある家畜や作物とであつて趣味にも頗る富んでゐる。老若男女心を合せて、豊作を樂み、凶作を警め、家族各員の利害の全く相一致するところは、「社會的動物」といふ人間の本性にもまた合致する。農業は健全な業務に相違ない。

第二 農村は偉大なる陶冶力を有する。

農村はそこに生れた者に取つては郷土である。郷土には親族があり知人があり教師、校舎があり、神社、佛閣があり、名所、舊跡がある。また代々の祖先の長へに眠る墳墓がある。人は生れてこの間に投せられ、そこに行はるゝ慣習、傳統の乳を飲みて發育し、その間に質素、眞率、醇厚、眞面目、悠揚不迫等の特に農村生活者の有する道德的卓越を陶冶する。思ふに現代を救ふ力は、主としてかやうな卓越を有する公民にのみ期待し得られる。都會に於ける諸方面の成功者の多くは、已に田舎に於てその用意その準備をすました者である。

第三 今日には社會的地方分權を建設する必要がある。

現今見るところの社會的中央集權の事實は、主として近代の資本主義と貨幣經濟との生んだものである。熾烈な都會集中熱はこの種の中央集權の誘發するところである。爲に今日、都會は一種の腦充血に陥り、手足にあたる地方は一體に冷却して、もろくの社會苦、時代苦が醸されてゐる。農村問題は正しくその一である。今日の急務は種々の方策の下に、田舎にも人民を分布し、社會的地方分權を建設して、社會的五行を順潮にするにある。この際、農村問題の解決と農村の振興とは、最も有意義の時務であるといはねばならぬ。

こゝに至つて、學徒にして心から農村の意義と、農村生活の價値とを解すれば、進んで左の三箇條を縦説し横説して欲しい。苟くも教壇の人にして親切と熱誠とだにあらば、今日の農村青年は一人としてその理を解し得ぬ者はないであらう。

九

第一 農村青年の眞使命はいふまでもなく農村振興にある。

日本民族が米食を廢し得ぬ以上、日本國民が人口激増で困つてゐる以上、而して農村が國民元氣の源泉、優秀なる軍人の發生地、國家棟梁の材の培養所である以上、我等はどうあつても農村を重視せ

ねばならぬ。商工業は國家にとつて無論必要である。農業を重んずるの餘りこれ等二業を貶すやうなことがあつてはならぬ。けれども農業にはまたそれ特有の價値がある。農村青年は宜しく新しい意氣と眞劍の努力とを以て農村の爲に盡し、それをして、以前よりもより幸福なる所、より合理的なる所、随つて先づ農村青年自らをして住むに値ひする所たらしめねばならぬ。

第二 今日の農村改善はどこ迄も科學的なるべきである。

いふまでもなく、自然科學は人類が自然界の祕密をあばく鍵である。自然界に打勝つ武器である。人の能率をすゝめ勞力を省き以てその勞作の効果を大ならしめる力である。これまでの農業者が、これほどの自然科學を、己が業務の上に活用することを怠つたのは、どうしても大なる不覺、大なる不用意といはねばならぬ。この點からいへば、行詰つた農村の現實は農業者が自ら招いだ禍である。今後、農村青年は器具にも肥料にも耕作法にも農藝品製造の上にもその他いづれの點にも、十二分に科學的の知識と技術とを働かすべきである。

第三 協同は新時代の須要なる道德の一である。

カール・マルクスは「人類の歴史は階級闘争の歴史である」と斷じたが、これは僅に盾の半面を見た議論である。人類の歴史は、また同時に階級協同の歴史であらねばならぬ。貴賤、貧富それら、協同して社會が成立ち、資本家と勞働者とまた協同して一國の生産が成立つのである。已に社會の存在、

生産の可能が、マルクスの説の誤りを證明して餘りがある。地主と小作人とはまた勿論協同せねばならぬ。もと人生は建設である。随つて闘争や破壊は人生の本義にもどるものである。苟くも協同の精神を以て事に當れば、大抵の紛擾は解決がつくと思ふ。

若し我が農村の青年にして、徒に都會の外觀美に惑はされず、安んじて己が郷土に住み、以上の數箇條を體得し實行して、機械力を應用して作物の收穫を増し、農村經濟を發展させ、農村文化を進歩させることを圖つたならば、ひとり積極的に利益を得るばかりでなく、爲すある公民として己が社會的位置を向上させ、日に月に新なる文化の恩恵に浴する上に、さまでの困難を見ぬであらう。これ一には、おのづから農村問題を解決する所以であつて、一には、農村に於ける青年訓練をしてその任務を完うさせる所以である。由つて見れば、農村青年の眞の幸福はこれを都會に來めないで、これを己が脚下に求むべきである。否、これを己が心頭に求むべきである。

第六 神 道

一 我が文化的業績としての神道

人或はいふ。今や我が國は世界のもろ／＼の文化國から一の根本間額を提出せられてゐる。それは他でない。「軍事國日本としての貴國の價値は已に定論の存するところであるが、文化國日本としての貴國は果して如何なる業績を有するか。」といふことである。我等は早晩これに向つて明答を與へる責任がある。

我が自然科学界には優にこれが準備があるやうである。植物學に於ても、動物學に於ても、物理學に於ても、地震學に於ても、將又、醫學に於ても、我が國が世界の文化に貢献してゐることは周知の事實である。現に水銀還元法の研究で光彩ある成功を取められた長岡半太郎博士の許には、近頃獨逸ゲッチンゲン大學から研究者が來てゐるやうに傳へられてゐる。故飯島魁博士の名を負うてゐる動物は四十五種の多きに及んで居ると聞いた。

二

歴史、文學、美術等の方面でも亦我等はいふべきものを有する。日本書紀は夙にアストン氏に依つて英譯が出来、フロレンツ博士に依つてこれが研究行はれ、ウエレー氏の源氏物語の英譯は今日英國の文壇を賑はしてゐる。光琳の圖案、哥麿及び廣重の浮世繪は、歐洲に米國に相當の理解者を有する。故岡倉覺三氏の二三の作品、故ヘルン氏の日本研究、亦可なり知己を外國に有する。獨逸ハンブルグ大學では、上述のフロレンツ博士が日本文學講座を擔任しつゝあり、近き將來に於て柏林大學にも同じ講座が設けられるといふことである。勞農露國のレニングラード及びモスクワの東方國語學校には、日本語及び日本文學の講義がある。

獨り哲學に至つては、我が民族独自の創作にかゝるものは遺憾ながら存せぬといふ外はない。彼の希臘哲學、獨逸哲學、印度哲學といふやうな呼び方と同じ意味にて、日本哲學と呼ぶるゝものはどうも存しない。けれども、我が民族は夙に支那及び印度の文化を學びて確に出藍の譽あり、従つて支那哲學、印度哲學を咀嚼し同化して能く我がものとなした。我が民族の思想、信仰には果して如何ばかり、これ等兩種の哲學が融合し混化して居るか知れない。この意味に於ては我が日本に日本哲學がある。今日我が國に於ける支那哲學は日本哲學の一部である。印度哲學も亦然りである。實に支那、印

度二大民族の哲學は粹然としてこの日東帝國に鐘つてゐる。

三

さりながら、こゝに一つの我が日本独自の文化的事項がある。それは即ち神道である。これこそは日本民族の創作にかゝりて純日本のものである。その包容性、同化性に富むところから、儒教、佛教等を始め、道教、陰陽五行説、老莊等を包容して幾多の種類を生じたけれども、その根幹に至つては純粹に日本のものである。然り、これ等もろゝの外教を加味せぬ神道即ち古神道に至つては、全く我が日本民族の頭腦から生れ出た特殊の文化的事項である。そは我れの建國この方、古今を貫いて存する日本民族の自己發展の理想を宗教的に捉へて出来たものである。而して我が建國祖神の建國の理想を尊び、神祇の威靈を仰ぎ、皇室の尊嚴と國體の卓越とを護り、以て帝國の存續と發展とを圖る民族的信仰である。それは如何に素樸なところがあつても、又如何に單純なところがあつても、我が民族の生んだ文化的兒子の一人である。宜しく何處までも、これを愛し、これを重んじ、これを發育さすべきである。

神道には種々の特色がある。その主なるものを擧ぐれば左の如くである。

一 神道は殆んど理想的の國家主義である。

- 二 神道は徹底的に政治を重視する。
- 三 神道は家族主義の有力なる保護者である。
- 四 神道は日本國民の國民意識を明晰にする。
- 五 神道は典型的の動機論である。
- 六 神道は人道的精神主義である。

これが説明は冗漫を恐れて全く省略する。思ふに日本國をして日本國たらしめた文化的事項はこれを神道であるといつても決して過言でない。大戦後、世界各國の人心は漸く荒んで、神を信じ神を敬ふ美風次第に衰へ、個人主義、物質主義、従つて無神論の信奉者は到るところに見出され、その結果、多くは自國の存續と發展とに困難と危殆とをもたらしつゝある。我が神道は神の道であつて又人の道である。而して又安らげく國を治める道である。我等は我が民族の文化的業績を知らうとする者に向つては、何よりも先づこの神道を示したいと思ふ。神道研究の重要性は何人もこれを疑ふことが出来ぬ。

二 情操日本と神道

我が國では已に史前時代から異性間の愛を表はすにも、また武將が戰場にあつてその部下を鼓舞するにも、短歌や長歌を用ひたのである。即ち一種の文學と音樂とによつて、一人の胸裡に湧いて出た感情を他人に傳へ、以てその琴線を振はせたのである。感情は一種の感染力を有してゐる。その一人の心の内面に溢れ出た感情を、残るところなく他人の心に傳へて、その全人格を動かし、その情緒を高鳴らせ、その人をして己れと同じ心境に到らしめるには、調子のあり、リズムのある音聲が最も有效である。文字よりも身振りよりも、熾烈な情熱の満ちた諧音は、人をその心の奥底から動かす上にはるかに大なる力を有する。

このやうな趣味性は今なほ日本民族に存して、上は畏くも九重の雲上をはじめまつり、下は山の奥、野の未の同胞に至るまで、明に優美な風尚を認めることが出来る。畏けれども明治大帝には古へをむなしうする歌聖におはしました。その天皇調とも申し奉るべき高く重く朗かに大なる格調は、到底いはゆる歌人なる者の奉攀を許さぬところである。また俳句は世界で最も簡單な詩形であるが、一種獨特の妙味を有し、それが鍛持つ人にも、草苴る人にも弄ばれることは、餘り他國に類例を見ぬところである。かやうな點からすれば、我が日本民族はすべて詩人である。我が日本は詩の國である。情操日本はこゝにハッキリと窺はれる。

二

如上の事實はまたこれを我が日本民族の情操生活と呼ぶべきである。この生活が道德化すれば殆んど理想的の動機主義を成すのである。史前時代の我が遠祖は、「善」を言ひ表はすに「きよし」といふ言葉を用ひ、「惡」を言ひ表はすに「きたなし」といふ言葉を用ひた。日本書紀の著者は、前者に「清」、「赤」等の漢字をあてがひ、後者に「濁」、「黒」等のそれをあてがつてゐる。例へば、同書の素戔鳴尊が天祖に向つて誓約をなさるゝ際の敘述に、素尊は「吾元無_二黒心_一。」と對へたるが、その「黒心」を「きたなきこゝろ」とよませ、天祖は「若然者將_二何以明_二爾之赤心_一也。」と問はせ給うたが、その「赤心」を「きよきこゝろ」とよませてある。素尊はこれに向つて、「如吾所_レ生是女者。則可_二以_二爲有_二濁心_一。若是男者。則可_二以_二爲有_二清心_一。」と對へたるが、その「濁心」を「きたなきこゝろ」、その「清心」を「きよきこゝろ」とよませてある。

思ふに、「清」は我が國の河水または海水の清く澄み切つてゐる姿の聯想より來り、「赤」はあかくと照り輝く太陽の光のそれから來り、「濁」は濁水、汚水のそれ、「黒」は暗夜、暗處のそれから來たもの、やうに想像せられる。即ち割合に素樸なる頭腦を以て風光の明媚なる國土に住んでゐた我等の祖先は、美的情操と道德的情操とを混化して、「清」、「赤」と「善」と「濁」、「黒」と「惡」とを一致させたもの

ゝ如くである。これに類似した事實は古のギリシヤ民族に於てもまたこれを見ることが出来る。彼等は「美」と「善」とを一致させた「美而善^{カロカガテイア}」といふ言葉を有つてゐる。近世では獨逸のシルレルやヘルバルトがまた「善」と「美」とを一致させた。シルレルには美的教育論の主張がある。

三

かやうな次第であれば、我等の遠祖が清淨を愛し汚穢を忌んだことは、容易にこれを推斷することが出来る。神道もまた大いに清淨を重んずる。或はこれを潔白といふべきである。これ神は清淨を好み不淨を忌むとせられたからである。我が上代に於ては「穢」と「罪」とは同一視せられた。「禊」は身體の「穢」を去るところに起り、「祓」は精神のそれを去るところに起り、兩者はいづれも神に奉仕する場合の作法の一となつた。死者があれば喪家を建て、産婦があれば産家を建て、婦人の月經期は齋家に於てこれを過ごさせた。甚しきに至つては、若し死者があれば惜氣もなく家を棄て、他に移ることすらあつた。これを「置津棄戸」といふのである。畏くも神武天皇以後數十代の間、頻りに都を遷し給うた事實も、或はこの習俗と何等か關係があつたかも知れぬ。

以上の清淨または潔白が更に内面化するといふと、神道の第二の徳目が出来るのである。それは正直である。正直は神道に於ては大いに尊ばれ、後には「正直の頭に神宿る」といふ諺さへ出来たほどで

ある。従つて虚偽は極めていやしめられた。彼の誓約や盟神探湯の慣習は一にはこれが爲めに生じたのである。前者は他人から無實の疑を受けたとき、神に請うてつとめて困難なことを爲してその無罪を立證することであつて、後者は眞偽正邪の明かでないとき、神に盟つて手を熱湯中に入れ、その爛れると否とによつて、眞偽なり正邪なりを判ずる方法をいふのである。いづれも神人の靈的交通を豫想する。國罪の一に「蠱物爲罪」があるが、これは禁厭をもつて人を欺くことをいふのである。

四

正直の源は「まごゝろ」である。「まごゝろ」は至純にして無雜なる心である。詳くば、心に於て偽りなきを「まごゝろ」となし、行に於て偽りなきを「まこと」といふのである。いづれも精神的潔白である。我が國では「まごゝろ」を以て神を祭れば神はこれを饗け給ふのである。即ち「まごゝろ」は我が國に於ける祭祀の動機である。この動機の下に敬神崇祖が成立つのである。蓋し春風に秋雨に或は亡祖父母をしのび、或は父母をしたふのは孝子孝孫の「まごゝろ」である。特にその忌辰にはこの感情が格別に痛切となるのであつて、故人の生前愛好した山海の産物を靈前にさゝげて、一門こぞつて追遠の誠を致すのである。その謹みて故人の恩徳を謝し、その音容をしのび、その言動を想ひ、その業績をたふるに及んでは、各自の敬虔なる情操はいよゝゝ高調せられて、在天の靈、彷彿として來り饗くる感があるのである。孔子のいはゆる「如在」の祭とはこれをいふのである。由つて見れば、「まごゝろ」は神人交感の契機である。

もと、我が國で由緒正しき神の中には、その生前「まごゝろ」を動機として己が身命を君國にさゝげた者が少くない。我が國では尊王殉國の「まごゝろ」から發して、その生命をなげうつた者は、護國の神と祭られて年々官祭の儀式が嚴に行はれるのである。新井白石は我が國の古へ、人を祭りて神となす場合を左の如く數へてゐる。

古の人、法を以て民に施せしと、死を以て事を勤しと、勞を以て國を定めしと、大なる菑を禦ぎしと、大なる患をよく桿ぎしと祭らる。(祭祀考)

されば我が國に於て人をして神たらしむるものは、一にその「まごゝろ」である。筆者の寡聞なる、未だかくまでに徹底した動機主義の他に存するを聞かぬ。苟くも眞の日本男兒たる爲には、心頭一點の陰翳を止めず、神と淨明をきそひ、神と至誠をあらそふ底の「まごゝろ」に徹せねばならぬ。否、眞人たる爲にもまた然りである。

三 現代と神職

今日の半ケ年若くは一ケ年の時の進み方は、今から十四五年程前の時の進み方に比べれば、二ケ年にも三ケ年にも匹敵するやうな心地がする。昨今の時の進み方は何分にもあはただしいのである。この事實は果して之をどういふ風に説明すべきであらうか。昭和の大御代となつてから、時の進み方が特にその速度を加へたのであらうか。或は時の速度は依然として前の通りであるが、他に理由があつて吾々をして左様に感せしめるのであらうか。

よく之を考へて見るに、昭和の大御代となつてから、時の進み方が特にその速度を加へた道理はあるべきでない。矢張り、今日の一時間は只今から十四五年前の一時間と等しいのである。二十四時間を重ねて一日となし、三十日を重ねて一月となすと云ふ事は、今日と十數年前と少しの相違もない筈である。然らば、今日、時の進み方の特に早く感せられるのは、他に相當の理由が存せねばならぬ。思ふに現代と云ふ時代を解釋する一つの方法はこの點を明かにする處にある。

二

私の考へる處によれば、今日、時の進み方の特に早いのではない。時は依然として以前と同じ速度を以て進行しつゝあるのである。時なるものは始なき始に出發して、終りなき終へと同じ速度を以て動きつゝある進行そのものである。たゞ今日はその時の中に生滅する問題が如何にも多くなつて來て居

る。一日なり一月なりの時の中に起伏する問題の分量が如何にもその數を激増したのである。否、嘗に問題の分量がその數を増したばかりでない、問題の性質が如何にも複雑となつて來て、或る問題の如きは單に一國丈では之が解決がつかないで、列國の代表者が一堂に會して之が解決を圖らねばならぬやうになつた。而して遺憾ながらそれが遂に未解決の儘で残る場合もあるのである。即ち今日はひとり問題の分量が激増したばかりでなく、問題の性質が如何にも複雑になつて來たのである。今日吾々の面前には、國內問題も亦國際問題も恰も山の様に積まれてあるのであつて、中には之が解決の頗る困難なものがあつて、吾々は全く奔命に疲らされて仕舞ふのである。更に之を云へば、今日は萬事が更新の途に上り、一切が轉換の時機にあるのであつて、吾々は之と交渉し之を解決しようとしてこれ日も足らぬのである。その結果、時の進み方が如何にも早いやうに感せられるのである。今日の半ケ年なり一ケ年なりが、十數年前の二ケ年にも三ケ年にも匹敵するやうな心地がするの之が爲である。即ち今日はたゞ主觀的に時の進み方が早く感せられるのみであつて、客觀的には何等の變動も時の上に起つて居らぬのである。現代と云ふ時代の一つの特色はその中に生きつゝある殆ど凡ての人をして難問題の解決に忙殺せしめる事である。吾々の屬して居るこの二十世紀は、之を問題の世紀と云うても又その當を失せぬであらう。若しこのあたりの消息に通せぬ者があれば、時は少しも遠慮なくその人を置き去りにして進んで行く。

三

かくて今日、吾々が當面しつゝある問題の數は、實に夥しいのであつて、その多くは吾々に向つて根本的解決を要求してやまぬのである。若し之が解決にしてその宜しきを得ぬならば、その影響の及ぶところ實に測り知られぬものがあると見ねばならない。例へば、食料問題にしても、人口問題にしても、財政問題にしても、その他勞資問題にしても、小作問題にしても、何れも吾々の徹底的解決を待ちつゝあるのである。

他に、上の諸問題に比べて優るとも劣らぬ重要性を有する問題がある。それは思想問題である。而してこの問題がひとり我國丈の問題でない事は、例へば英國に於ける第三インターナショナル密書事件の如き、佛國に於ける駐佛勞農露國大使忌避事件の如き、又近くは中華民國にける共產黨事件の如き何れも之を立證して居る。

如上の思想問題解決に對して、我が神道は果して如何なる力を有するであらうか。現代の神職諸氏はこの點に就いて深甚の考慮をめぐらさねばならぬと思ふ。何故ぞと云ふに、我が神道は建國この方殆ど我が國の存立と發展とに始終して居る處の歴史的國民的信仰であつて、これまで幾度か吾國に於ける外來思想の取捨選擇に際して、我れの獨立的態度を取るに役立つたからである。即ち我國に儒教

思想の傳來した時も、佛教思想の傳來した時も、將又、基督教思想の傳來した時も、之が自由選擇の態度の根柢となつたものは、實に我が神道若くは神道の信仰であつたのである。

今日の所謂思想問題は第四回の外來思想に基いて生じたのである。我が帝國と密接不離の内面的關係を有する神道が、この大なる問題の解決に向て何等關係する處がないと云ふ事はどうあつても之を考へる事が出来ない。之と關係させて思想問題の妥當なる解決を得る一つの方法は、神職諸氏の現代に於ける重大なる使命の一つであると信ずる。而して又この使命の果される處に我が神道の存在の理由がハッキリと看取せられると思ふ。

吾々は今日、我が歴史的國民的信仰たる神道をば、その神聖な神殿から之を街頭に持來さねばならぬ。

四 神道と思想問題

一

眼前の我が國の思想状態は、これを大まかにいふならば落ちついてゐるといはれると思ふ。これをの彼大正八九年あたりの状態に比べるといふと、確に鎮靜の状態にあるといふことが出来る。例へば

當時は相當の識者の間にすらデモクラシーの概念が明瞭でなかつたのであつて、一部の人士はデモクラシーの世界的優越は世界の君主國を民主國にして仕舞ふのではないかと憂へた程であつた。けれども、少しく觀察を精細にするといふと、今日とても我が國の思想状態は樂觀を許さないやうに思はれる。例へば、もろ／＼の思想團體がいろ／＼の方面に深入りしてゐる。勞資爭議の盛んなる所、小作爭議の盛んなる所、そこには直接にか間接にか思想團體が關係してゐる。また目下進行中の政戦には日勞黨とか勞農黨とかいふ團體も亦候補者を出してゐるが、これ等團體も亦多かれ少かれ思想に關係を有つてゐる。或はまた高等學校をはじめその他の専門學校などに頻出する同盟休校の如き、青春の血の湧きかへる學徒等の思想的覺醒がその主因と見らるべきではあるまいか。否々、思想的覺醒は獨り青年學徒の間のみ見出される事實ではない。今日の同胞國民は一般に思想的に眼覺めてゐるのであつて、例へば眼一丁字なき者と雖も、自由の人として生き、平等の人として生きようとしてゐるのである。かやうに考へるといふと、思想問題の研究は今なほ重要性を有してゐると思はれる。

二

いふところの現代の特色の一は、喫緊問題が獨り量に於て多ばかりでなく、質に於て難解であることである。我々の生きつゝある二十世紀と呼ぶ世紀は、宜しく問題の世紀といふべきである。これ

を國內的に考へても亦これを國外的に考へても、我々は問題の世紀に生きつゝあることが分るのである。差當り我が國の問題を見るに、例へば人口問題の如きその主なるもの、一である。我が國の人口が年々増加するに準じて日本國民の基本食糧たる米の産額が増すかといふにさうでない。これが解決については移民政策を講すべきであるといふ説があり、商工政策をといふ説があり、或は産兒制限をといふ説があるが、いづれも議論の割合に實行が抄取らぬもの、如くである。これは要するにこの問題が難解なる爲である。

難解の點で上の人口問題に優るとも劣らぬものは思想問題であると思はれる。第一、思想そのものからしてこれが徹底的の把握は決して容易でない。或る人いふ。凡そ思想には危険とか安全とかの相違はない、従つて危険思想といふ言葉はその意味をなさぬと。いかにもこの説は見方によつては正當であるかも知れぬ。若し思想なるものを以て人の頭腦内に生れ、そこに育ちそこに働き而してそこに死ぬるものとすれば危険も安全もない筈である。けれども他の見方を以てすれば思想には明に危険なるものと安全なるものとが存在すると見ねばならぬ。思想は確に一種の力であつて、單に人の頭腦の中で無爲にして終るものでなく、機會だにあれば頭腦の外に出でて具體的行爲とならうとする傾向がある。若しその思想の内容にして危険であれば、それが外部に現はれては往々にして一國の基礎をその根柢から覆へすことがある。即ち危険行爲は危険思想の外的表現に外ならぬ。これに反して、若しその思

想の内容にして健全なものであれば、それは建設的に働きて一國創建の偉業の主動力ともなるのである。因つて見れば、思想を單獨に考へるならば或は安全、危険の相違がないかも知れぬのであるが、若しこれをその外的表現たる行爲に關係づけて考へれば、どうしてもそこに安全、危険の區別があるといはねばならぬ。思想的にいかにも多事なる今日にあつて、徒に觀念の遊戯に耽るが如きは心なき業である。

三

神道と思想問題とはその間に何等か關係が成立し得るであらうか。神道は我が帝國と終始してゐる我が國独自の信仰系統であつて、これまで帝國の存立と發展とに切つても切れぬ内面的關係を有つてゐる。ついてはそれが思想問題といふ我が國に取つて決して小ならぬ問題に向つて全然、没交渉であるとは何人も考へられぬところである。固と思想問題なるものは如何にも多端複雑であるが、蓋しこれが重點は危険思想、少くとも反國家主義的思想が國家の存立發展を妨ぐる働きを如何にして防止すべきかといふところに存する。従つて、例へば思想善導にしても、左傾團體の實際運動の彈壓にしても、思想圖書の檢閲にしても、外來の共產思想防止にしても、いづれもこの重點を念頭に置いて然る後、實行せられなければならぬ。

轉じて考ふるに、神道にはいろいろの要素が窺はれる。その一は國家主義である。然り、神道は殆んど理想的の國家主義である。我等の遠祖、天孫民族は固くこの國家主義を奉じて建國の大業に従事せられたのである。その二は家族主義である。神道は祖先尊崇をその本義となし、祭祀の根本精神は報本反始に存する。その三は理想主義である。神道には生々發展の主張があつて理想的國家の創建に邁進すべきことを我等に教へ、決して不完不備の現實に甘んずることを許さぬ。その四は動機論である。神道は深く淨明正直の心を重んじ、何處までも人の心根を淨化することを力める。我が國で人をして神たらしむるものは「まこと」であるが、これは淨化せられた心に外ならぬ。神道は實に徹底した動機論である。その五は神道が有神論であることは改めていふ迄もない。それは一方から見れば一神教であつて、他方から見れば多神教である。敬神は我が大和民族の最大道德の一である。

四

よつて考ふるに、神道はこれを學びこれを信するものをして、何よりも先づ我が帝國の國體に關する正しき知識と信念とを得て、日本國民たる意識を透明にし、以てその國家生活上の第一義に徹せしめる。我が國に於て、國內的に或は國外的に一朝事あるの際、忽ち神道の信仰の躍動する事實を想ふべきである。

我々は今日、神道をその嚴かな神殿から活社會に持來して、それと同胞國民の實生活をして緊密な關係を生せしめねばならぬ。深山幽谷にある神社から自動車の走りラヂオの聞える街頭に神道を持來して、そこに生きつゝある同胞國民に向つて日本國民としての心の坐りを具へしめねばならぬ。古賢は「大日本は神國なり」と叫んだ。果して然らば、神道が日本國民の實生活を指導する大光明たるべきことは極めて自然的のことである。若し神道を我が活社會に持來して、そが有する上陳の諸要素を十分に働かしむるならば、必らずや我が同胞國民の國民意識を透明にし、國民精神を堅實にして、思想問題を解決する上に絶大の効果を收め得ることは些の疑を容るべきでない。見よ、彼の儒教思想が傳來した時には、我が神道の信仰が基本となつてこれに取捨の處置を加へ、そが包含する易姓革命の思想は斷乎これを拒斥した。佛教思想が傳來した時、その死々滅々、枯木死灰の厭世觀を排除することに力めたのは、矢張り我れの神道の信仰であつた。基督教思想が輸入せられてもその超國家主義、超君主主義を學ばなかつたのは、我れに神道の信仰があつたからである。いふところの現代思想なるものは實に我が國に取つて第四次の外來思想である。これに向つて我が神道の信仰が少しも働かぬ道理は全然無い筈である。若し萬一、少しもそれが働かないで我が國が聊にても危険思想の累はすところとなることがあれば、それは上、代々の祖先に對し、下、代々の子孫に對して、我等昭和聖代の國民の大なる責任であらねばならぬ。

五 神道と不祥事件

一

不祥なる共產黨事件は、必ずしも我が國に限られた問題ではない。これは現代世界の各文化國共通の問題であつて、自己救済の精神力を有する國民の、ひとり能くこの問題を解決して國家を安固ならしめることが出来るのである。

一九二七年、英國のアルコス・ハウス事件は、同國赤化の計畫露顯の爲、英露兩國の國交斷絶を結果し、現在のマック内閣に至つて漸くその回復を見たのである。同年、佛國に於ては同じく同國赤化嫌疑の爲、駐佛露國大使ラコフスキーの招喚せられた事件がある。我が西隣、中華民國にあつては、曩に南方に於ては南方赤化を企てた露人ボロディン夫妻放逐事件があり、北方に於ては北京露國大使館搜索事件があり、而して最近、北滿洲赤化防止の爲の東支鐵道奪還事件があつて、露支兩國の外交關係は餘程紛糾を極めた。由つて見れば、勞農露國第三インターナショナルの世界赤化政策は、恰度、二十世紀初頭の世界文化國民の有する精神力の試金石となりつゝあるのである。

二

我が國に於て共產黨事件は前後三回起つた。而して第一回の責任者の數は十五人であり、第二回のそれは六十四人であり、而して今回即ち第三回のそれは八百二十五人である。一回は一回と責任者の數を増し、特に第三回に於てその數の激増を見たのはいかにも遺憾なことである。この事實は我々に深刻な警告を與へるものと見ねばならぬ。

更に統計を見るに、吾々の注意を促されるのは、第三回第一次の責任者中、青年學徒が多數を占めてゐることである。例へば、官立大學々生が六十二人、私立大學々生が二十八人、官立大學豫科及び高等學校學生が十七人、私立大學豫科學生が八人である。そのいづれも官學に多くして私學に少い理由は、後者は平生、官廳の監督が割合に嚴である爲に、隨時、左傾學生を淘汰しつゝ、あつたのであるが、前者はいはゆる學園の自由、若くは研究の自由の美名にかくれて、それぞれ實際運動を進捗させた爲であるもの、如くである。元來、詐術、陰謀は第インターナショナルの慣用手段であれば、その流を汲む我が同胞學徒が、それを學んだのは少しもあやしむに足らぬ。

その他、年齢を見るに、四百七十一人中、十七歳以上二十歳以下の者が三十四人、二十一歳以上三十歳以下の者が三百八十三人、三十一歳以上四十八歳以下の者が五十四人ある。學力を見るに、三百三十九人中、優が百十三人、良が八十二人、可が四十五人である。これ等の數字は果して何事を物語るぞといふに、前者は不祥事件首腦部は取り分け、青年中の青年を利用したといふことである。これ彼等が鋭い感受性、感激性、雷同性等を有して、容易に誘惑なり煽動なりに乗せられ、以て該首腦部藥籠中のものとなるからである。この點、青年自らは論なく、父兄、教師、一般に指導階級にあるもの、留意すべきところである。

然らば後者はいかんといふに、そは凡そ共產主義に共鳴し同感した青年の多くは頭腦の明敏なるもの、學業の優秀なるものであるといふことである。このあたりの事實は、特に教育者として平生、育英の業にいそしむものをして、感慨措くあたはざらしめるものがある。思ふに彼は自ら省みては己が學徳の足らずして今次の事件を惹起し、あたは國家の要求と期待とを裏切つたことを恥づべく、翻つて、自ら己が前途を破壊しつゝ、あることを覺らざる學徒の輕佻なる態度をながめては、祖國將來の偉器、巨材の徒に惡思想の爲に蝕まれつゝ、あることを嘆がすには居られぬであらう。いはゆる思想問題なるものは、これを政治的立脚地より見て、少からず重要性を有してゐるのであるが、これを教育的立脚地から見てもまた、甚大の重要性を有することが知られるのである。

三

試に、特に左傾大學生について考へて見るに、人によつては彼等のこゝに至つた心事は徹上徹下、領會に苦む外はないといふのである。何となれば、その官學たると私學たるとを問はず、一國最高の學

府に學術の蘊奥をきはむるほどの者が、敢て團體の力を以て我が國家の國體を變革しようとするが如きは言語道斷の振舞であるからである。然り、彼等が小學校から大學に至るまで、果して何人の教師の口から、果して何回我が國體の尊嚴なる所以を教へられたであらうかといふことを考へるとき、如上の斷定の一應妥當であることを知るのである。この點からいへば、我が國の教育、特に德育はこの度の不祥事件によつて鼎の輕重を問はれた姿である。更に大膽なる表現法を用ふることが許されるならば、今や我が國の德育は破産に瀕したといふことが出来るかも知れない。

けれども、既往は咎めても甲斐がない。みだりに自國德育の缺陷を呪ふは愚である。宜しく今後の我が德育について有効に畫策すべきである。こゝに於て思出されることは、將來の我が德育には神道を教材として取入るべきことである。特に我が國體を取扱ふときは、どこまでもこれに關する神道的信仰を對手の心頭に喚起して、我が國體の崇嚴であり、幽玄であり、而してまた世界無比であることを知識として知り、信念として信するまでに、縦説し横説すべきであると思ふ。神道の國日本の最高學府の學徒に國體變革の不祥事件を惹起すもの、現はれたことは、我が帝國の教育者に取つて、その不明、不敏を覺らすべき大警策であり、大鐵槌であらねばならぬ。

けれども、如上の事は多少の取捨を以て、これを我が帝國の神道家に向つてもいふことが出来はしまいか。何となれば、我が神明の威靈を説き、我が國體の神髓を明にし、それ等を我が同胞國民の血となし肉となすことは、我が神道家當面の避くまじき責務であるからである。

然らば、我が德育の教材として、果して神道の如何なる個條が恰好なものであらうか。これについては、人各々その見るところを異にしようけれども、筆者は我が建國祖神の主張し實行したまうた血統主義と徳治主義とを以てその最も適當なものであると信する。前者は神勅にいほゆる「是吾子孫可王之地也」といふ御言葉によつて表現せられるものであつて、後者は同じく神勅その他の建國の詔勅に於て拜せられるところの「しらす」といふ御言葉によつて表現せられるものである。即ち前者は長くも天祖が御血統を以て君位相傳の原理となしたまうた御立場であつて、後者は同じく天祖を始めまつり、高天原の根元神の苟くも我が國の君主たるものは、仁徳を以て民に臨むべきであることを高潮したまうた御立場である。前者ありて長くも皇統の一系といふことが定まり、後者ありて皇室の治民の大本が定まつたのである。

勿論、廣汎なる神道系統の中には、我が德育の教材として適切な個條が他に多々あらうけれども、上陳の二個條はどうあつてもこれを除外することが出来ない。何を以てしかいふぞといふに、血統主義があつて我が帝國に君臨したまふ御方は必ず天祖直系の御裔に限られ、他姓他系のものとは斷じて許さず、徳治主義があつて長くも我が國の君主は民の父母としてこれを子育したまひ、その結果、君民融和、上下一心といふ如き國體美が威立つからである。「義則君臣」といふことは前者の存する爲であ

つて、「情兼父子」といふことは後者の存する爲である。「肇國宏遠」とは前者の定立を宣らせられたのであつて、「樹徳深厚」とは後者のそれを宣らせられたのであるやうに恐察せられる。

四

これを要するに、皇統の一系と善政の一貫とは、我が帝國の本質的事實であつて、我が帝國をして國家として殆んど理想的條件をそなへしむる所以のものである。凡そ國家存立の必須條件の主なるものは、主權の絶對と國民の安泰とである。若し主權にして容易に人民の指を染め得るものであれば國遂に危く、國民にして常にその堵に安んずることがなければ國必ず亡びる。東洋の某民主國は將に前の斷定の明證を示さうとし、勞農革命によつて崩壞した帝國露西亞は既に後の斷定に裏書きしたのである。皇統の一系は優に我が國の主權に絶對性を附與し、善政の一貫は君民一家、君民一徳といふ我が國體美を成立たしめたのである。

革命的共產主義は、不幸にして國家存立の必須條件をそなへなかつた帝國露西亞にその暴威をふるつて、その國體を變革せしめたのである。かやうな危険思想を理想國日本に擬しようとするもの如きは、日本帝國の人民として罪惡の最高頂を歩むものであつて、我れと我が日本國民の血類たる資格を減ぼすものである。神人はいづれもこれを憤る。

日本國民將來の使命は高くして大きい。彼等は新時代に於ける世界平和の使者として、現世紀に於ける人道實行の開路者として、東西兩洋の文化の融合をはかり、一步をすゝめて、更に新しき世界文化の創造に寄與し、以て全體人類の光榮と福祉とをもたらさねばならぬ。一たび想うてこの高く且つ大なる使命の自覺に心躍るとき、誰かその無上崇嚴なる國體を護りて國礎の鞏固と國民の統一とにつとめ、以て如上の大使命を果すことを冀はぬものぞ。天の彼等にこの國體を與へた所以のものは、彼等がこれに基づいて國民精神を健かにし、國家生活を安らかにし、以てその榮えある人道的使命を完からしめるが爲である。この抱懷、この氣魄、この確信があつて、彼等ははじめて自己救済の精神力を有して、その思想問題を解決することが出来るであらう。而して日本國民の精神力は、先づ第一に神道的信仰によつて培はれねばならぬ。

第七 日本思想

一 日本思想史上より見たる推古時代

推古時代は佛教の傳來、隨つて大陸文化の攝取によつて、我國文化の發展の上に一の轉進期をなしてゐる。爲にこの時代は日本佛教史上より見るも、將又、日本藝術史上より見るも頗る重要性を有する。或は又日本外交史上より見るも、確に教へられるところがある。我れの隋に送つた國書の「東天皇敬白西皇帝」といふ文字は、何たる氣魄、何たる光焰を寓するであらうか。けれども、これを日本思想史上より見て、一層の重要性が認められ、深い學的關心をそゝられる。何故ぞといふに、この時代は新宗教の傳來を機會に、新舊思想の交渉があり、それが政治上の鬭争と絡らんで權門間の激しい衝突となり進んでは國家思想の優越となり、我が國年來の氏族制度の弊害が一時に爆發するに當つて、この思想が主動力となつて終に大化の革新を促す機運を醸したからである。

二

既に繼體天皇の十六年に佛像を禮拜した者が大和國にあつたことを思へば、欽明天皇以前に佛教の我が國に傳はつたことは疑を容れぬ事實である。けれども正史の記すところでは、欽明天皇の十三年に我が國に佛教が傳來したのである。これまで日本民族は天神地祇を敬祭し、祖先、偉人をその禮拜の對象にしてゐたのであつて、彼等の信仰は報本反始を主となし明に現世的信仰であつた。隨つて宗教として見るべきものは殆んどなかつたのである。應神天皇の朝、儒教が傳來して社會の一部にはこれを奉ずる者のあつたことはこれを推定するに難くない。現に應神天皇の御子大鷦鷯皇子とその御弟稚郎子との皇位繼承に就いての推譲は、支那の伯夷叔齊の事蹟に酷似してゐる。稚郎子は百濟の博士王仁を師として學ばれたのである。ところが新に佛教の傳來するや、これが採否について賛否兩論が起つた。これを採用しようとする者は大臣蘇我稻目であつて、これを拒まうとする者は大連物部尾輿、中臣鎌子等である。蘇我氏の始祖武内宿禰は、仲哀天皇、神功皇后の重臣であつたところから夙に韓土の知識を有し、その孫、滿智以後は三藏を檢校して少からず支那の知識を有し、單り、大陸の文化に對して理解があつたばかりではなく、佛教そのものに關しても亦一と通りの知識と理解とがあつたやうに思ふ。稻目の父はその名を高麗と云ひ、その祖父は韓子と云つた事實に徴しても、蘇我氏の外國崇拜の程度を察知すべきである。蘇我稻目が佛教採用を主張したのは深く異しむに足らない。

これに反して、物部氏は代々武將の家であつて朝廷を警固しまつる職に在り、その第一祖は饒速日命であるといはれてゐる。又中臣氏は神道の家であつて代々祭祀を司つてをる。彼等が佛教採用に反對したのは自然の數である。彼等は天皇の御下問に答へて、我が國は昔から神祇を崇拜してをります。今日蕃神を敬ふならば必ず國神の怒に觸れませうと奏聞した。

三

吾等は茲に一方に進歩主義、世界主義、文化主義等の思想と、他方に尊王主義、保守主義、國家主義等の思想との對立を見るのである。更に言へば、新舊思想の交渉であり衝突である。勿論、これが裏面には當時の巨族の権力争といふ政治的理由の潛むことを忘れてはならない。儒教傳來の時は斯くまでの思想對立、思想衝突は起らなかつた。これは他でない。該教の郷國たる支那は我が國と等しく、家族制度の國であつて、その生んだ道德觀念、政治觀念は日本民族のそれ等と左迄相違が無かつた。忠孝は實際、事實として疾くに我が國に存したのであるが、これを言表はす言葉はなかつたのである。而してこの言葉は儒教の齎らしたところである。その他、五倫五常の教の如き、修齊治平の道の如きいづれも我が國でその儘、採用したところである。唯儒教から我れの斷じて學ばなかつたものは禪讓放伐である。然るところ、佛教は反家族主義、反國家主義、言ひ換へれば、世界主義であるので、何

うあつても、我れの固有思想と相容れぬところがある。尤も我が國に傳來した佛教は支那朝鮮等を経て、少からず國家に對する適應性を具へてをつたけれども、その世界主義、平等主義たるところは、依然として少しの變りも無い。これ如上の新舊思想の衝突の起つた所以である。

蘇我稻目と物部尾輿とは共に欽明天皇の御代に亡くなつたが、稻目の子馬子は敏達天皇の朝に大臣となり、尾輿の子守屋も亦同天皇の朝に大連となり、思想的に政治的に相争つたことは彼等の父の時代と全く相等しかつた。而して馬子は終に守屋を滅ぼして崇佛派は大勝を得、爲に佛教は朝廷の保護、獎勵の下に、殆んど我が國教の如き形を取るやうになつた。この勢を助成した中心人物は即ち聖德太子である。

太子は用明天皇の皇子で、二十一歳にして推古天皇の皇太子となり、尋いでその攝政として親しく國政を執り、その聰明と偉才とは、政治にも、外交にも、宗教にも、道德にも、而して又思想にも十二分に發揮せられて、終に推古時代をして日本文化の轉進期、活躍期たらしめたのである。吾々の太子に推服措かざるところは、その高遠な理想と博大な氣宇と堅固な信念とを以て、能く一代の木鐸となつて當時の人心を開拓し、その道念を刺戟し、その信仰を扶植し、これを貫くものは徹底的の理想主義であつたことである。太子の政治上の理想は國民統一、王政徹底の二箇條であつた。

四

太子は歸化僧及び外國の學者に就いて佛教と儒教とを學び、いづれもその堂奥に入られたことは、例へば、宮中に於いて勝鬘經及び法華經を講じ、天皇をはじめまつり、諸王、貴婦人、朝臣、公民等をしてこれを聽かしめ、その心田を開拓せられたることによつても知られる。又太子はこれ等二經及び維摩經の註釋を著され、その或ものは支那にも傳はつた。宗教家並に學者としての太子の面目は茲に十分に窺ひ得られるのである。今より千三百年以前に斯様な文化的偉人の我が國に現はれたといふことは、我が國文化の爲に至幸であつたことは論なく、又一の奇蹟のやうにも考へられる。神功皇后の新羅御征伐より、應神天皇の御代の儒教傳來に至つて、日本民族は相當、大陸文化の刺戟と影響とを受けたのであるが、文化發展の程度は未だく低く、その精神は多くは單純であつて、信仰と言へば現世的のものに止まり、中には淫祠を祭り迷信に墮し、その祈願するところは僅に現世の利益であつた。然るところ、太子の弘通せられた佛教はさうでない。その祭るところの佛像は相貌端嚴で人の信仰を誘ひ、その修する儀式は莊麗典雅で、外來の舞樂をさへ奏して人の感銘を深くし、その堂塔伽藍は宏壯雄大、見る者の耳目を驚かし、而してその教義は單り現世ばかりでなく、過去未來を説き、因果應報を教へて深く人の心底に迫り、若しこれを信すれば現世の罪障を消滅するは論なく、

來世は必らず淨土に生れて佛陀の懷に抱かれ、無量無邊の利益を得るであらうと説くのであれば、當時の人心はその根柢から動かされたに相違ない。畏くも欽明天皇には、「朕昔よりこのかた、未だ曾てこの如き微妙なる法を聞くことを得ず」と宣はせられた。ましてその主張は世界主義、平等主義であつて、これ迄の神道の信仰の如く、人を一氏族一國家に閉ぢ籠めず、これを世界的に解放したに於いてをやである。太子が上下の信頼と崇敬との的となられたのはもとよりそのところである。

太子の更に大なる文化的業績は十七憲法の制定である。この憲法はその直接目的とするところは、當時の朝臣の頭腦を道徳的に更新し、併せて彼等に政治の原理と實際政治の方法とを教ふるところにあるけれども、その裏面の含蓄を窺へば太子の政治上の理想たる國民統一、王政徹底の二箇條を實現するために、先づ朝臣の政治的覺醒を促し、その思想の一新を圖り、以て我が國の政治に一定の組織、系統を備へしむるに在るのである。人或は十七憲法を以て今日見る如き憲法ではない、君民の權利義務を規定するコンステイチュションとは見られぬとなすけれども、これが反對論も亦決して少くない。蓋し十七憲法は道徳を基礎とする憲法である。元來道徳と法律とは宛かも兄弟の如き關係を有し、今日とても道徳の助けなしには法律はその效驗を有することは出来ない。十七憲法に道徳的要素があればとて、これに國家の根本法たる資格を拒むのは如何であらうか。太子は道徳本位の政治を行つて國民統一、王政徹底の二眼目を實現しようとしたものであつて、茲に明に太子の立法家としての手腕

が認められるのである。

五

太子の十七憲法を見るに、特に四の著しい箇條が窺はれる。第一は佛教重視である、これは第二條に於いて見られるところであつて、「篤敬三寶三寶者佛法僧也」といふ文字が見える。進んで三寶を以て「四生之終歸。萬國之極宗。」といふに至つては、佛教を推尊する至れり盡くせりといふべく、佛教を讚美するにこれ以上の言葉を用ひることは蓋し困難と思はれる。第二は君主尊崇である。これは第三條第十二條等に見える主張であつて、君臣の名分と國體の尊嚴とを説き、我が國至上の大義の亂るまじきことを教へてをる。第十二條には「國靡二君。民無二兩主。率土兆民。以王爲主。」といつてゐる。明に太子の國民統一、王政徹底の二眼目を看取すべきである。随つて、第三は僭上排斥である。これは第一條、第四條等に於いて見られるところである。第四條には「君臣有禮。位次不亂。」とある。當時權臣競つて政權を恣いまゝにして、動もすれば君位はその光を掩はれようとした。これこの箇條ある所以である。第四條は儒教重視である。これは第一條、第九條、第十六條等に見られるところである。第九條に「信是義本。每事有信。」とある。吾々はこの點に於いて太子が單り佛教に偏しない、又儒教を重んじ、これを以て朝臣を督勵した事實を見るのである。太子は十二階の冠位を定められたが、その名稱は德、仁、禮、信、義、智等の儒教の徳目を用ひた。實に當時の群臣百官は、儒教の徳目を頭上に戴いて朝廷に奉仕したのであつた。

由つて見れば、太子の頭脳には佛教思想は論なく、儒教思想、國家思想等が存したのであつて、この點に於て、太子が如何にも包容性に富んで居られたことを知り得るのである。太子はこれ等諸思想の特色を何處迄も發揮せしめて、そこに道徳的政治の源泉を養はうとしたのである。一部の研究者の説によるに、十七憲法には佛典は論無く左の支那古典から持ち來した辭句を見出すといふことである。

書經、孝經、論語、孟子、禮記、史記、左傳、文選、管子、韓詩外傳、莊子、貞觀政要、維南子、孫子。

吾々は茲で、一には太子の博識を知り得ると同時に、又その思想が單り儒教二教に止まらないで、如何にも廣汎であつたことがわかる。一説に太子は陰陽道も亦これを捨てなかつたといふことである。

更にこの憲法から窺はれる他の重大な事實は、これ迄行はれた大氏族の反目、争鬭の弊害の甚しいことである。彼等は氏族制度の下に永く廣き土地と多くの人民とを私有し、殆んど半獨立の形を以て一方に割據し、地方では國造、伴造等亦世襲的權力を揮つて、中央政府の威令地方に行はれず、皇室は僅に御縣、屯倉の土地人民を有せられるに止つて、畏くもその御威光は四海に行きわたらなかつたのである。是に於て、太子は天下の土地人民を擧げて、これを天皇の直接支配となし、日本國民を

打つて一丸となし、天皇の御政治を直接人民に光被するやうに企てられたのである。吾々はこの邊に政治家としての太子の面目を見得るのである。これより後、四十年を経て大化の革新が行はれ、土地人民の私有は禁せられて、太子の政治的理想が實現せられたのである。吾々は徒に大化革新の燦然たる外觀の美に打たれて、この革新の先驅を爲した聖徳太子の徳業を忘れてはならない。

その他、太子は外交に、藝術に、修史に、天文に、曆法に、音楽に、建築に、社會事業に、それら大いなる努力をなされて、爲に日本文化の發展は一大飛躍を遂げたのである。特に當時の勢威隆々たる唐主に向つて「日出處天子。致書日沒處天子。無恙。」といつて、自主對等の外交を斷行した太子の手腕は、後人をして深く感奮せしめるのである。而してその根柢に信仰と道德とによつて基礎づけられた理想主義を有したところから、その業績は永久性を有してゐる。精神的根柢無き事業の生命は短い。

たゞ太子に取つて、最も遺憾とすべきは、蘇我馬子の弑逆の大罪を不問に附したことである。馬子の崇峻天皇を弑し奉るや、太子は敢てその罪を問はず、却つてこれを以て天皇の過去の報であるとなした。この點、已に太子に對して昔から非難の囂々たるところであつて、改めて言ふの必要を見ぬけれども、太子が大義を辨せぬ誇りは永遠にこれを拂拭することが出来ぬ。太子の態度は自づと十七憲法の精神とも矛盾して來るといはねばならぬ。

六

終りに臨んで、Great and Greater Britainの著者 Barker 氏の聖徳太子とその十七憲法についての見解を紹介しようと思ふ。曰く。

日本の偉大なる文藝復興は七八世紀に於いて始まつた。即ちウィリアム・ゼ・コンクエラーの出る前七百年である。聖徳太子はその光彩陸離たる普汎的進歩の時代を開いた。彼は國家の政治組織を組み立てた。彼は絶對的大膽、愛國、名譽心、禮讓、溫順、權威への服従等を結び合せるころの日本魂を創作した。秩序の備はらざる頃、太子によつて制定せられた左の政治的行爲の法則は、日本人民の十戒であつた。今も尙ほ爾かある。

斯く敍して、氏は十七憲法第一條を引用した後、曰く

けれども、我が國(英國を指す)に於いて、各方面の人民は己が見解を有する。而かも光明を有する者は少い。これが結果は君父に對する不忠誠と隣人同士の争とである。社會の上層は自ら統一を有し、且つ下層と相親しむ可く、而してあらゆる紛糾はこれを調停に附すべきことは、社會を嚴しき公正の基礎の上に置く道である。

氏は進んで、第三條、第四條、第六條、第九條、第十條、第十一條、第十四條、第十五條等を引用した後、曰く

耶蘇紀元後六百年、即ち千三百年前書かれたるこれ等諸個條は、崇高なるインスピレーションの響を傳へ、日本人民の性格の神祕を物語る上に日本の歴史、哲學、及び慣習の冗長なる説明に勝る。吾等はこれ等原則が日本に於いて、四十代以上も注意深く教へられたことを思へば、光彩ある成功の原因たる日本國の性質と精神とを解することが出来る。又吾等はこれ等諸個條を讀む時は、福澤諭吉の舊文明に關する要求が空虚なる自負で無かつたことを知る。又吾等は國家向上の熱烈なる大志が、上は君主より下は農夫に至るまで、いやしくも思慮ある日本人の總てを刺戟する所以を解することが出来る。又これ等の指導原理は吾等に日本の道德的及び精神的基礎を示し、且つ日本の官吏は國民の精華である理、日本に階級的嫉妬の存せぬ理、而して又日本にては國家に於ける凡ゆる業績と高官とが門地、富、關係を問はず、總ての人に向つて開放せられる點に於いて、世界中唯一である理を知らしめるのである。

中には吾等の敢て當らぬところもあるけれども、又知己の言たるを見るのである。

諸行無常のこの世に在つては、個人の盛衰と國家の興亡と、朝にして夕を測られない。然るところ、太子の創建にかゝる法隆寺は、巍々として天空に聳えて千古の面目を保ち、大阪の四天王寺は幾度か造り更へられたけれども、當年の壯觀をしのぶには十分である。蓋しこれ等二大伽藍は太子の光彩陸離たる文化的業績の具象化である。

二 水戸學の精神

一

水戸學とは如何なるものと云ふと、水戸義公即ち徳川光圀が大日本史の編纂を思ひ立つて之に著手せられて以來、年月にして二百五十年の間、世代にしては十二代の間、その子孫がこの事業を繼續して、遂に之を完成するに至つたのと相並んで、水戸藩の藩主及び學者の間にその形を具へた所の國家主義的思想系統である。

水戸學を定義するといふと、大義名分を眼目として組立てられた日本の國民道德の系統であるといへる。この學が水戸に起り、水戸に發展して、諸藩の教學に影響し、終にそれが明治維新の風雲を捲起す思想上の原動力となつたことは顯著な事實である。昭和四年七月十一日は恰も義公の生誕三百年に當るので、水戸では同日祭典が行はれ、數ヶ所で講演會が開かれ、之を機會に他所でも會を開いて義公の人物事業を回想した。中にも滿洲の奉天、旅順の催しは盛大であつた。東京では學會や有志の間で講演會の催しがあつた。私は今茲に主として水戸學の精神について述べて見ようと思ふ。

二

吾々が水戸學の精神を容易に理解するに有力な文獻が二つある。その一つは義公が曾て存生中に自ら建てられた墓碑の背面に刻まれてゐる文字である。存命中に自ら碑を建てる習慣は古く日本にも支那にもあつて之を壽碑と稱するが、義公がこの壽碑を建てられたのは元祿年中の事で、その場所は水戸家代々の墓のある瑞龍山で、恰度水戸から北へ五里程離れた太田町の郊外にある。碑の表面には大字で「梅里先生墓」と刻まれてゐるが、この梅里と云ふのは義公の號であつて、碑文はその背面に刻まれてある。それは單に文章として見ても實に立派なものであるが、中にも水戸學の精神が表はれてゐるのは「正閏皇統。是非人臣。」の二句である。正閏の正は正當のもの、閏は閏年、閏月などの閏であり不正當のもの、餘分のもの、義である。乃ち「正閏皇統」とは皇統の正閏を論じて、南朝を正統とし北朝を閏統とした事である。「是非人臣」とは、古來の人臣たる者の忠奸善惡を評價した事である。この八字は水戸學の精神を物語るものであるから、以下之に基いて少しく述べて見よう。

第一に、何故皇統を正閏することが必要であるかと云ふに、凡そ國家は一種の有機的團體であつて之が動かぬ爲には、主權の所在が一定してゐること、それが絶対性を有つてゐること等を要する。若しさうで無ければ國家は早晚、動搖し、終には崩壊することにもなる。そこで我が日本では皇位を御繼承になる御方は、天照大神の御血統で、そのうへ、天祖の皇孫に御授けになつた三種の神器を御所有に成り得る御方に限るのである。この二條件に合致して在らせられる御方でなければ、正當の天子と

申上げられないのである。ところが足利時代には朝廷が南北の二方に分れて、一時に御二人の天皇が出来、随つて皇都も二ヶ所、元號も二つあつて、人民も各々その仕ふる所を異にして日本は將に兩分せようとする一大危機に瀕したのである。この國家存立上の變態は幸に足利義滿の時、兩朝の合一が行はれた結果、再びその常正状態に復したが、事實として二個の朝廷が並び存したと云ふことは、これを抹消することの出来ない儼然たる事實であつて、この場合何れの朝廷が果して正しいものであつたかと云ふことは、國民としてこれが斷定に迷ふところであり、之をそのままに放置することは、萬世一系の皇室を戴き來る我が國民の歴史上に、永久消えざる陰翳を残すものであつた。そこで此處に着眼した義公は、果して如何にすればこの忌まはしが陰翳を除き去ることが出来るかと種々考へられた末に、それには皇統を正閏して斷然たる論斷をこれに與へることが必要であると考へられたのである。

併し乍ら、元來我が國民は國を建て、この方、皇室を非常に尊崇し奉り、一切が皇室を中心とし奉つてその御支配の下に金甌無缺の國家を組織してゐるのであるから、苟くも人臣として皇統に對し奉つて敢て價値判斷を加へ奉ることは、實に容易ならぬ事であつて、これは非常の覺悟が無ければ出来ない所である。從來の歴史家が北畠親房を除いてこの大事を措いて問はなかつたのは全く之が爲であつた。ところが義公は、敢て身を挺して自らこの大事を成し遂げたのである。義公の偉大なる所、從

つて水戸學の特色の存する所は實に此處にあるのである。今日から考へて見てもこれは頗る大膽な所行であるが、義公はこの事を以て國家の爲に必要已むを得ざる事である、今にして之を定めて置かねば、國家の生命の永遠に持續することが出来ぬと考へられたから、人の恐れ憚つて爲し能はぬ事を敢然として行うたのである。

第二に人臣を是非することは、人臣たる者の出處進退に向つて價值判斷を加へる事であつて、既に皇統に對してすら價值判斷を加へた以上、これは左程困難でなかつたやうに思はれる。

大日本史には源親房、同顯家、楠正成、同正行、名和長年、菊池武時、新田義貞等の忠臣をば列傳の中に收めて置くが、特に叛臣傳、逆臣傳の二つがあつて、前者には弓削道鏡、平將門、藤原純友、源義朝等が収録せられ、後者には、蘇我馬子、蝦夷、入鹿の三名が収録せられてゐる。これは即ち人臣の是非であつて、後のこれを讀む者をして深く省るところあらしめるのである。

義公が皇統を正閏し人臣を是非せられた根本精神は、要するに、我が國の主權に絶對性を具へしめるところにあつたのであつて、その見地から、南朝正統論を唱へたことは上述の通りであるが、この精神を基本として大日本史には三特筆といふものがある。これを説くと云ふと、義公の精神が如何に徹底的であつたかが判るのであるからその大要を述べることとする。

三

その第一は神功皇后の御傳を列傳の方に收め奉つたことである。日本史には本紀、列傳、志、表の四範疇があつて、本紀には天皇の御傳のみを記し、列傳に皇后、皇子、皇女、皇族、下つて人臣の傳記を収録してゐる。そこで何故に神功皇后の御傳を列傳に收め奉つたことが特筆であるかと云ふに、これは實に水戸學の精神の大なる閃きの一であつて、義公は從來の史家の看過した所に鋭い批判のメスをさし入れて價值判斷を下したのである。日本の代表的正史と云はれる日本書紀を見ると、神功皇后は明に天皇を以て遇せられてあらせられる。即ち同書の第八卷は皇后の御夫帝であらせられた仲哀天皇の御事蹟、第十卷はその御子の應神天皇の御事蹟であつて、その間に挟まれてある第九卷は全部皇后の御事蹟を敍し奉つてゐる。これは著者が皇后を事實上、天皇の御取扱を申上げたものである。更に扶桑略記を見ると明らかに皇后を天皇の御代數に入れて十五代と記し、神功天皇と申し上げてゐる。水鏡もまた御代數に入れ「ツギノミカドヲ神功皇后ト申キ。(中略)女帝ハコノ御時ハジマリシナリ。」と記し奉つてゐる。

是等の史書が敢へて皇后を以て天皇の御取扱を申上げ、或は直に天皇となし奉つてゐるのは、主として皇后の新羅遠征の赫々たる御武勳と長年月の間、實際政治を爲し給うたことを以ての故であるが、

水戸學の精神は之とその見る所を異にしてゐる。史實に據る神功皇后は仲哀天皇の御親征に従つて築紫に赴かせられたのであるが、その地で天皇は崩御遊ばされた。その時に皇后は御懷妊中であらせられたが、その御身で海を渡つて新羅を御征討に相成り、九州に凱旋して皇子をお産みになつた。これが即ち後の應神天皇であるが、水戸ではこの皇子は既に仲哀天皇御在世の時、御母胎に宿らせられたのであるから、天皇崩御の御時から最早天皇であらせられる、即ち胎中天皇であらせられるとなし奉つたのである。況んや既に御降誕になつた以上は、皇后は直にこれを皇位に即け奉るべきである。然るにさはなし奉らないで、この皇子を以て皇太子とし、御自身で六十九年といふ長い間、攝政をなされたのである。これは大義名分の點から見れば如何にも遺憾なる御態度である。皇后は名こそ攝政であらせられたが事實に於ては天子の御事を行はせられたのである。それも一年二年の短期間ならば兎も角もあれ、六十九年の長い間、當然、天皇であらせらるべき御方を部屋住となされたのである。如何に皇后が女性の御身を以て九州に御出でになり、更に御妊娠の御身を以て外國遠征をなされた鮮かな御武勳があらせられるとしても、これを大義名分の點から評價し奉るならば確にお宜しくないことであると斷じて、斷然之を列傳にお下げ申したのである。水戸學の立場からすれば、何としても皇后の六十九年間の攝政といふことはお宜しくない。現に義公時代の有名な史家の一人安積澹泊の如きは皇后は皇子を皇太子となされたのであるが、それは果してどなたの皇太子であらせられるか、天皇あ

つての皇太子である以上、一旦、仲哀天皇が崩御せらるれば、皇太子はやがて天皇ではあるまいかとまで批判し奉つてゐる。

その第二は大友皇子を本紀に掲げて天皇大友と申し上げたことである。是は恰度第一の場合の反對である。大友皇子は天智天皇の御子であらせられたが、御父帝の晩年皇子が未だ御幼少であつた爲に、天皇は御弟大海人皇子に後事を託し奉るといふ御思召で之を皇太子となし給うた。その時、大海人皇子はこれを御請けになつたが、退いて考へて見ると、天皇には既に御實子があるからには、たとひ自分は今、皇太子になつたとて皇位は繼げまじと考へられて天皇の御病中にその位置を退き、天皇の御爲に佛道に入らうといつて、御頭を圓めて吉野山に隠れられた。世間では之を評して、「虎を野に放つが如し」と云つた。斯くて皇太子が空位になつたので、大友皇子が進んで皇太子となられ、天皇の崩せさせ給ふや位に即かれた。この大友皇子御即位の事は他の書籍には見えないのであるが、濁り水鏡には明かに、「天智天皇十二月三日失サセ給ヒシカバ、同キ其五日、大伴ノ皇子位ニ付給テ」と記してある。水戸では之を憑據として大友皇子の御即位を認めたのである。ところが大海人皇子は、天智天皇が崩せられて、大友皇子が位に即き給ふや果して兵を吉野に擧げて皇軍を破り、天皇を弑し奉つて自ら皇位に即かれた。これが天武天皇である。通常これを壬申の亂と呼んでゐるが、一部の歴史家の間には、これに關する記事は國史から削除した方がよいと云ふ議論すらあるほどで、「正閏皇統」の立

場からは勿論、單なる歴史上の事實としても、誠に忌まはしい事件であるのである。そこで水戸學の方ではこの事件を如何に取扱つたかといふに、大友皇子は天智天皇の崩御と同時に踐祚させ給うた萬乗の君主であらせれる。然るところ、天武天皇が之を討ち滅ぼし給うたのは斷じて宜しくない。大友皇子はどこ迄も天皇として御取扱ひ申さねばならぬとして、敢て之を天皇大友と呼びて本紀にのぼせ奉つたのである。後に明治天皇がこれに弘文天皇といふ御謚を贈らせられたが、これは主として大日本史の論斷に據らせ給うたやうに拜承する。これ亦實に思ひ切つて嚴正な價值判斷であつて、水戸學の精神は何處までも大義名分を標的として邁進するところにあるのである。

その第三は南朝正統論である。これは既に前に觸れたところであるから繰返すことを憚るべきであるが、その要旨は南朝は天祖親授の三種の神器を御所有になつておいでになるから正統である。成程、北朝は實際勢力もあり、又、官位を御授けになつた數に於ても南朝よりも多に相違ないのであるが、實績の如何は兎も角もあれ、皇位の正閏を定むべき重點は神器の存否に懸かつてゐるとして、茲にキツパリと南朝正統の斷定を下したのである。數ある史臣の中には畏くも當今は北朝の御裔にましますからといつて、義公の南朝正統論を執られることを諫めたのであつたが、公は「この事だけは自分にまかせて呉れよ。天下後世自分を罪する者があつても大義の存するところ、筆を曲げることは斷じて出來ぬ」といつてそれを峻拒せられた。これは孔子が春秋を著はして「知我者。其惟春秋乎。」

罪我者。其惟春秋乎。」といはれたのと全く一致してゐる。

既に二百有餘年の古に於て、義公がこれ程明快な斷定を下してゐるのに、明治の末期に至つて突如として南北朝問題が起つたのは如何にも残念な事であつた。承る所によると、當時世論の囂々が餘りに烈しかつた爲に、時の總理大臣桂氏は之を天上に奏聞して聖斷を仰ぎ奉つた。ところが畏くも明治天皇に於かせられては、「それは疾くに決定してゐる事ではないか」とのたはせられたので、問題は立どころに解決したといふ事である。義公が人臣の身を以て畏くも皇統を批判し奉つたのは、確に大膽極まることに相違ないのであるが、之に依つて日本國の主權に絶對性を帶ばしめて、民心の歸趨する所を知らしめた功績に至つては没すべからざるものがあるのである。

四

次に水戸學の精神をずつと擴張して、これを更に實際化した事實について一言することとする。

水戸藩に於て、大日本史の編纂を思ひ立たれたのは義公であることは前に述べた所であるが、之に次いでこの修史事業に偉功を立て、水戸學の精神を擴大し實際化した者は同藩第九代の藩主烈公である。これは諱を齊昭といつて、幕末に日本の政治舞臺で活躍された有力者の一人である。この烈公は天保年間、藩學弘道館を立てられた。世間には水戸は他藩よりも文教を重んじた所であるのに、何故に藩

學を立てるのが遅れたかといふ者があるが、これは如何にも道理ある問である。併し乍ら水戸では既に義公が大日本史を編纂するために彰考館を立て、其處で毎月一回學者をして講演會のやうなものを開き、有志の者には自由に聴講させたのであるから、彰考館が一種の藩學であつたのである。弘道館の建設が遅れたのは之が爲である。

この弘道館には有名な弘道館記を刻んだ碑がある。これは寒水石でその高さは一丈餘もある。碑面の上部には「弘道館記」の四字が隸書で大きく記され、その下に碑文がある。これは水戸學の精神を窺ふに最も適當な文字である。その中綱領とも認むべきものが四ヶ條ある。その一は、「奉_ニ神州之道。資_ニ西土之教。」その二は「忠孝無_二。」その三は「文武不_レ岐。」その四は「學問事業不_レ殊_ニ其效。」である。

第一の「奉_ニ神州之道。資_ニ西土之教。」について云はうに、水戸學の立場からすると、この日本國には昔から道があつたのである。それが即ち「神州之道」である。神代には文字が無かつたから、この道を表現する上に文字を用ひず、従つて道名稱はなかつたのであるが、道そのものは存在してゐたのである。然らばその道とは如何なるものぞと云ふに、支那の五倫五常と同じものである。即ち父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、兄弟序あり、朋友信ありである。例へば天祖が皇孫に三種の神器を御授けになつたことは何處までも「親」が本になつてゐるので「親」の道である。苟くも神器を御所有になつてあらせれる天皇に對し奉つては犯し奉る者がなかつたのは、即ち「義」の道があつたからである。又諸冊二

尊が御夫婦の道を守らせられたのは「別」の道に基かれたのである。かやうに上代の風習制度を一々調べて見ると、確に五倫五常があつたのである。故に吾々も亦この我が國固有の道を行はねばならぬと説くのである。吾々は又「西土之教」を資ることが肝要である。西土の教とは孔孟の教を意味するのであつて、徳川時代の諸藩の中で、最も多く孔孟の教を日本道德に同化したのは水戸學である。これ神州の道も西土のそれも要するにその揆を一にしてゐるとなしたからである。決して無批判的にこれに盲從したのではなくて、獨自的精神をその根本として、之を整へ之を飾るに孔孟の道を以てしたのである。別に言へば、自國固有の文化を本として之に他國の文化を取入れたのである。

第二の「忠孝無_二」はこれを絮説する必要がないから、大略を述べるに止めることとする。「忠孝無_二」を高調する點にも水戸學の精神は窺はれるのである。忠孝無_二即ち忠孝一致といふことは我が國民道德の眼目である。これ上述の五倫の中でも君臣と父子とが尤も重大なものであつて、その間に成立つ忠と孝とは人の臣たる者、人の子たる者の大道であるからである。元來支那では忠孝一致の教を有し乍ら、兩者の一致する事實がない。孝經には明かに、「孝を以て君に事ふれば則ち忠」と書いてあるが、それは單に教の上での一致であつて、實際には成立たなかつた。これは支那には綜合的家族制度が無いからである。之に反して、我が國にあつては、國がやがて大きな家であつて、畏くも天皇はその大家長にましますところから、天皇に對して忠を盡し奉ることは、そのまゝで父に對して孝を盡す